

**令和 2 年提案における
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての
関係府省からの第 1 次回答及び提案団体からの見解等
一覧（170 件）**

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
7	関西広域連合	専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、先ずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べることでできる枠組みをつくることを求める。	これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1校設置法人のみであったことから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況。また、専門学校からの移行設置する場合、専門学校の募集停止などにより、学校法人の経営や地元高校生の就学先への影響も大きく、地域への影響も配慮した丁寧な対応が求められる。	関西広域連合に認可権限を移譲することにより、申請者の利便性が高まるとともに、地域への影響に配慮した丁寧な相談対応・認可事務が可能となる。これにより、地域の産業ニーズに即した専門職大学の設置の促進が見込まれる。	文部科学省		
9	関西広域連合	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲	関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。	文科省の補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。しかし、地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果の活用につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。	関西広域連合への事務移譲により、関西における文科省事業の浸透や申請者の利便性の向上が見込める。また、地方の状況や特徴を踏まえた審査が可能となるとともに、地方大学の参画促進や継続性のある取組が可能となる。	財務省、文部科学省		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
専門職大学の設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法や専門職大学設置基準等の法令へ適合しているか等の教学面並びに設置する学校法人の財政計画・管理運営について専門的学問的観点からの審査が行われている。 学校教育法や大学設置基準を満たしているか否かの審査や、長期的かつ安定的な学生確保の見通しについての審査等において、地域によって異なる運用がなされることのないよう一元的に厳正・公平な審査を行うことが、学位の国際通用性の観点からも我が国の大学の質保証等にとって重要であり、修学する学生の利益保護にも繋がることから、関西広域連合に認可等に係る権限を委譲することは馴染まない。 なお、提案されている「大学設置・学校法人審議会への意見を述べることができる枠組み」については、平成30年度開設の大学等新設の審査より、原則として設置構想に係る面接審査において、設置予定地等の地方公共団体に対し意見聴取を行っている。今後、関西広域連合が認可申請者との連携を進める予定がある場合においては、認可申請者の判断により、特別地方公共団体である関西広域連合が大学設置・学校法人審議会への意見を述べることは可能であると考え る。 また、支障事例において、初年度の認可事例について言及されているが、2年目（令和2年度）には、専門学校設置法人であった学校法人が申請した専門職大学が開設されている。また、「専門学校設置法人が文科省と接点が無い」との指摘については、文部科学省が主催する大学設置等に関する事務担当者説明会や、大学の設置に関する事務相談の機会を従来より設けており、引き続き丁寧に対応していきたい。 なお、「専門学校の募集停止による影響」については、申請者である学校法人と専門学校の所轄庁である都道府県との適切な連携により解決されるべき問題であり、権限移譲の理由とはならないものと考え る。	専門職大学は、地域産業を担う専門職業人材の育成等の観点から創設されたものであり、設置目的からも、地域ニーズに応じた人材の育成は、地域主体で行うべきだと考えている。 関西広域連合においても、大学設置・学校法人審議会等の体制を整えれば、厳正・公平な審査は可能であり、そのため、まずは設置認可申請の受理・事前審査を行い、意見を述べる事ができる枠組みを求めたものである。 関西の経済圏や生活圏は、一府県に留まることなく府県域を越えており、「関西」という圏域単位での対応が不可欠であり、また、現在の意見聴取方式では不十分であることから、広域行政の責任主体である広域連合として、圏域の実情を踏まえ、積極的に大学設置・学校法人審議会において、意見を申し上げたいと考えており、今回の提案は、そのための仕組み作りについて申し上げている。 また、認可実績については、初年度の開設申請は13校で、そのうち認可されたのは全て大学を持つ法人のみであり、このことから、地方の専門学校のみ有する法人には、設置認可はハードルが高いと考えられており、また募集停止による影響についても同様に、法人が懸念していることであり、その結果、専門学校法人からの設置申請の減少が懸念される。 この根本的な問題は、現在行われている文科省による事務担当説明会等による対応だけでは不十分であり、文科省との接点の少なさから設置法人側が懸念しているものである。 関西広域連合に移譲がなされた場合には、府県等と密接な連携を行っていることから、法人に対してもより丁寧な対応が行え、このような懸念は払拭され、地域の企業ニーズに即した専門職大学の設置促進が見込まれる。		【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。
補助金交付事務は国の会計事務と密接に関わるものであることから、補助金等適正化法においては、第26条第2項により「国は、……補助金の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができ」とし、当該事務の法定受託先を他の会計事務と同様に都道府県に限定しているため、地方自治法の特別地方公共団体に当たる広域連合は補助金等交付事務の法定受託先とはならない。 今般のご提案において具体的に想定されている「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」（申請受付期間：令和2年7月27日～7月29日）では、全国的な視点から対象プログラムを4～6件選定し、各プログラムの申請大学（事業責任大学）に対し補助金を直接交付する仕組みとしており、本事業の選定に係る審査等や補助金交付の業務は国（文部科学省）において行う必要があるため、これらの事務を関西広域連合に移譲することはできない。 ただし、本事業では、申請の際に、事業の推進体制が地方公共団体を含む事業協働機関の間で十分に検討されていることや、大学と地方公共団体が雇用創出・若者定着に係る取組を行うに当たり合意を得た事項を定めた協定書（案）の提出等を求めており、地方公共団体の意向が十分に反映される仕組みとなっている。 また、今回のご提案の趣旨を踏まえ、今後の選定プロセスにおいて行う面接審査（書面審査により選定候補を絞り込んだ上で行う。）の際に、申請大学（事業責任大学）の判断により、関係する地方公共団体の関係者が説明者として同席し意見を述べることを可能とする方向で検討したい。	まず、補助金交付事務について、法定受託先の範囲を広域連合も含めるよう拡大していただきたい。現行の業務執行上の問題により対応できないということであれば、どのような提案も実現しないため、広域連合も法定受託先とするよう適化法を見直したうえ、選定事務等を広域連合に移譲するよう求める。 また、今回の提案は、今後実施される地域人材育成に関わる補助事業も含めての提案であり、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」のみに対応を求めているものではないが、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」についてもその趣旨として、「地域の企業等と協働し、地域が求める人材を養成するための教育改革を実行するとともに、就職先と一体となった教育プログラムを実施することで、若者の地元定着と地域活性化を推進するもの」とあり、全国的な視点ではなく、まさに地方の視点から選定するべきものであると考えている。 回答では、現在においても地方公共団体の意向が反映される仕組みであるとされているが、関西広域連合への事務移譲により、申請者の利便性と地方の特性を踏まえた、より主体的な審査が可能となり、効果的な取組が可能となる。 今後、地方公共団体が意見を述べる事を可能とする方向で検討したいとされているが、関西の経済や生活圏は、それぞれの行政区域を越え、関西全体に広がっていることから「関西」という単位での選定が不可欠であるため、圏域の特性や実情を踏まえた選定等が可能となるよう、関西広域連合への事務権限の移譲について再度検討をお願いしたい。		【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手挙げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求める。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
11	富山市 【重点1】	体調不良児対応型の病児保育事業における要件の緩和	体調不良児対応型の病児保育事業においては、看護師等を1名以上配置することが要件であり、看護師等は体調不良児への対応のほか、施設及び児童全体の日常的な保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うこととされているが、次の要件緩和を求める。 ①病児対応、病後児対応型と同様に近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば看護師等の配置を要件としない。 ②本事業における看護師等の役割については、体調不良児への対応に特化する。	利用児童の有無にかかわらず看護師等の配置が必須のため体調不良児対応型を実施する施設数の拡大が進まない。 H27の地方からの提案等に関する対応方針により、病児保育事業については、近隣病院等から駆け付けられる等の迅速な対応が可能であれば職員の常駐を要件としないなど柔軟な対応が可能であることが明確化されたものの、体調不良児対応型については適用されていない。 また、実施要綱上、体調不良児対応型を担当する看護師等に施設及び児童全体の日常的な保健対応等の役割が課せられているが、本役割は体調不良児対応型の実施如何に関わらず必要なことであり、病児保育事業未実施施設においても保育士が行っていることから、本事業の実施要件として定めることは不要と考える。	保育所等において体調不良児への病児保育を実施していることは保護者の安心感につながることから、実施施設数の拡大によって、より多くの家庭に子育てへの安心感を持ってもらえる。 また、看護師等の保育所等への常駐を要件としないことで、域内の限られた看護人材を有効に活用できる。	内閣府、厚生労働省	盛岡市、宮城県、福島県、佐倉市、新潟市、長野県、犬山市、徳島県、宇和島市	○看護師の常駐については、子どもの体調の急変に備える面では必要と考えるが、一方で常駐をしていなくても可とすることで、本事業の活用は増えると想定される。ただし、常駐を要件としない場合は、保育園での勤務を希望する看護師の雇用を促進できない面も想定される。そのため、常駐しない場合の補助額は、常駐よりも低く設定するなどの差別化は必要と考える。 ○現在、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、保育所における看護職の配置が必須項目ではない社会背景があります。一方で、医療的ケア児の保育所入所が少しずつ増加しているように、医療的ケアまでではないものの、身体上の慢性疾患等への配慮が必要な入所児童が増えている状況があります。乳幼児が保育所を日々利用するなかで、体調不良となることは日常的なことであり、看護職が配置されていない保育所であっても、担任保育士や保育所事務職員が体調不良児への対応を行うことは恒常的な状況となっております。体調不良児への対応へ特化した看護職を求めずとも、看護職の保育所配置が進むことで、体調不良児への対応は十分に対応できるものと考えます。要件緩和により、保育所への看護職配置について、各施設が努力しやすくなります。また、社会的に、保育所における看護職配置の意義について容認されることで、看護職も保育所へ集まりやすくなり、保護者も安心して保育所に子どもを預けることができ、配慮が必要な子どもが増加しているなか保育士も安心して保育対応が行えます。 ○県内の市町村からも看護師の確保が困難という意見がある。
14	小郡市	PFI手法によらない学校施設整備に対する学校施設環境改善交付金の交付要件の明確化	PFI手法によらないPPP－BTO方式での学校給食施設整備により、割賦払いを行った場合についても、学校施設環境改善交付金の交付対象となること及び通常事業と同様の財政措置を受けることができること、について通知等により明らかにする。	【現状】 学校給食共同調理場の改築における学校施設環境改善交付金の交付については、その交付要件として、「地方公共団体負担分を含め、国庫補助に係る事業については、全額を採択年度に支出すること」とされているが、公立学校施設をPFI手法により整備する場合は、「国庫補助の対象内経費における地方負担分にPFI事業者の資金を充当し、後年度に渡る割賦払いとする場合も、施設整備の実施年度に一括して国庫補助を受けることができる」とされている。また、地方財政措置についても、「通常の国庫補助事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置がなされることになって」いる。 一方で、これらの取扱いについては、PFI手法によらないBTO方式（PPP－BTO方式）での学校給食施設整備においても、同様の国庫補助、交付税措置となるものと理解している。 【支障事例】 これまでは、PFI法の制定からその普及、浸透という必要性により、PFI事業を例外的に取り扱ってきた流れがあったかと思われるが、法制定から20年経ち、初期のPFI事業が終了し、PPP／PFI手法による公共施設整備の実績も多数積み上げられてきたこと、また、「PPP／PFI推進アクションプラン」に基づく多様なPPP／PFIの推進を国が求めていることからすれば、PFI手法か否かを要件とすることなく、これまで全国各地で蓄積されてきた様々な官民連携手法を横展開していくことこそが、時流に沿った考え方であると思われる。 また、人口が多く、整備する施設が大規模となる大都市と違い、小規模の自治体では施設の規模も小さくなり、市場性のあるPFI事業が限られてくる現状もあり、補助金等の適用条件としてPFI手法が求められることで、官民連携手法の導入を断念することもあることから、小規模自治体へのPPP／PFIの推進を図っていくためには、補助金、財政措置等による柔軟な支援が不可欠である。	PPP－BTO方式での学校給食施設整備が、PFI手法によるものと同様の国庫補助、交付税措置の対象であることが明確化されることで、今後の整備手法の検討の円滑化が期待される。	文部科学省	盛岡市、花巻市、滝沢市、宮城県、大阪府、東大阪市、熊本市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
体調不良児対応型において同一施設内に看護師を常駐することとしているのは、医師に受診させた後、保護者とあらかじめ協議をした上で受け入れ・訪問の決定を行う病児・病後児対応型と異なり、児童全体の日常的な健康管理・衛生管理等の保健対応や子育て家庭への相談支援の役割を担うとともに、児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合においては、直ちに児童の症状などに気づき・確認をし、緊急的な対応を行うことができるようにするなど、安心・安全な体制を確保するためである。体調不良児の発生について予見することは困難であり、初期対応の遅れによって児童の生命・身体に危険が生じる可能性もあることから、同一施設内に看護師を常駐させることなく、本事業の実施することは困難と考える。また、平時における児童全体の日常的な保健対応についても、専門職である看護師によらず、保育士がその役割を担うことは適切でない。	一次回答では「体調不良児の発生の予見は困難」とされているが、保育所においては、児童の健康・安全を守るための日常的な保健対応として、各クラスの担任保育士が、登所時における保護者からの健康状態の聞き取りや、検温等による子どもの健康状態の観察や記録、保護者からの依頼に基づく医師の処方による与薬などを行い、個々の通常の健康・様子を把握し、細やかに健康状態を確認しており、体調不良児の発生に一早く気付くよう、全体で目を配っている。このような中、体調不良児を把握した場合には、まず保護者に連絡を取り、児童の状態を伝え、迎えに来るまでの間の対応を確認し、全身状態・呼吸状態・脱水症状・体温等の経過観察を行い、必要に応じ嘱託医や子どものかかりつけ医に相談しながら対応している。上記は、看護師の常駐の有無にかかわらず、保育士全員が厚生労働省が示す保育所保育指針に基づき適切に行っているところである。体調不良児対応型病児保育事業において、専門職である看護師が常駐することは望ましいと考えるが、看護師の確保は非常に厳しい状況にある。こうしたことから、病児・病後児対応型と同様に、近隣病院等と連携し、体調不良児への対応のみを役割とする看護師の駆け付けが例外的に認められれば、看護師の常駐が困難な保育所であっても、体調不良児発生時に、専門知識を活かした、より適切な対応が可能となり、質の高い保育サービスが確保され、保護者の安心につながるものとするため、体調不良児対応型についても駆け付け要件が認められるよう検討されたい。		【全国知事会】 病児保育事業における看護師等の配置人数については、地方分権推進特別委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、省令の改正等の措置を講じるべきである。
小郡市が「PFI手法によらないPPP-BTO方式」と主張している学校給食施設整備事業については、本年1月に文部科学省に相談があり、文部科学省としてはPFI手法の一環であるとの認識から、学校施設環境改善交付金の対象となる旨をすでに回答済み。小郡市に限らず、個別の各事業が学校施設環境改善交付金の対象となるか否かについては、個々に相談に応じている。一方、今回の提案において言及されている「PFI手法によらないPPP-BTO方式」の詳細が不明であるため、通知等により一般に明らかにすることは困難である。	本提案の方式である、PFI法に基づかない(PFI法で求められる所定の手続(実施方針の公表、特定事業の選定等)を行わない等)ものであって、SPCを組成せずに民間事業者が代表企業となり、民間資金調達による設計・建設を行った直後に、自治体へ所有権を移転し、引き続き民間事業者が管理・運営を行い、自治体から民間事業者へサービス購入費を支払う方式(通称:PPP-BTO方式)については、PFI手法の一環であることから、学校施設環境改善交付金の対象となることが貴省の1次回答から確認できた。あわせて、上記の方式により学校施設環境改善交付金の交付額が発生する場合は、PFI法に基づくものであれば受けられる特例(交付金対象経費内における一般財源についても、後年度の割賦払いが認められることなど)も等しく受けられるものと理解するが、確認しておきたい。		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じ得る事項であり、質の確保を図るため「従うべき基準」として国が最低基準を定めるべきであり、地域の実情に応じて異なることができる「参酌すべき基準」には馴染まない。 その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。 厚生労働省としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「子育て安心プラン」に基づき小規模保育事業や家庭的保育事業等の多様な保育を含め、保育の受け皿確保を進めていただきたい。	当市でも保育ニーズ調査等に基づき、苦しい財政状況の中で「待機児童を発生させない」ことを最優先の課題として、全公立保育園の施設整備や幼稚園の認定こども園化の支援を行うなど、保育の受け皿整備に取り組んでまいりました。 既に全公立保育園で改修が完了しており、公立保育施設の施設整備に係る補助金が一般財源化され、未就学児童が急速に減少する中で市民の理解を得ることは容易ではなく、さらなる施設整備を進めることは困難です。 また、小規模・家庭的保育事業の整備についても、今までも努力してきましたが、子どもの数が将来的に減少する中では、事業者は募集しても見つからず、今後も事業の実施は難しい状況です。 待機児童は少なければ良いのではなく、1人でも保育所に入所できないお子さんがいれば、その保護者及び子どもにとっては生活を左右する重要な問題です。待機児童が少数であっても待機児童を解消するための方策を早急に検討し、保育を提供する環境を整えることは児童福祉法第一条における児童の権利を保障することにつながるものと考えます。 国制度による幼児教育・保育の無償化の施行により、今後の保育ニーズを正確に見込むことは困難であり、近々に待機児童の発生が避けられない状況を即時的に解決するために、居室面積基準は全国一律の「従うべき基準」ではなく、「参酌すべき基準」とすべきと考えます。仮に、「参酌すべき基準」としても、保育室・ほふく室を廊下と一体的に利用することにより個々の居室の面積を補完する、あるいは、豊かな自然環境を生かした保育を展開するといった地方の創意工夫により保育の質の低下を防ぐことは十分に可能であると考えます。	【大阪市】 本市では、面積基準緩和を認めるにあたり、条例において、次の6つの要件を満たすこととしている。 ①保育所における衛生的な環境の確保が図られていること ②児童の清潔を保つために必要な配慮及び児童の健康状態の適切な管理が行われていること ③児童が睡眠をするための場所の確保について特に配慮がなされていること ④設備及び備品に対する安全点検が適切に行われることにより、当該保育所における児童の安全の確保が十分に図られていること ⑤整理整頓が常に行われることにより、児童の保育を行う場所の確保が最大限に図られていること ⑥保育所と保護者との間の信頼関係が確保されていること 以上のように、面積基準緩和を認めるに際しては、本市独自の要件を定めて、児童の安全・安心な環境の確保を図っており、面積基準緩和適用後は、認可定員の範囲内での保育の質について、指導・監査時に確認している。 これらにより、現時点では問題は発生していない。 以上から、待機児童解消に向けて、居室面積に係る基準について、安全性確保のための人材・スペース等の確保や安全観察等の義務付けを前提に、自治体が独自に判断できる仕組みにすべきと考える。	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
16	袖ヶ浦市	住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用	個人番号カード所持者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。	住民基本台帳法第24条の2において個人番号カードの所持者に限定している特例転入は、住基ネットからの転出情報の取り込みにより入力箇所が大幅に省略され、時間短縮が図られている。特に3人以上の世帯など複数人の転入の際には入力時間とともに確認時間も大幅に短縮できている。 自治体においては、個人番号カードの交付率を向上させるよう取り組んでいるが、いまだ個人番号カードを所持していない住民は多く、特例転入の制度を活用できていない。そのため、ほぼ全ての転入者につき、転出証明書に記載されている情報を住民記録システムに手入力しており、多くの時間を要している。 特に、転出証明書に記載された文字のうち、近似文字(「凜」と「凜」やデザイン差文字)を誤って手入力してしまうことも多く、各自治体で誤りを防ぐため苦慮している。また、転入は付帯して住民票の発行、印鑑登録、戸籍届出、健康保険証、転入学通知書の発行、児童手当などの手続きなどを行うことが多く、元となる住民基本台帳の入力に時間を要することは市民の待ち時間を増長させる根本的な要因となっている。 一方、民間企業において、転出証明書をOCRにより読み取ることにより、住民記録システムに反映させる方法が検討されているが、各自治体で用いている住民記録システムが異なり、様々な転出証明書のレイアウトが存在することから、実用には至っていない。	すべての転出者の電子による転出証明書情報の送信が可能になれば、全国の市町村において転入に係る入力業務の時間短縮を大幅に図ることができ、かつ誤入力を防止できる。	総務省	旭川市、苫小牧市、盛岡市、花巻市、秋田市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、相模原市、小田原市、福井市、上田市、高山市、沼津市、島田市、湖西市、野洲市、京都市、亀岡市、枚方市、八尾市、和泉市、東大阪市、米子市、広島市、東広島市、高松市、宇和島市、大牟田市、島原市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市	○データを直接住民記録システムに反映することができるため、職員の手入力による誤入力等を防止することが可能となる。 また、入力時間を短縮することにより、窓口の混雑緩和となり、市民サービスの向上に繋がるものである。 ○転出証明書に記載されている情報を住民記録システムへ手入力するのは多くの時間を費やしている。 また、当市でも近似文字の入力誤りについて、年に数回発生しており、それについての事後処理でも時間を費やし、事務負担を招いている。 ○入力時におけるヒューマンエラーを削減できれば、万が一誤入力してしまった際の差し替えや関係各課への調整等も減らせると期待できる。○入力や照合に時間がかかり住民の待ち時間を増大させている。 特に3月から4月の繁忙時期は転入者が多く、更なる待ち時間に繋がっている。また、OCRによる転出証明書の読み取りについては、費用も発生するため、早期の実現は困難な状況である。 ○外国人住民の転入も増加しており、氏名や在留カード番号、在留資格、在留期間等入力項目が多く誤入力が増加している。また、住民票コード、個人番号を誤入力した場合、住基ネットの修正も煩雑で時間を要するため苦慮している。住基ネットの情報が利用できれば業務時間の短縮かつ誤入力を防止できる。 ○転入と同時に住民票の発行や印鑑登録を申請される方や学校関係、児童手当などの手続きを行うことが多く、繁忙期は特に、住民登録の入力に時間を要するため、待ち時間が増長することで市民の負担になり、窓口への苦情にも繋がっている。○住民異動入力で最も入力が煩雑なものが転入であり、入力・点検作業に多大な労力がかかっている。特例転入はシステム上個人番号カードがなくても処理可能であり、全ての転入で特例転入が可能となるなら事務処理負担の軽減は相当なものとなる。システムの改修も不要のため費用もかからない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
転出入手続は、住民の居住関係の発生又は消滅に係る重要な手続であることから、転出地市区町村において転出者に転出証明書を交付し、転入地市区町村において転入者が持参した転出証明書を確認することにより、転出者と転入者が同一人物であり、転出証明書を持参して届出の任に当たっている者が、届出をする者本人であることを厳格に確認する必要がある。この点、個人番号カードの交付を受けている者については転入地市区町村において、個人番号カードを提出させ、暗証番号を入力させた上で本人確認情報を取得し、これを転入届に記載された事項と照合することで、厳格かつ簡便に本人確認を行うことができる。このような個人番号カードの機能に基づき、住民基本台帳法第24条の2の特例については、個人番号カードの交付を受けている者に限定しているものであり、一般的な転出入手続に適用することはできないものとする。	転出者と転入者が同一人物であるか否かについては、個人番号カード以外にも運転免許証等で厳格かつ簡便に本人確認を行うことができる。また、運転免許証等がない場合であっても、現状では本人しか知りえない情報を質問票で回答させることで対応しており、これによる事故等は生じていない。 一方で、転入の届出については、転出証明書に記載された事項を住民記録システムに入力した後、その内容を確認しているが、年度末や年度初め、連休明けなど異動の多い時期は入力件数も多く、細心の注意を払っているものの、入力ミスが懸念されるところである。 住民基本台帳ネットワークシステムから転出者の情報を引用することが可能となれば、迅速かつ正確な事務処理が見込めるものであり、職員の負担軽減はもとより、入力ミスの防止や住民サービスの向上も期待できる。 以上のことから、特例転入の適用対象を広げることで得られる効果は非常に大きいと考える。	【福井市】 「個人番号カード+暗証番号」を厳格な本人確認と位置づけるのであれば、「写真付き公的機関発行身分証明書(運転免許証など)+その他の身分証明書(健康保険証など)」も十分厳格な本人確認行為であると認めることができる。このことから、特例転入手続きを個人番号カード所持者に限定することは不適當である。 【島田市】 本人確認については別の方法でも可能である。国の方針でデジタル化を推進していることから、今後に向けて検討をお願いしたい。 【東大阪市】 住民基本台帳法第24条の2の特例について、個人番号カードの交付を受けている者に限定している点については、認識しているが、個人番号カードの普及率が上がらない中、住民サービスの向上及び正確性を担保する上で、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるよう法改正を望む。	【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、住民サービスの向上及び正確性を担保するため、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるようにしてほしいという意見や後処理が簡便になるため法令緩和をぜひ検討してほしいという意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
17	袖ヶ浦市	個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等	個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。	他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続を行う必要があり、住民にとって負担となっている。住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。	転出入手続が簡素化され、住民の利便性の向上、負担の軽減に寄与するとともに、個人番号カードの普及につながる。内閣官房が検討している引越しワンストップサービスの実現により、支障は大きく改善できると考える。一方で、転出自治体から転入予定自治体へ転出等届をLGWANメールにより連絡を行うところ、先に転入手続きを行い、転入通知情報を転入予定自治体から転出自治体へ通知することにより、転出等届をしたものとするにより、自治体及び住民の負担をさらに軽減できる。	内閣官房、総務省	旭川市、苫小牧市、いわき市、柏市、横浜市、相模原市、福井市、上田市、高山市、湖西市、野洲市、京都市、八尾市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、島原市、五島市、竹田市	○手続が簡素化され、住民、市町村ともに負担軽減が見込まれる。なお、特例転入に限らず、すべてのケースで転出届を廃止し、「転入届」のみにできるのであればさらに負担軽減が見込まれる。 ○マイナンバーカード所有者から、カードを所有していても住民異動届が簡素化されていないとお申出をいただくことがある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
市区町村にとって住民の住所の変更等の事実は当然に知り得るものではなく、住民からの届出により把握されるものである。その上で、市区町村は、住民基本台帳上の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っており、当該行政事務に係る住民の権利義務の始期又は終期となる住民の転入又は転出を正確に把握することが必要である。 この提案によれば、転出届について、転出地市区町村において、住民の転出後も転入届が行われるまでの間、住民の転出を覚知できず住民票の消除等が行えず、上記のような各種の行政事務を適正に行えないこととなるため、転出の事実についての届出を省略することはできないが、より住民負担や市区町村の事務負担が軽減される方策については検討する必要があると考えている。 また、転入届については、これが受理されることで、転入地市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、上記のような各種の行政事務に係る住民の権利義務が生じるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要のある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届については、対面で実施することが必要不可欠であるが、その上で住民負担や市区町村負担をより軽減する方策が考えられな いか検討する必要があると考えている。 以上を踏まえて、自治体手続における引越しワンストップサービスについては、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。	意見はありません。	【いわき市】 届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
19	姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化	市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること	当市管内において、離島と港とをつなぐ航路を運行している2社が事業統合することとなった。2社から、地元からも株式の購入による出資をすることを要望され、地元自治会も同意したため、事業統合する新株式会社について、地元自治会(認可地縁団体)が株式を購入(5株・5万円)することを含む商業登記法第47条に基づく法人設立の登記をしようとしたところ、公証人役場から「認可地縁団体は、地方自治法第260条の2第1項において、『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する』とされており、株式の保有については認可地縁団体がすることはできず、株式会社としての登記に地縁団体は記載できないのではないか」との指摘があり、地元自治会が株式を保有することに支障が生じた(認可地縁団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない)。結果、株式会社設立が当初予定日に間に合わないと判断され、地元自治会を出資者から外して、株式会社を設立することとなった。	認可地縁団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式会社の出資者となることができれば、今後、認可地縁団体が地域公共交通などの地域課題の解決に資する半官半民サービスの支え手となることが期待されるとともに、住民自治の充実に資する。	総務省	須賀川市、宇和島市、宮崎市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
地縁による団体は、地方自治法第260条の2第1項において、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負う。」と規定されている。 市町村長の認可の目的は、地域的な共同活動のための「不動産又は不動産等に関する権利等を保有するため」であり、地縁による団体が、現に不動産又は不動産に関する権利等(例：不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利、地域的な共同活動に資する資産等)を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされている。 他方、認可地縁団体は、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとされているが、「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味するものであり、「規約に定める目的の範囲内」とは、目的を遂行するために必要な行為を含むものと解されている。また、「地縁による団体に係る認可事務について(総行行第41号 平成21年4月1日付け総務省自治行政局行政課長通知)」においても、「認可地縁団体の財産の取得は、認可地縁団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、認可地縁団体が株式を保有することについても、規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて行うものであれば、制約はない。 よって、現行の取扱いにおいて、今回の「支障事例」の例に挙げられた認可地縁団体による株式の保有が可能かどうかについては、当該認可地縁団体の規約において「目的を遂行するために必要な行為である」と解釈されるか否かによって判断されるものである。 なお、第32次地方制度調査会の答申において、認可地縁団体制度については、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。」とされており、これを踏まえ、今後必要な対応を検討することとしている。	今回、新たな株式会社設立の際、登録機関において、認可地縁団体は、株式の取得はできないものと判断された。 このため、一次回答でお示しいただいた、「地縁による団体に係る認可事務について(総行行第41号 平成21年4月1日付け通知)」において、「認可地縁団体の財産の取得は、認可地縁団体のが規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、株式等の金融資産を保有できることについて、法人設立登録を行う際の窓口となる機関(法務省所管の公証人役場)など、関係機関に周知徹底をお願いしたい。 加えて、第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、認可地縁団体が、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度となるよう、積極的に再構築を進めていただきたい。		【全国市長会】 提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
20	南砺市	電源立地地域対策交付金の申請事務の簡素化	複数事業を一括で記載できる様式で申請できるようにするなど申請書類の簡素化すること。 また、当初の事業目的を達成でき、30%を超えない変更であれば、国への協議を不要とするなど軽微な変更の範囲を見直すこと。 更に市の財産(市道、公園)の整備に関する各府省への協議については必要なものに限ること。	複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。また、事業ごとに独立した申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担である。 現在は、個別事業について主務大臣の審査、決定を受けているが、審査に時間を要することが多く、事務に支障をきたしている。変更の協議においても同様で、軽微な変更において、他の補助金では変更協議を要しない額の変更であっても、本交付金では、変更協議を要するなど、事業の執行にも支障をきたす場合もある。 また、文部科学省、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、申請にあたり所管庁の協議も必要となっており、協議先が増えることで、申請事務に時間を要している。 以上を踏まえ、申請等の事務について、申請及び変更協議等の手続きに時間を要するため、変更協議の要否を含め、事務の簡素化を求めるもの。	個別事業の審査時間、資料作成時間が省略できることから、事務効率の改善を図ることができ、対象地域での速やかな事業の実施が可能となる。	文部科学省、経済産業省	岩手県、京都市、兵庫県、大分県、宮崎県、宮崎市	○複数の事業を実施する場合に、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならず、また、大量の紙資料の提出を行わなければならない。また、事業ごとに申請書を作成するため、個別の発番をとる必要があり、事務負担となっている。 ○当県においては、各市町村から提出された申請書をもとに、事業開始月毎に経済産業省用に新たに申請書を作成し、その都度押印する必要があるなど、事務処理に手間や膨大な紙資料作成を強いられている。特に、全国でコロナ感染拡大防止のために宅勤務体制となる中、交付申請書等の押印のために出勤をせざるを得ないなど、事務手続きにおいて負担が大きいものとなった。また、申請前には、経済産業省以外が所管する公共用施設の整備については、所管庁の協議も各県で個別に必要となっており、協議先が増えるほか、申請書とは別に協議用の資料作成が必要となるなど、時間や手間が掛かっている。 ○申請書類や計画書、報告書等の資料が膨大となっており、かつ紙資料での提出となっていることから、業務効率化やペーパーレス化の流れに逆行している状況も課題である。 ○複数の事業を実施する場合、すべての事業に押印の必要な交付申請書を作成しなければならないことや事業ごとに申請書及び計画書が必要なため、膨大な紙資料の提出を行っている現状である。 ○実績報告書の提出にあたり、その添付書類として、支出決定書の写し、契約書の写し、出勤簿の写し、光熱費にかかる証憑書類など、1つの支出に対して膨大な資料が求められており、その複写やチェックに多大な時間と労力を要している。
22	石川県	太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインのとりまとめによる自然公園法に基づく許可基準の明確化	国立公園における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を明確にするため、「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」と同様に、太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインをとりまとめ、図や写真、数値、実施例等を示しながら、景観への影響に関する許可基準を具体的に示すこと。	【現状】 国立公園における太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたっては、過去の事例や現地調査をもとに判断しているところだが、自然公園法施行規則第11条第12項や「国立・国立公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方(平成27年2月環境省自然環境局)」には許可基準が定性的で明確に示されていないため、審査が困難である。環境省が策定した環境影響評価法に関する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン(令和2年3月)」を参考にするものの、記載されている環境対策例が定性的であり、自然公園法上の審査事務に応用することは難しい。 【制度改正の必要性】 許可基準が明確に示されていないことから、特に、景観(自然公園法施行規則第11条第1項第3号の「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」、第4号の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと」、第5号の「屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと」)について、設置許可者である都道府県知事が、周辺の景観との調和に影響が認められると判断し、申請者へ施設の仕様変更等の指導を行う際に、客観的に指導の根拠を示せず窮することがある。	ガイドライン等で景観への影響に関する許可基準が具体的に示されることで、明確な審査・申請者への指導が可能となるとともに、審査・許可が円滑に進み、申請者の事業着手が早期化される等、利便性の向上が期待できる。	環境省	茨城県、新潟市、静岡県、浜松市、兵庫県、萩市、竹田市、宮崎県	○当県では、太陽光発電施設の設置許可に係る審査にあたり、改正前の自然公園法施行規則の許可基準「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること」に適合しないと判断し、不許可としたが、訴訟で敗訴した事例があることから、許可基準がより具体的に示されることで、許可者・申請者双方が客観的な判断が可能になるものと思われる。 ○明確な判断基準がなく、主観での判断で対応せざるを得ない。「著しい妨げにならない」などの表現では判断に迷うため、視野の何%阻害する場合は認めない等の具体的な判断基準を示されたい。 ○当県では許可を行った、太陽光発電設備の付近の土地所有者や地域住民等からの苦情等が発生しており、景観に配慮し、より明確な基準で指導できるようにするため、ガイドラインなどによる基準の明示が必要であると考え。特に、太陽光発電設備の新築等の許可基準のうち、本文に記載されている内容(色彩並びに形態や野生生物やその他風致景観に対する支障など)について具体的な判断や運用が難しく、一定の基準や指標などをお示しいただきたい。 ○自然公園法施行規則第11条第12項第1項に例えば「主要な展望地から太陽光発電の工作物が見えないよう、同程度の高さの植栽を施すこと」等、具体的に追記する必要がある。 ○平成27年7月30日付で国立公園の許可、届出の取扱要領等で太陽光発電の許可基準が新設された際に、国から「ガイドラインをできるだけ早くお知らせするよう努める」との意向が示されている。過去の経緯に沿ったものであり、妥当であると思われる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
電源立地地域対策交付金は電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年2月6日文部科学省・経済産業省告示第2号）においてその様式を定めており、一の申請書で複数の事業の申請を行うことを可能としている。 当初の事業目的を達成でき、交付金事業の交付対象経費の30％未満の変更であれば、軽微な変更として「電源立地地域対策交付金の運用について（通達）（16文科開第951号 平成16・09・24資庁第3号）」においても国の承認を不要としている。 市の財産（市道、公園等）の整備に関する各省庁への協議の取扱いについては、関係省庁との取り決めにより実施しているため、当該関係省庁と確認・相談してまいりたい。	関係府省からの1次回答であった、一の申請書で複数の事業の申請を行うことができる運用については了知した。 しかしながら、本市以外の6団体においても、同様の押印事務及び添付資料の添付量が支障として挙げられていることから、関係府省が運用の周知及び活用を促進することで申請事務の軽減を図ることができると考えている。 また、個別事業ごとに提出する膨大な紙資料の作成事務については、審査内容の精査（必要な資料の精査、協議先の精査、申請のオンライン化等）を進めることで軽減が可能であることから、あわせて検討をお願いしたい。「書面・押印・対面」の見直し政府全体で進められている現状において、速やかに実現すべきものと考えている（令和2年7月17日閣議決定「規制改革実施計画」62頁より）。 上記の精査は、同種の事業を行う国土交通省事業 社会資本整備総合交付金の運用を参考とすることで実現が可能と考えている。 軽微な変更の取扱いについては、通達上は関係府省の回答の運用となっているが、実際令和2年度においても、事業目的及び事業数量に変更がなく、かつ金額の増減がない事業について変更申請を求められているケースがあるので、通達に基づき遵守いただきたい。各事業は、国・県等が定める法令及び積算基準、市の例規等の各種法令等に基づくものであり、各種法令等の適用が確認できるのであれば、軽微な変更としても支障はないと考える。 市の財産の整備に関する協議先の精査についても、各種法令等が適用された一定の技術的指針を満たす事業のみが対象事業となっていることから、関係省庁との協議を経なくても交付金事業として適切な事業実施が可能と考えている。		
自然公園法の許可基準への適合は、各行為の具体的内容と各行為地及びその周辺の地形や植生、展望地等との位置関係等から個別に総合的な判断が必要です。特に、太陽光発電施設は立地等により見え方が異なるとともに、開発面積が大きく、施設設置による環境・景観影響は地域の状況により多種多様です。 そのため、省令で規定する基準以上に詳細な全国一律の定量的な基準を示すことは困難と考えています。 したがって、ガイドラインは策定は予定していませんが、ここ5年間の国立公園での許可等の審査実績を集約・整理し、環境省としての一定の考え方について地方自治体にお示しすることを検討します。	自然公園法での許認可の審査に際し、地域の状況により個別に総合的な判断が必要であるのは、ガイドラインが策定されている風力発電施設の審査についても同様であり、太陽光発電施設に限らないため、審査において個別に総合的な判断が求められることはガイドラインを策定できない理由に該当しないと考えます。 全国一律の基準の設定は困難とのことですが、対象地域の特性によって場合分けをするなどして、その上でどういう観点に配慮して審査し許認可の判断をすべきかという定量的な基準を、客観的な形で示していただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

[illegible]

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところです。 現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。	令和3年度の交付事務に支障が生じないよう申請時まで、社会資本整備総合交付金システム内で完結するようシステム改修を終えていただきたい。また、それに伴い、社会資本整備総合交付金交付申請等要領の改正を行い、適切に事務処理が行えるよう、早めに示していただきたい。	【ひたちなか市】 社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。 紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目途に考えているのか回答を求める。 また、国土交通省所管の他の交付金(地方創生污水处理施設整備推進交付金)についても電子化の検討を求める。 【川崎市】 令和2年7月22日付けで国土交通省大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室より、事務連絡「社会資本整備総合交付金等に係る事務手続における公印省略及び電子化について」が発出されました。これにより、押印文書の提出の電子化が図られ、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務作業の効率化・ペーパーレス化が期待されます。	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
24	新潟市 【重点10】	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し（受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用）	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。 小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)	受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。 保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市 大分	○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であると考え る。 保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。 以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。) ○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。 ○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。 ○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。 また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。 ○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中に世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。 ○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する(概ね2～3週間程度)ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。 ○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。) そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。 小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。) ○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。 このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。 ○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。 また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回(6月)に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。 ○①新規申請の場合、審査会後、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差(2週間以上)があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。 ②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。 上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。 医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。 限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されるところ、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。	受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。 また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。 限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。 ②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。	【群馬県】 所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。 【豊中市】 ①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。 ②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。) このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
25	宮城県、秋田県、長野県、三重県、広島県 【重点22】	自作農創設特別措置法に基づく農地買収に関する欄外登記の看過により発生した二重登記事案における事務処理の簡素化	・時効取得手続きの簡素化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会開催スケジュールの明確化 ・自作農財産紛争処理等連絡協議会で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化	国が戦後の農地解放で自作農創設特別措置法により農地を買収した際、特例により簡易な登記(欄外登記)を行っていたが、法務局が欄外登記を看過して旧所有者からの登記申請を受け付け、二重登記となった事例が発生している。私人による登記を消除し二重登記を解消するには、関係者全員から当該登記を消除することについての承諾書を徴集する必要があるが、その事務は法務局民事行政部長通知により県が行うことになっている。しかしながら、複数回二重登記が看過された場合は相続等により関係者が多数に上り、また、法務局の過失が要因にあることから関係者の理解を得られず、承諾を得られない場合が多い。二重登記の名義人から時効取得の申出があった場合は、自作農財産紛争処理等連絡協議会に諮る必要があるが、不定期開催のため迅速な解決が難しい。また、当該協議会で時効取得を主張する際に、根拠資料として、昭和時代の資料が必要となるため、その収集が占有者にとって困難なものとなっている。現在、県営土地改良事業区域内で発見されており、事業の進捗に影響している。	公共事業をはじめとする土地取引の円滑化、住民の負担軽減、都道府県における事務負担軽減。	法務省、農林水産省	福島県、茨城県、鳥取県、愛媛県	○当県でも、自作農財産創設措置法に基づく買収地である旨の欄外登記(耳登記)を法務局が見落とし、買収後に旧所有者から前所有者に相続登記されたが、近年になり更にその息子が相続しようとした際に、法務局が欄外登記を理由に所有権移転登記を受け付けない事例がある。 ○事故物件の関係者等から相当数の相談がある。発生要因は法務局の見逃しにあるにもかかわらず、処理は県に委ねられ、県には過重な負担となっている。 提案の実現により、二重登記名義人の立場の安定化と都道府県の事務負担軽減が図られるとともに、法務局も参画することによる処理の進捗が期待できる。 ○現在、不法占有等において案件を一つ一つ解消していこうとする場合、その事案に対しての人や時間等も含めた労力が多大に消費され思ったような成果が上がらず、問題の解消に至るまでに数年～数十年要する事案が確認されている。また、平成20年代後半から現在にかけて新規発見された自作農財産においては、発見時に20年をすでに経過し占有者が時効を援用すれば所有権を移転できると考えられる土地も散見されている。
28	藤枝市 【重点3】	幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の見直し	幼保連携型認定こども園の付近にある園庭に代わるべき場所を園庭としてみなすこと。	保育所の設置基準では、保育所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を屋外遊技場とみなしてよいこととされているが、幼保連携型認定こども園の園庭は、園舎と同一敷地内または隣接する位置に設けることが原則とされている。既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しようとする際、狭小地においては、同一敷地内や隣接地に園庭を設置することが困難な立地条件の施設もある。本市の支障事例は、幼児の徒歩圏内に公園があるにもかかわらず、一時的に民間駐車場を園庭として有償で借上げ、設置認可のために借地権を設定するなど、こども園設置者にとって大きな負担となっており、何より、子供たちの身体づくりに影響を与える規定になっている。	幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行しやすくなり、地域の保育定員の増加につながる。施設改修時においても、施設設置者の負担軽減と子供たちの健やかな成長を守ることができる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	川崎市、新潟市、浜松市、豊橋市、稲沢市、徳島県、愛媛県、松山市、宇和島市、長崎市、大分県、指宿市	○施設改修時に隣接地等がないため、仮設園舎と園庭面積を確保できる用地を探す必要が出ており、改修時の基準緩和が必要である。 ○既存の民間保育所が令和2年度に幼保連携型認定こども園へ移行を希望したが、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられるべき園庭面積が幼保連携型認定こども園の認可基準に対して不足していたため、保育所型認定こども園に移行した事例がある。 ○当市においては、保育所から幼保連携型認定こども園への移行を希望した場合において、園庭に関する基準を満たすことができず保育所型認定こども園を選択せざるを得ないケースが生じている。 ○市街地の幼保連携型認定こども園について、老朽化のため近隣地への移転を検討しているが、園舎と同一敷地内または隣接する位置への園庭の設置が原則とされているものの、市街地ということもあり、園庭の面積も含めた土地の確保が難しい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
国有農地について時効取得の主張がされた場合には、自作農財産紛争処理等連絡協議会（以下「自紛」という。）を開催し、自紛で時効取得が認められたときは、その判断内容に基づいて国が所有権の移転の登記等の嘱託をする。自紛の開催については、柔軟な開催を促す観点から、出席者を、付議事案の所在地を管轄する法務局・農政局及び都道府県の委員のみ（それまでは、管轄する法務局と農政局の管内全ての都道府県等が出席）で足りることを内容とする通知の改正を平成31年3月に行ったところ。 その上で、自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続については、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。 他方、自紛で時効取得が認められなかった場合の法務局における職権消除の義務化については、被買収者からの所有権の移転の登記等が記録されている以上、登記権利者となった者の十分な手続保障の下での関与がないまま、登記官の職権においてこれらの者の登記上の利益を奪うこととなる制度の創設は許されないと考える。	第一次回答で示されている出席対象者の縮小など、一定の改善が認められるが、時効取得の主張があった場合の協議会開催に係る期間が定められていないなどの問題もあることから、引き続き運用の改善を求める。 自紛の開催状況、自紛における時効取得の成否の判断に関する手続に係る実態調査は、関係府省において地方農政局・地方法務局・都道府県等に対して速やかに実施し、その結果を有意義な議論の材料としていただきたい。 また、登記官による登記の職権消除に関しては、 ① そもそも、二重登記主義人（以下「主義人」という。）が備えた所有権移転の登記は、一物一権主義に照らし合わせると法的に無効なものであると解される。よって、当該登記に「登記上の利益」があるとは考えにくい。 ② 通常、法務局においては、所有権の登記申請時に、登記原因を証する情報として売買契約書等の提出を求めるなど一定の実態的判断をしており、その結果、所有権の取得が認められない場合は、不動産登記法（以下「法」という。）第25条に基づき申請の却下をし、適正な権利の所在を公示している。 一方、本件においては、法務局をメンバーに含む協議会において、登記申請時同様若しくはそれ以上の判断材料を用いて実態的な判断をして、主義人に時効取得を認めず、所有権がないとしたにも関わらず、主義人に所有権があると公示し続けるのは法務局における適正な事務として矛盾している。 協議会による十分な検討をした結果、時効取得を認められない場合に、主義人に所有権があるとする誤った登記を公示し続けることは、公示を信じて取引等をする者の信頼利益の保護の観点からも好ましくなく、法の目的にも反する。 そもそも、二重登記の状態を出現させたことについて、都道府県に責任はない上、現実的に登記を抹消するための承諾書を都道府県が収集することは困難である。二重登記を看過した法務局の責任において職権消除するよう、前向きに検討いただきたい。		
幼保連携型認定こども園は学校教育を行う施設であり、園庭は、子どもたちの興味や関心を屋外にも向けせ、遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるという重要な教育的役割を担っていることから、子どもが必要な時に保育室と自由に入出入りできる園舎と隣接した位置に一定の面積を設けることを求めているところである。 一方で、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行する場合、園庭の面積基準の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積は、安全に移動できる場所であることなど一定の要件を満たせば、必ずしも園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるとする移行特例を設けている。 しかしながら、藤枝市のご提案は、移行特例の「満2歳児の園児数×3.3㎡」分の面積のみならず満3～5歳児に係る園庭の面積についても、さらには、新設の場合の園庭の面積についても、基準を見直し、園舎と同一の敷地内または隣接する位置にない場所（近隣の公園でも可）の面積を園庭の面積として算入することができるようにすることを求めているものである。 園庭の位置及び面積については幼児教育の根本に関わる重要なものであり、その要件を緩和するということは、幼児教育の目的の達成に重大な支障を及ぼしかねず、要件緩和により幼児教育としての質の確保を担保できなくなるおそれがあることから、ご提案を採用することは困難である。	本市では、幼児教育と保育を一体的かつ総合的に行う施設として、積極的に幼稚園の認定こども園化に取り組んでいる。 本市の提案は、保護者の仕事と育児の両立支援による待機児童ゼロの維持に向けた幼保連携型認定こども園への移行促進を図るために、付近の公園等も園庭とみなすことを求めるものであるが、園庭の教育的役割の重要性については、本市も十分に理解しているところである。 幼保連携型認定こども園は、幼児教育としての機能に加え保育所機能も有する施設であり、同一の敷地内にある園庭と公園等を、子どもの年齢や教育・保育の目的に合わせて併用して活用することは、幼児教育と保育の一体的推進を促すものであると考えている。 また、公園等においても遊びを通じた学びは可能であり、徒歩圏内の公園への移動が学びに支障を及ぼすことはないと考ええる。更には、地域住民との交流による学びなど2次的な教育効果も期待できるため、安全性等が担保されれば、公園等も教育的役割は十分果たせるものと認識している。 なお、本市の一部の保育所では、付近の公園等を屋外遊戯場とみなして認可されている園もあり、そのような状況においても子ども達はのびのびと活動をしており、幼児教育・保育の質も十分に確保されていると認識している。 本市の提案は、移行特例の見直しにとどまるものではないが、移行特例の条件（満2歳の園児に係る園庭の面積に限り算入が可能）は限定的であり、幼稚園から同じ定員で移行する場合、園舎面積が拡張し園庭面積が減るなど移行に支障が生じるため、園庭の面積参入に関して、少なくとも移行の際不足する面積については、公園等も参入することができるよう求めるものである。		【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
29	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	障がい福祉サービス(特に「自立訓練(生活訓練)」)における利用期間の弾力的運用	障がいのある者の学校卒業後の学びの場について、生徒や保護者がその情報を入手しやすいよう、府として、障がい福祉サービスを活用して取り組む事業所の情報公表の仕組みを展開しているところ。 これら事業所は、学びの場として、カリキュラム策定や職員配置等に関し、独自の取組みを展開している。 これら事業所のように独自の取組みを展開する場合に、そのサービス利用期間について、利用者や事業所等の追加負担を生じさせることなく、弾力的な運用を可能とするなどの所要の制度改正を図られたい。	府では、平成30年に文部科学省「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、検討・検証を行い、上記「学びの場」の情報公表の仕組みの創設のほか、障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練」)に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となるよう、所要の制度改正を国に対して求める必要のあることについて、結論を得た。 【主な支障事例】 自立訓練は、障がいのある人の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援であり、本来、学校卒業後等の「学びの場」として活用するもの。 しかしながら、自立訓練(生活訓練)の期間は、原則2年であり、障がい特性を踏まえると、個々の成長を促すには、期間があまりにも短い。 自立訓練と就労継続支援B型を組み合わせ、4年間の「学びの場」を確保している例もあるが、B型は一定の工賃収入が求められるなど、あくまでも就労の場であり、「学び」にはなじまない。 以上のとおり、自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより、新たに制度創設することなく、障がい者の学校卒業後等の学びの場を全国的に確保することができる。	障がい福祉サービス(とりわけ「自立訓練(生活訓練)」)に関し、その利用期間について、弾力的運用が可能となることによって、本人の成長等のニーズに柔軟に対応した、より着実な支援やその後の就労への着実なつなぎ等の質の高いサービス提供等を図ることができるようになる。	文部科学省、厚生労働省	北海道、栃木県、前橋市、豊橋市、滋賀県、草津市、たつの市、宇和島市	○学校卒業後すぐに就職するのではなく、就職までに自らの将来について考え、準備する期間が必要であるとPTAより要望が出ている。 現在は自立訓練(2年間)と就労継続支援B型(2年間)を組み合わせることで時間を確保できるが、就労の場ではなく自立訓練(生活訓練)の期間を延長することにより学びの場を増やし、個々の成長を促進すること、その後の就労定着が期待できる。 ○本提案により、質の高いサービス提供を図ることによってできるようになると考えられる。 ○自立訓練については、標準利用期間が定められているが、精神障害や高次脳機能障害、社会的行動障害を有する者など、その障害特性により、自立訓練(生活訓練)での支援が必要なものの、標準利用期間内では訓練効果が表れにくく、期間を超えて継続して支援を要する者への対応に苦慮している場合があり、弾力的な運用を行う必要がある。
31	大阪府	保育対策総合支援事業費補助金等に係る事務手続の簡素化	保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金及び保育所等整備交付金について、道府県知事に市町村からの申請・実績報告について必要な審査を行うという事務処理規定がなされているが、東京都知事に係る規定と同様にすること。 なお、上記の補助金等については、交付要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令の規定によるとされているが、同法施行令第17条に基づく同意を外すことが可能かどうか明確にされたい。	本提案に係る国から市町村へ直接交付される補助金について、市町村から国になされる交付申請等を、道府県が取りまとめ、内容を審査し、必要があると認めたときは現地調査等を行い、国へ提出することが交付要綱で定められている。 国からの交付申請依頼等は短期間で回答が必要な場合が多く、特に市町村が事業者へ間接補助を行っている場合、事業者→市町村→道府県→国という手続きの流れとなり、道府県を経由することで、事業者及び市町村はより短期間での対応が求められ過度な負担が生じている。 また、道府県において書類の審査等のために当該補助金の運用について国に確認するも回答が得られないことも多く、当該書類の審査、市町村とのやりとり等の事務も多大なことから、道府県に過度な負担が生じている。	国から市町村に直接交付される補助金については、市町村が自らの責任でもって交付申請、実績報告をしているものであり、それについて経由、取りまとめ事務を担うだけの道府県が適正か否かを判断することは、地方分権の流れに逆行するものと考える。本提案の実現により道府県及び市町村の事務負担が軽減され、事業の拡充や効率的な実施を図ることができる。また、間接補助事業における事業実施主体である民間事業者の事務負担を軽減することができる。 なお、本提案が実現した場合においても、補助金の申請主体である市町村が適正なものであることを確認した上で、交付申請又は実績報告を行うものであるため、補助金の適正な執行管理に支障は生じないものとする(現に東京都においては、内容の審査及び必要があると認めたときの現地調査等を行っていない)。	厚生労働省	北海道、秋田県、福島県、茨城県、川口市、神奈川県、川崎市、新潟市、山梨県、長野県、東大阪市、兵庫県、鳥取県、徳島県、宇和島市、宮崎県、指宿市、沖縄県	○当市においても当該補助金の該当案件があるが、特に新型コロナウイルス感染拡大防止に係る案件については、所要額調査を始め短期間で処理が求められる事務が発生している。 ○特に補助金の事業実績報告では短期間での回答が必要なため、市町村及び事業者ともに事務負担が大きい。また、年々園数も増加しているため、今後もさらに短期的な事務負担が増加することが懸念される。道府県が取りまとめの事務のみを担うことで、回答期間に余裕が生まれれば、市町村及び事業者への負担を軽減することができるため、東京都知事に係る規定と同様にすることを求める。 ○当市では、市町村間接補助事業として、民間保育所等が実施する事業に対して補助を実施していません。民間保育所等も実績確定後速やかに市に報告するよう努めていますが、実態として市への報告期日に一斉に実績報告がなされ、そこから市が短期間で審査・集約を行い、都道府県へ報告をあげています。民間保育所等から、年度末は卒園入園の時期に重なり、また他の年度末の事務もあるため、現状のスケジュールで正確な実績報告を提出することは大変厳しいとの意見をいただいています。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
自立訓練(生活訓練)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に基づき、障害者に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間(標準利用期間)にわたり、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスである。また、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであることから、同法施行規則第6条の6において、標準利用期間を2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあつては3年間)と定めている。 この標準利用期間を超えて、サービスの利用が必要な場合には、市町村審査会の個別審査を経た上で、最大1年間の更新(原則1回)を可能としているところであり、市町村において個別に判断していただく必要があると考えている。 なお、障害者の就労に向けた訓練については、就労移行支援事業や就労継続支援事業などの障害福祉サービスを設けているところであり、こうしたサービスも活用しながら障害者の状況に応じた取組を行っていただくことが考えられる。 また、文部科学省においても「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」において「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究事業」等を実施しており、これらの事業を活用していただくことを考えているところである。	学びの場は、障がい者の保護者の要望等に基づくもので、自立した日常生活を営むために必要なもの。 成長が緩やかなことも多い障がい者の障がい特性がある中、自立訓練(生活訓練)を、学びの場として位置づけて、カリキュラムや職員配置をしている事業所においては、厚生労働省令で定める期間(標準利用期間)の2年間は短い。 「市町村審査会の個別審査」とは、「長期間入院していた又はこれに類する事由のある場合」に、その方の介護支援の必要度合いを審査、判定することを指していると思料されるが、当該判定により延長が認められる場合は、長期入院、障害区分の変更の場合などに限られると推測されるので、本ケースは該当しないと考えられる。 文科省「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」において「地域における持続可能な学びの支援に関する実践研究事業」等を実施しているとのことであるが、そのメニューは、①地域連携コンソーシアム形成モデルの構築、②連絡協議会の開催となっており、自立訓練事業の弾力的な運営を可能にする事業内容とは異なっており、本ケースのニーズを満たせないと考えている。		【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、審査会での件数増加や、事業所ごとに弾力的運用の可否を設定するのか、利用者ごとに市町村が弾力的運用の適否を判断するのか等、手続き面を懸念する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
御指摘の補助金等については、補助金適正化法第26条第2項の規定により、国は、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定、補助金等の額の確定等に関する事務の一部を都道府県が行うことができるとされており、その場合、補助金適正化法施行令第17条2項により都道府県の知事等の同意を求めなければならないとされている。この際、都道府県の知事は、同令第17条第3項に基づき、同意をしない決定を行うことも可能とされている。 しかしながら、①都道府県においては管内の市町村の事業の実施状況を詳細に把握し、それを踏まえ、子どもを安心して育てることができる環境整備等の推進や必要な施策の検討を行うことが期待されること、②都道府県が市町村に補助を行う事業がある場合には、審査の過程で市町村に実績報告の訂正等を求める場合があり、市町村の実績報告は都道府県の審査を経ない以上は、額が確定しないため、手続の流れが短縮されるわけではないこと、③仮に都道府県において必要な審査を行わなくてよいこととした場合、国に対して審査・差し替え等の事務手続が集中することにより、交付決定や実績報告の確定のスケジュールが大きく遅れることも予想されることから、都道府県においても補助金の執行事務にご協力・ご尽力をお願いしたい。 なお、東京都においても市区町村の申請を受理した上で、一覧にまとめて公印付きで提出を行って頂いている。	補助金適正化法施行令第17条第3項に基づき、同意をしない決定を行うことも可能との一次回答をいただいたので、来年度に向けて当該同意を外し、本提案が実現されるよう検討をお願いしたい。 本提案は国から市町村へ直接交付される補助金の交付申請等における、道府県が行う審査、現地調査等の規定の削除を求めるものであり、市町村の申請書類等の取りまとめの規定の削除を求めるものではない。 そのため、①道府県は、審査等をせずとも、市町村の申請書類等の取りまとめを行うことで、市町村の事業実施状況を把握できる。仮に審査等を行わなければ、事業実施状況を把握できないとすると、審査等をする必要がない東京都は、管内市区町村の状況を把握できていないこととなる。②国から市町村へ直接交付される補助事業について、道府県が審査業務を行うことを削除するよう改善提案しているものである。道府県が市町村に補助を行う事業については、道府県の費用負担を伴うものであることから適正な補助金執行のため審査等を行うことは当然である。国から市町村へ直接交付される補助事業について、道府県が審査業務を行うことにより、道府県による審査確認期間を踏まえた提出期限を設定せざるを得ず、民間園や市町村はより短期間での書類提出を求められることとなり、過度の負担を強いることとなる。③国からの交付申請依頼等は短期間で回答が必要なため、民間園、市町村、道府県へ過度な事務負担が生じていることについて、当該具体的支障を解消するための回答が全く示されていない。以上のことから、一次回答で示された懸念については当たらないものとする。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
32	大阪府	幼稚園、保育所等及び認定こども園により異なる処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件等の見直し	施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱに係る研修受講要件について、新型コロナウイルスの影響を考慮し研修受講必須化年度の延期及び研修受講ではなくレポート提出での代替を認めるなどの研修方法の多様化を行うこと。 また、園内研修等の内容及び時間の確認事務について都道府県の事務負担が増えない形での全国統一のスキーム及び標準様式の提示並びに他県での研修の取扱いを明確化、統一化するとともに、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等について集約し、加算要件に該当するものについて各自治体に情報提供すること。	研修に係る要件については、令和4年度を目途に必須化を目指すこととされているが、新型コロナウイルスの影響で集合研修の開催が見送られ、保育所、認定こども園等の職員の計画的な研修受講に支障が生じている。施設からも保育士が研修を最大60時間受講することは負担が非常に大きいこと、代替職員の手配が大変であるといった要望が寄せられている。 園内研修及び免許状更新講習が処遇改善加算Ⅱに係る研修であることを都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となる。令和元年6月24日付け通知で園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修など様々な研修が加算要件になることが示されたことで、今後、園内研修、免許状更新講習及びキャリアアップ研修それぞれの受講地が都道府県域を超えることが想定されるため、他県等で受講した研修の内容を加算要件に該当するか確認することや研修の取扱いを自治体間で調整することについても事務負担が生じる。 また、文科省等の補助等を受け、全国の幼稚園や保育施設を対象としたスキルアップ研修等を実施する機関もあり、各自治体で内容の確認、該当認定を行うことで、認定結果に差異が生じないよう、他県等での認定状況について、双方で確認、調整作業等の事務負担が生じ、非効率である	保育所、認定こども園等の職員が研修を受講しやすくなり、計画的な研修の受講が行える。また都道府県おける事務負担が減り、当該事業の効率的な実施が図られる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	宮城県、秋田県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、川越市、川口市、神奈川県、川崎市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、名古屋市、豊橋市、京都市、兵庫県、鳥取県、松江市、徳島県、愛媛県、松山市、久留米市、大分県、宮崎県	○当県においても、新型コロナウイルスの影響により、今年度は実施体制が縮小され、受講者も例年より限定される見通しである。今後、感染防止対策を講じた上での通常保育は保育従事者の負担も増え、研修受講自体も大きな負担となってくる。 キャリアアップ受講申込前の、園内研修実施による研修受講免除の確認、加算認定時の免許状更新講習の受講確認など、行政サイドも膨大な事務負担となってくる。 園内研修によるキャリアアップ研修の一部が受講免除となることは、研修実施主体の立場からは各分野15時間を想定した一連の研修構成からも問題があると感じる。 処遇改善加算を前提とした研修等の受講要件そのものを見直さなければ、研修の実施主体及び保育従事者にとって大きな負担となってくる。 ○現在、当該加算に関して経過措置となっているキャリアアップ研修等の修了について、修了が必須化となる2022年度に向けて、1分野15時間以上の研修修了が施設、事業所に大きく負担となることが想定される。例えば10年に1度の受講が必要な幼稚園教諭更新講習でも30時間であり15時間以上は保育士にとってかなりの負担となり、保育士不足の中、研修受講中の代替保育士の配置の負担が大きく研修時間の確保が困難であると考えられる。 ○当市でも、令和4年度の研修必須化に向けて、保育士等が最大60時間研修に参加することは現実難しいとの意見が寄せられている。新型コロナウイルスの影響や、全国的な保育士不足などを踏まえ、必須化時期に延長及び研修受講に準じた方策を検討していただきたい。 ○処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件の取扱いについては、県及び他市と同じような取扱いで、確認作業が行えるよう準備している。新型コロナウイルスの影響で、研修要件の主となるキャリアアップ研修の実施が停滞しており、今後の開催も予定どおりに実施できるか懸念され、2022年度からの研修要件の必須化は、延期されるべきである。 ○処遇改善等加算Ⅱにおける研修要件について、新型コロナウイルスの影響で受講の促進が図れないこと、また、平時の受講状況等を鑑みても研修の定員超過等により研修受講を希望する全ての職員が受講できていない事例が多数報告されている。これらを考慮し、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化等の検討を求める。 また、都道府県、中核市等において園内研修等の確認事務を行うにあたって、現時点で明確な研修内容の取扱等が示されておらず、認定基準が各自治体によって相違がでる等支障が生じているため全国統一の基準、標準様式等の提示を求める。 ○当県においても、今年度は新型コロナウイルスの影響による研修定員の大幅な減員により、保育所、認定こども園等の職員の計画的な受講に支障が生じている。 園内研修等を都道府県において確認する行為は、膨大な事務負担となることが想定される。また、全国の幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関より、各自治体へ実施主体の認定の申請がなされている。当県でも、内容の確認、認定を行うにあたり、他自治体と認定結果に差異がでないよう確認、調整作業が必要となっており、非効率が生じている。 ○新型コロナウイルス感染拡大に伴う研修開催の見送りにより、当市の認定こども園、保育所等の職員にも計画的な研修受講に影響が見られていることから、研修受講必須化年度の延期及び研修方法の多様化を要望する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
(1) 研修要件の必須化年度の延期について 処遇改善等加算Ⅱの加算要件のうち、研修修了要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(平成27年3月31日日内閣府子ども・子育て本部統括官ほか通知)において、「研修に係る要件については、令和3年度までの間は適用を猶予し、令和4年度を目途に、職員の研修の受講状況を踏まえて必須化を目指す」としているところではあるが、必須化の開始については、対象職員の実際の研修の受講状況も踏まえながら、検討を行ってまいりたい。 (2) レポートによる受講の代替等について ① 幼稚園について 幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修は、幼稚園教諭が教育・保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とするものであり、レポートの提出のみをもって研修受講を代替することは難しいのではないかと考える。 ② 保育所について 保育士等キャリアアップ研修については、保育所の役割が多様化・複雑化する中で、保育士の専門性の向上を図る観点から実施しており、研修修了の評価は研修受講の他レポートを提出させるなどし、研修内容に関する知識や技能等の確認を行っている。このため、レポート提出のみで研修受講と代替することは困難である。なお、研修方法については、eラーニングで実施する場合の実施方法等を示し、研修方法の多様化を図っている。 (3) 園内研修の確認事務の統一化・明確化について ① 幼稚園について 幼稚園における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示ししているところである。また、幼稚園等における園内研修に係る認定の申請様式については、「施設型給付費等に係る処遇改善等 加算Ⅱに係る研修(幼稚園・認定こども園の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式 について)」(令和元年11月11日付け内閣府・文部科学省事務連絡)で既に統一様式をお示ししているところである。 ② 保育所について 保育所等における園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の要件等の取扱については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について(令和元年6月24日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)」において明確にお示しているところである。園内研修の確認に係る標準様式については、今年度中にお示しできるよう検討を行ってまいりたい。 (4) 他県で行われている研修および全国圏で行われている研修の取扱いについて ① 幼稚園について 幼稚園教諭の処遇改善加算Ⅱに係る研修については、加算認定自治体が研修の実施主体を認定するという現行の仕組みを引き続き活用しつつ、事務負担軽減の方策として、各加算認定自治体における研修実施団体の認定状況の定期的な集約や情報提供のあり方について、加算認定自治体の実務上の課題も踏まえながら、今後検討してまいりたい。 ② 保育所について 保育士等キャリアアップ研修については、都道府県間で本人の同意を得た上で研修修了者の情報を共有できる取り扱いもお示しているところであり、研修修了者の同意に基づき、当該キャリアアップ研修の研修修了者の情報を都道府県間で共有することで、十分に対応できるものと考ええる。	(1) コロナにより昨年度末より軒並み開催自粛又は中止しており、計画的に受講している保育士が、研修機会がなく受講できない現状である。コロナに係る影響期間分は、必須化年度の延期を認められたい。 (2) 「e-ラーニング等方法を示している」とあるが、オンライン研修を実施した場合、当該都道府県の研修を全国の保育士が受講可能となる一方で、不正防止策の実施や当該都道府県以外の保育士の研修修了状況の管理を要するなど、過度の負担が生じる。オンラインに適した制度構築を行っていただきたい。 (3) 施設毎に研修内容や講師、研修時間が異なり、特に保育所等の研修は、ガイドラインに沿っているか、個別の確認を要するため、都道府県にとっても申請園にとっても負担である。このため、標準的な様式に加え、園内研修として認められる講義内容や講師の要件の例示など、確認作業における判断基準を示されたい。また1分野15時間の研修時間について、ガイドラインでは研修内容毎の時間配分は示されておらず、園内研修により短縮する最大4時間と残り11時間の研修内容の整合についても考え方や基準を示していただきたい。 (4) オンライン研修が全国的に進めば、加算認定にあたり全国の自治体に個別に研修受講情報を照会・回答することとなり膨大な事務となる。研修受講の必須化に向け、研修受講状況を全国で簡便に情報共有できる仕組みの構築と共有の具体的方法を明示いただきたい。また全国の幼稚園や保育施設を対象に研修を実施している機関についても、都道府県毎に指定等を行うことは効率性に乏しく、実施機関としても複数の都道府県に指定等申請を要し負担であるため、国においてキャリアアップ研修実施機関として指定及び都道府県への情報の共有等を行っていただきたい。	【徳島県】 新型コロナウイルスの影響により、保育士等キャリアアップ研修については、予定どおりの実施は困難であり、今後の見通しも立たない状況である。「研修要件必修化」の延期がわからない状況で、研修を実施していかなければならず、研修受講者と研修実施主体の双方に大きな負担となっている。特に、保育現場では感染防止対策による負担が増えており、研修受講がさらなる負担となることから、「研修要件必修化」の延期については、今年度の受講状況の把握を待たず即決いただきたい。 【久留米市】 (4) ①について、幼稚園や認定こども園を対象とした研修を実施する機関から、自治体への実施主体の認定の申請がすぐになされ始めているため、早急にご検討いただきたい。 【川越市】 (1) 研修受講要件の必須化について 処遇改善加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員数が「1人以上」に緩和されたが、そのほかの分配対象者についても研修受講要件を全て求めることになると、要件が厳格であるため利用しづらい制度になってしまうのではないかと考える。研修受講要件については、各施設、副主任保育士等「1人以上」の確保とするなど、当該要件を満たすべき職員について十分な配慮をいただきたい。 (2) 園内研修を処遇改善等加算Ⅱに係る研修として認める際の取り扱いについて 「研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①・②が認める者」とあるが、通常、研修等を行っていない幼稚園教諭等が行う園内研修の内容について、全国の地方自治体が各々の判断で研修内容として適切か否かを判断する為には、国が確認をした教材等の活用を前提とするなど、一定の内容を担保するための方策が必要と考える。 (3) 他県または全国圏で行われている研修の取り扱いについて 全国の自治体が同様の組織からそれぞれで申請を受け付ける行為には必要性を感じられない。国がワンストップの窓口となり、情報を公開することで十分に対応できると考える。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
34	中核市市長会 【重点14】	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	情報連携を利用することにより、他市町村から異動してきた者の保険税の算定・給付の迅速な支給決定や、資格喪失証明書等の添付書類の省略が可能となっている一方、資格管理に関連して次のような課題がある。 ・被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入(市での全件把握は困難) ・無保険者の把握 ・資格喪失届出勧奨や滞納整理などの業務の煩雑化	情報提供ネットワークの運用が拡大することで、適用適正業務の正確な運用が可能となるとともに、勤務先への問い合わせをする業務の減少など事務の適正化及び効率化に繋がる。	内閣府、総務省、厚生労働省	盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、神奈川県、川崎市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、豊田市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、熊本市	○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続が未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回も「資格喪失届出勧奨通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。 ○提案団体と同様に、適正な資格把握を行うために多くの時間を費やしている状況であるため、情報提供ネットワークを利用した資格適正適用業務の運用拡大が必要であると考える。 ○国保脱退の未手続者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには対応に苦慮している。 ○国保の脱退・加入はその時々において本人の届出を必要としている。しかし国保加入者の中には国保の届出をせず会社への就職・退職を繰り返す者がいて資格管理が正確に出来ないケースも見受けられる。そうした場合に情報提供ネットワークで資格確認ができれば適切な資格管理と医療給付の適正化につながる。 ○資格の喪失について、本人の届出を原則としていることから、事務が煩雑になりやすく、確認に時間がかかる場合があるため、本提案が実現すれば事務の効率化に繋がる。 ○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。 ○情報提供ネットワークシステムを利用した情報確認による職権喪失の法制化に併せ、他の医療保険加入後の国民健康保険脱退未手続者を月末毎にリスト化して保険者に通知するような制度があれば、より効率的に資格の適正化が図られ、滞納整理も捗ると考えられる。 ○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。マイナンバー制度の情報連携における職権での資格喪失処理が可能となることにより、資格の適正化、事務の効率化を図ることができる。 ○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。
35	中核市市長会 【重点31】	普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること	私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。 または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。	【制度改正の経緯】 当市(※)では、令和元年度から33債権(16課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的にを行っている。 現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市 【支障事例】 債権者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債権者双方の手間が生じている。 また、日中に就労している債権者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。 【制度改正の必要性】 地方自治法243条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。	現状、市税の納付方法別収納件数においては、コンビニは金融機関窓口を上回っている状況(※)であり、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ納付が可能となれば、納付方法の統一がされ、時間や場所にとらわれることなく納付することができるため、債権毎に異なる納付窓口を案内する必要がなくなり、市民の利便性の向上にもつながるため、収納率の向上も図られる。 ※ 【H30年度市税納付方法別収納状況(件数割合)】 金融機関窓口:15.8% コンビニ:24.3% 口座振替:59.0% その他:0.9% (出所:令和元年度 市税概要)	総務省	盛岡市、花巻市、福島県、いわき市、ひたちなか市、大田原市、千葉市、川崎市、福井市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、八尾市、鳥取県、徳島県、熊本市、宮崎市	○コンビニも含め、収納窓口を業務委託するにあたり、全部の歳入を委託できないことが支障となっている。コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債権者双方の手間が生じている。当市の収納件数実績においても、コンビニ収納は銀行窓口収納には劣るものの、年々取扱件数及び金額は増加しており、コンビニ納付が可能となれば収納率の向上が期待できる。 ○当市においても個人による市税・国民健康保険税の支払額は、H30年度で約11%がコンビニ収納であり、規制を緩和しすべての歳入で市民が納付しやすい環境を整備していくことは、未収発生を抑制し、歳入増の効果が期待できると考える。 ○当市においては、市税、水道料金、国民健康保険料等の債権においてコンビニ収納を実施している。コンビニ収納を実施していない債権については、債権者が、日中に就労しているため金融機関に行くことができないなど、納付困難となるケースが発生している。 ○現在、コンビニの店頭等での収納は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定を根拠として、特定の普通地方公共団体の歳入に限って行われている。当市においては、市税や市税以外の特定の普通地方公共団体の歳入を除いて、コンビニ収納ができない。市の視点からは、同じ債権者であるのに債権ごとに異なる納付窓口を案内しなければならない。債権者の視点からは、日中は就労しているため営業時間内に金融機関へ行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに金融機関がないという課題がある。そのため本件の制度改正によって、市の事務軽減と収納率の増加、市民の利便性の向上が見込める。 ○当県では、全国規模の収納代理金融機関が少ないことから、県外居住者が県公金の支払をする際に、コンビニ支払は非常に有用であるが、私人への収納委託が認められていない歳入科目については支払方法に苦慮しているところである。当県においても、コンビニ利用者は年々増加しており、全歳入科目で私人収納委託が可能となれば、利便性及び収納率の向上につながる。 ○当市でも債権管理室にて複数の債権を扱っているが、重複滞納者に対して収納機関の異なる納付書を発行しており、債権ごとに異なる納付窓口を案内しているため、双方に手間が生じている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
【内閣府・総務省】 厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。 【厚生労働省】 医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。 これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。 なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。	令和3年3月から導入されるオンライン資格確認により、資格重複情報一覧を出力できる機能の実装を予定しているところだが、この一連の仕組みにおいて、これまで二重加入していると思われる被保険者の勤務先に照会し取得していた情報(加入している他の医療保険の保険者名、保険者番号、資格取得年月日(資格取得期間)、記号番号※被扶養者の分も含む)が本人の届け出なしでも提供され、その情報をもとに一定のプロセスを経て職権により資格喪失処理ができるのであれば、これまでの支障は解決されると考えられる。 職権処理の範囲については、資格重複情報一覧のみにより職権で資格を喪失させることができるようになるのか、これまでのように本人に届出の勤奨通知を送付し(一定の期間において届け出がない場合は職権により資格喪失処理することを明記)、一定の期間を経ても届出がない場合において、資格重複一覧に基づき職権にて喪失処理を行うのか、職権処理のプロセスや条件を明確に示していただきたい。 資格重複データ一覧取得までのプロセスについて、 ① 月2回程度、国保中央会が資格重複の有無のみを該当保険者に通知 ② 保険者が国保中央会に重複データ一覧の要求 ③ 国保中央会から保険者に重複データ一覧の提供 とのことであったが、①、②については事務的に不要な作業であると考えるので、国保中央会から保険者へ週次か月次で重複データの一覧を、目視確認しやすい形式(PDF等)及び処理しやすい形式(CSV等)で提供していただきたい。	【神戸市】 資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。 上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勤奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。 上記項目が出力できず情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勤奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
地方公共団体に係る公金は、その性格に鑑みると、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保及び厳正な保管が強く要請されているものであることから、地方自治法第243条において私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止するものとしており、この原則を変更することはできない。 特定の歳入科目により取組の支障が生じているのであれば、御提案いただいた内容について、上記原則や関係制度の趣旨とも照らしつつ、どのような対応が可能か検討したい。	「原則を変更することはできない」理由として、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」を示されているが、現在、収納事務の私人委託が可能な歳入は、地方自治法施行令第158条各項及び第158条の2各項の規定により、「私人委託した際の公表」、「収納した歳入の内容を示す計算書を添えた会計管理者等への払い込み」及び「検査の実施」が義務付けられている。多くの中核市においては、コンビニ事業者に委託しこれらの事務を行っている実績があり、支障が生じているとは承知していない。そのため、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」は達成されていると考えられ、「原則を変更することはできない」理由にはならない。 また、現在、全ての公金について、地方自治法第231条の2の規定に基づき、クレジットカード又は電子マネーを利用した納付が可能とされており、私人が公金の収納事務の一端を担っている現状から、現金収納の場面において、原則、私人委託を禁止する地方自治法第243条の趣旨は、現在の技術革新等を加味し、時代に即したものに见直すべきと考える。 なお、中核市市長会の求める措置は、特定の歳入科目ではなく、全ての歳入科目について収納事務の私人委託を可能とすることである。これは、債権の徴収一元化の取組を行う中で、市税とその他の債権を重複して滞納する債務者が存在し、債務者は、コンビニ収納できる債務とコンビニ収納できない債務が併存することの不便さを甘受している現状があるからである。	【大田原市】 本市においても、令和元年度だけで市内金融機関で店舗の統廃合が2件行われております。昨今の金融機関の統廃合等により、今後ますます最寄りの金融機関が遠くなってしまう地域が増えてきます。収納事務の私人への委託については、徴収事務を含まない範囲で、かつ事前に当該自治体が発布した納入通知書または納付書により収納する場合にのみ限定することも可能と考えます。クレジットカード等の指定代理納付制度については、収納科目が限定されていないにもかかわらず、公金の収納事務(収納代行)については取扱科目が限られていることについても、市民に理解いただくことは難しいと考えます。市有財産のインターネット公売を行う際にも、物品であれば収納委託が可能であるのに対し、不動産については施行令に定める私人への収納委託ができる歳入科目に該当しないため、納付窓口を別々に案内しなければなりません。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
37	中核市市長会、山梨県、静岡県、高知県、出雲市	介護保険法に基づく保険者機能強化推進交付金の評価指標における年度改定の廃止	評価指標の見直しを毎年ではなく、介護保険事業計画と同様の3年毎にすることについて変更を求めるもの。	保険者機能強化推進交付金は、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するために創設されたものであり、令和元年度は65項目の評価指標が設けられている。 しかしながら、本評価指標については、介護保険事業計画と連動したものであるべきところ、指標の削除や配点の変更が毎年度行われ、次年度に向けて場合によっては検討した対策案の変更が必要となるなど、効率的な事業運営の妨げとなっている。	評価指標の見直しを介護保険事業計画と同じく3年おきとすることにより、自治体の取組の安定化と効率化につながる。	厚生労働省	北海道、苫小牧市、足寄町、花巻市、宮城県、鶴岡市、館林市、千葉県、文京区、八王子市、神奈川県、川崎市、平塚市、福井市、多治見市、名古屋市、豊橋市、津島市、小牧市、新城市、京都市、徳島県、高松市、宇和島市、久留米市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○同年の指標で評価されず改善を見込む事業について、予算化して取り組んでも次年度には評価されないことがある。 ○保険者機能強化推進交付金は本来介護保険事業計画と連動したものであるべきだが、第7期事業計画以降に開始された制度であるため、現事業計画には位置付けられていない。また、評価指標や配点 が、年度の終わりに通知されるため、その年度の事業は終了しており、その時点から何らかの努力で高評価を得ることは難しい。また、評価指標は毎年変動するため、前年の評価指標に基づいて翌年の事業について対応を検討しても、それが高評価には結びつかないことが多々ある。各期の介護保険事業計画策定以前に評価指標が通知され、その内容が特段の事情がない限り、基本的には各期の間是不変であることが望ましいと考える。 ○指標は評価時点の前に示されれば、それを確認して取り組むことができるが、そうでない時期に示されると、方針や目標が定められず、効率的な事業運営の妨げとなる。また、指標に示された内容を基に方針及び目標を定め事業に取り組んだとして、介護保険事業計画より短い期間で指標の内容が変更されてしまうと当初の方針及び目標から齟齬が生じてしまう可能性がある。 ○PDCAサイクルを活用して介護保険事業計画の進捗管理を行うに当たり、評価指標として保険者機能強化推進交付金評価指標該当状況調査結果を用いることが考えられるが、毎年、評価指標が変わるため評価指標としての活用ができない。 ○保険者機能強化推進交付金は、当該年度(評価年度)の取組内容に応じて評価される。各保険者は、その評価結果を踏まえて取組みを改善・充実させ次年度に活かしていくこととなるが、年度単位で指標が改正されてしまうことで、前年度の評価結果に基づいて講じた対策が活かされないケースがある。当市においても令和元年度の評価指標でポイントを得られなかった項目について、令和2年度に事業化したところ、当該年度の評価指標から削除されていた。そもそも、現状では前年度の評価指標に基づいて次年度の事業に反映する形となっており、事業実施年度になり新たな指標が示されるというサイクルは、効率的な事業運営の妨げとなっている。介護保険事業計画は3か年という短期の事業実施方針を示すものであり、保険者機能強化推進交付金の指標もこれと連動させるべきものと考ええる。 ○提案にあるとおり、現在は成果指標が毎年変更になっていることから、指標の達成に向けた長期的な取組みを行うことが困難になっている。第7期介護保険事業計画期間中は、保険者機能強化推進交付金が創設された直後であるため、頻繁な指標見直しもやむを得ないが、第8期介護保険事業計画期間以降は、計画期間中に長期的な視点で指標の達成に取り組めるよう、3年間の継続的な指標となることが望ましい。
38	相模原市、高松市	特別養護老人ホームの定員規模別の報酬の設定	特別養護老人ホームの基本報酬について、「介護事業経営実態調査」の結果を踏まえて、定員80人以下の施設については、定員規模別(30人、31人～50人、51人～80人)の報酬を設定すること。	特別養護老人ホームの基本報酬については、地域密着型施設の単価は導入されているものの、通所介護と異なり、定員規模別による仕組みとなっておらず、介護事業経営実態調査では、特に定員80人以下の施設における収支差率が低く、安定的な施設の運営に苦慮している。 【支障事例】 特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人が会員となっている団体からは、収益が伸びず、人件費の高騰等により施設運営状況が悪化しており、支援を求める要望がある。 なお、同団体による「2018年度特別養護老人ホーム実態調査報告書」によると、従来型施設においては約6割に当たる13施設が赤字となっており、平均の収支差率も－1. 57%という厳しい経営状況が明らかとなっている。 こうした状況が続くことは、本市の安定的な介護サービスの提供に支障が生じる恐れがある。	超高齢社会において、安心して質の高い介護サービスを利用できる環境を整えていく必要がある中で、在宅での生活が困難な高齢者を支える特別養護老人ホームの安定的な運営を確保することができる。	厚生労働省	北海道、苫小牧市、高崎県、千葉市、川崎市、名古屋市、滋賀県、京都市、徳島県、宮崎県	○ 特別養護老人ホームの整備にあたっては、通常、公募により事業者を募集しているが、比較的小規模な施設を整備する場合、応募者がなかなか見つからない場合がある。応募者が見つからない理由について、市町の担当者等に確認すると、定員の少ない施設ではスケールメリットが得られず、運営が困難との見解が得られた。定員規模別の報酬となれば、上記のような事態を防ぐことが可能となり、一定、計画的な施設整備に繋がることが期待できるとともに、既存施設を含め、重要な役割を担う特別養護老人ホームの安定的な経営にも繋がるものと考ええる。 ○当市の定員80人以下の特別養護老人ホーム(広域型)は、7施設あり、そのうち複数の施設が赤字である。老朽化している施設や大規模改修を行った施設があり、施設運営経費は改善が見込めない状況にある。また、地域密着型特別養護老人ホーム(定員29人以下)については、小規模の施設ほど、人件費率が高くなること、1床の空きが収益に与える影響が大きいことなど、構造上の問題が大きい。例えば人員配置においては、入所者100:1で配置が必要とされる生活相談員や介護支援専門員、各施設に1名必要な機能訓練指導員や栄養士(兼任などの例外はあるが)は、定員100人規模の施設であっても小規模な施設であっても必要となる。このような状況の下、サービスの向上が望めないばかりか、施設の安定的運営も危ぶまれている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
【評価指標の見直し期間について】 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は自治体の取組のPDCAサイクルを推進するためのものであり、その評価指標は自治体が計画的・適切に取組を行う上では、中長期的な観点に立った指標設定が必要であると認識している。 他方で、指標は目標との関係を踏まえて真に必要なものを設定する必要があるため、PDCAサイクルにより適宜見直しを行うことが重要であるとも考えている。また、成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日)においても「各評価指標や配点について、成果指標の導入拡大や配分基準のメリハリを強化するなどの見直しを行う」とされている。保険者機能強化推進交付金は平成30年度に創設され、介護保険保険者努力支援交付金は今年度から創設された比較的新しい仕組みである。今後のあり方については、自治体の要請や指標見直しの必要性などを総合的に勘案して、引き続き検討して参りたい。 【評価指標の発出時期について】 評価指標の発出時期は毎年度前倒しを進めており、2021年度の評価指標は本年の発出を目指している。	従来から、介護保険事業計画は当該期間(3か年)を対象とする短期的視点と、いわゆる「2025年問題」等の将来予見できる課題に適切に対応するための中長期的視点に基づき策定することが求められている。 一方で、各保険者においては、計画にあらかじめ記載していない新たに露呈した課題に対して適切に対応する必要があり、例えば、今年に発生した新型コロナウイルス感染症では各事業所において感染予防と事業継続をどのように両立させるかが課題となった。このような緊急かつ重大な事柄については、評価指標に随時追加されることは必要であると考える。 過去の評価指標の見直しについて、例示したような緊急に見直さなければ重大な影響が生じるおそれがあったかどうか検証し、仮に緊急かつ重大なものでないと結論付けられるのであれば、今後の評価指標は原則として計画期間と合わせて3年間固定としていただきたい。		【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
特別養護老人ホームの報酬については、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。 次期介護報酬改定においては、介護給付費分科会の議論や令和2年度実施の「介護事業経営実態調査」の結果、関係団体等の御意見等も踏まえつつ、必要な検討を行ってまいりたい。	在宅での生活が困難な高齢者を支える特別養護老人ホームの安定的運営を実現するためには、定員規模など施設の運営実態を踏まえた報酬の設定が必要と考える。本市の特別養護老人ホームの多くが赤字に苦しんでおり、施設の安定的な運営が見通せない状況が続くことは、質の高い介護サービスの提供に支障が生じることとなる。 平成29年度に厚生労働省が実施した「介護事業経営実態調査」においても、特に定員80人以下の施設における収支差率が1%未満と低いことが明らかとなっている。その要因としては、特別養護老人ホームの介護報酬は「ユニット型個室」と「多床室個室」の居室形態による2区分のみの設定であり、定員規模別による報酬が設定されていないため、定員規模が大きければスケールメリットがあるものの、小規模な施設においては、その恩恵がないことから、収支差率が低くなっていると推察する。 一方で、通所介護などのほか、障害者入所施設や保育所では、定員規模別の仕組みによる報酬単位等が設定されており、障害者入所施設では4区分、保育所では17区分となっている。 こうしたことから、令和2年度に実施している「介護事業経営実態調査」結果を踏まえ、次期介護報酬改定に当たり、社会保障審議会介護給付費分科会において、定員規模別の報酬の仕組みを導入することについて議論していただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
44	東京都	電子契約における電子署名の見直し	国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。	【現状】 国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。 しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。 このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。 【支障事例】 ○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。 ○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。 ○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。	①自治体における電子契約導入が可能となる。 ②事業者負担の軽減 ・印紙税・郵送費 ・印刷・製本・送付・持ち込み・保管のような事務作業にかかるコスト など ③業務効率化 ・来庁等の対面でのやり取りが不要となるため、時間・場所の制約がなくなる。 ・契約書の取り交わしまでの時間の短縮や、契約書を探す手間や時間の短縮 ・電子署名によるコンプライアンスの強化 など	総務省	神奈川県、川崎市、名古屋市、西尾市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、山陽小野田市、三好市、香崎市	○当県においても、電子入札や電子申請など、電子的手段による行政手続は年々増加しており、契約においても、今後は電子契約のニーズも高まってくることが予想される。LGPKIの職責証明が電子契約の電子証明書に追加されることにより、今後電子契約の導入の検討が容易になる。
45	愛知県、高知県	長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大	地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第167条の17に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。	ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることができる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。	商慣習上、一般的である複数年のライセンス契約を締結することで、情報システムの安定稼働のほか、ライセンス料の削減、契約事務負担の軽減が見込まれる。	総務省	須賀川市、川崎市、豊橋市、兵庫県、鳥取県、島根県、山陽小野田市、徳島県、愛媛県、うきは市、香崎市、長与町	○ソフトウェアは、業務の安定運用の観点から複数年継続利用する運用が一般的であること、また、複数年継続契約によるライセンス料の割引がある商品も多いことから、事務負担及び費用削減が見込まれる。 ○当市においても、ソフトウェアライセンスは、法令上及び条例上長期継続契約の対象となっていないことから、毎年度単年度契約している。これが長期継続契約の対象として法定され、条例上においても対象とされれば、ライセンス料の削減や、契約事務負担の軽減等が見込まれる。 ○従前はソフトウェア製品のパッケージを「購入」することで以後の利用権を半永続的に得ることができていたが、近年、パッケージそのものは購入せずに利用権のみを契約する形態のソフトウェアが登場しており、かつ複数年の契約を確約することで割引を得ることができるものも存在する。長期継続契約を可としていただくことで、契約行為に係る事務負担を軽減すると共に、ソフトウェア製品のライセンス利用料を軽減する効果が期待できる。 ○現在、債務負担行為又は単年度契約で対応しているところであるが、長期継続契約の対象となれば、契約事務の負担軽減が図られる。 ○当市でも、パソコンなど「物」を長期で使用する前提で事業を構築している場合に、ソフトのライセンスが原則単年度となるため、毎年度契約事務が発生するとともに、金額が上昇することがあり、事業計画が変わることがある。本提案により、契約事務の軽減及びライセンスの複数年度契約割引により、経費削減が期待できる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき…契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、…契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しない」とこととされている。 現行の地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2においては、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証について、当該措置に該当しないこととされているところ、LGPKIの職責認証が当該措置として認められるかどうか検討したい。	地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証が電子契約に利用できる電子署名の対象とならない場合、電子契約導入が非常に困難となる。そのため本提案の実現に向け前向きな検討をお願いしたい。		
地方自治法施行令第167条の17では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」について、長期継続契約を締結できるものとしている。 本提案について、どのような対応が可能か検討したい。	地方自治法第234条の3又は地方自治法施行令第167条の17の規定の見直し(長期継続契約の対象契約にソフトウェアのライセンス契約を追加)か、あるいは現行の法令で契約可能な場合その旨を通知等で明示していただくよう早期に御検討願いたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
46	愛知県	消費生活協同組合(連合会)実態調査における都道府県による組合票送付事務の廃止及び都道府県票の調査項目の見直し	厚生労働省が毎年実施する消費生活協同組合(連合会)実態調査に関する事務のうち、「都道府県所管生協への調査票の配布」については、同省の「消費生活協同組合(連合会)実態調査要綱」では、都道府県が各組合(連合会)へ組合票の送付を行うこととされているが、都道府県経由を廃止し、国(又は調査先委託事業者)が直接送付することとする。 また、都道府県票の調査項目のうち、「財務状況」については、組合票の調査項目(各組合から国(調査先委託事業者)へ決算関係書類等を直接提出する)とする。	各組合は、「組合票」の回答を国(民間業者)に送付し、「決算関係書類」データを都道府県に送付することとされており、送付先が複数となることで、事務に負担が生じている。また、各組合の決算関係書類については、本調査以前に報告を受け、確認を行っているものであり、都道府県から回答(提出)する必要性はなく、各組合への調査票の送付、決算関係書類データの回収及び国(調査委託先業者)への送付等の事務負担のみが生じている。	必要性の薄い都道府県の送付事務を廃止し、国(調査委託先業者)が直接事務を実施することで、事務が効率化できるとともに、消費生活協同組合(連合会)にとっても、調査の回答先が一本化されることにより、事務の簡素化に繋がる。	厚生労働省	北海道、福島県、茨城県、埼玉県、神奈川県、富山県、長野県、大阪府、兵庫県、福岡県、大分県	○当県所管の各生協においても、提出先が複数あることから、事務の混乱・負担が生じている。 また、都道府県票においては、実質、各生協から提出された決算関係書類等を送付しているに過ぎないため、組合票に「財務状況」の項目を組み込み、必要性の薄い都道府県の送付事務を廃止すべきである。 ○当方が所管する消費生活協同組合は数十組合あり、これら組合の財務状況については、決算承認のために各年度の終了後に開催される総会(総代会)の終了後送付される総会終了届により確認を行っている。実態調査の際には、各組合の財務状況について、当方で前記の総会終了届の添付書類から転記して都道府県票を作成しており、多大な事務負担となっている。 ○組合においては、「組合票」と「決算関係書類」の送付先が複数となることで事務に負担が生じている。都道府県においては、各組合への調査票の送付、決算関係書類データの回収及び国(調査委託先業者)への送付などの事務負担が生じている。 ○組合票は、国から送付のあった各種書類を各組合へ送付(電子メール又はCD-R)しているが、国は当該業務を外部委託していることから、都道府県からの送付事務を廃止し、国(委託会社)が直接事務を行うことにより、都道府県の事務の効率化が図れる。 ○本調査要綱では、「都道府県票」について「行政庁が、所管する組合若しくは連合会の財務状況を記入する」となっており、当県では、それまでに報告を受けた各組合の決算関係書類から各組合ごとにエクセルファイルに入力(転記)し、各組合ごとのエクセルファイルを作成している。入力項目も多いためかなりの事務負担である。
47	愛知県、横浜市、高知県 【重点19】	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止	指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。	都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。 照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。 保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。 都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。 所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。 上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)」において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。 また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。	申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2～3ヶ月→1.5～2.5ヶ月)。 医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。 保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。 ○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。 ○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。 ○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。 ○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。 また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年の受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。 ○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。 ○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
都道府県票(決算関係書類)については、廃止を含めた検討を行う。 所管行政庁は、法第92条の2第1項に基づき組合(連合会)から決算関係書類が提出されている。これまでは、総務省による統計コスト削減に基づき、統計調査の報告者(組合及び連合会)へ決算関係書類にかかる調査票の提出は求めず、都道府県が既に持ち合わせている行政記録情報を都道府県票として求めてきたところであるが、当該情報の必要性を精査し検討を行う。 組合票の送付については、引き続き検討を行う。 仮に、国から都道府県が所管する組合及び連合会へ調査票を送付する場合でも、都道府県に対し、組合及び連合会の連絡先等を把握する業務に協力いただく必要がある。	都道府県票の廃止について、本県の意向に沿う回答である。 本票の廃止及び調査票に記載する情報の必要性の検討にあたっては、統計調査の報告者のコスト削減という点に言及されているが、都道府県が当該調査の際に組合(連合会)へ決算関係書類等に係るデータの送付を求める等、統計調査の報告者のコストが複層的に生じている現状がある。また、都道府県票作成にあたって、提出された決算関係書類を改めて回答用にデータ化するという膨大な行政コストが発生する。各都道府県における当該調査に係る実態を踏まえ、統計コストと行政コストを適切に勘案した上で判断されたい。 また、組合票の送付事務について、都道府県を経由することによって過大な事務負担となっているため、国から直接対象組合(連合会)へ送付する等、合理的な手続きとなるよう積極的に検討されたい。 なお、都道府県所管組合(連合会)の連絡先照会については、所管行政庁のみが有する情報があるため、従来どおり協力することが妥当であると考える。		
都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。 医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。	本県の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。 医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができる。 加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。 よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。	【群馬県】 本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。 【広島市】 保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きいため、当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。	【全国知事会】 指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止するべきである。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
48	愛知県、 埼玉県	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し	法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壌汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。 また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。	現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「弁明の機会の付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土壌汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壌汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。土地所有者等が、届出時点において土壌汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。	土地所有者の手続きの簡易化及び行政事務の効率化	総務省、環境省	花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都市、大阪府、大阪市、茨木市、岡山市、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県	○土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。このため、弁明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げなどが生じている。 ○当市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壌汚染対状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしたい旨の苦情・相談が寄せられている。 ○①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度 土壌汚染対策法第3条第7項に基づく届出件数:4件)。②事務手続きの効率化が図られる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする規定を置くことについて) 土壤汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性が高いことから、土地所有者等に必ず調査・報告してもらう必要があります。 法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合についても、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらう必要があります。 そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならないことと規定したものです。 一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずることと規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。 このため、法第4条の届出をした場合、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。 そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。 このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。 ただし、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体は省略できないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。 ※http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf (法第3条第8項の命令の発出に当たり必要な行政手続法上の手続について) ○法第3条第8項の命令は、土地の所有者等に対し調査・報告を命ずるものであり、これは法的義務を課す行為であることから、行政手続法(以下「行手法」という。)第2条第4号に規定する不利益処分に該当します。 ○行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められています。 ○一方、法第3条第8項の命令については、土地の形質の変更の届出があった場合に、裁量の余地なく発動が都道府県知事に義務付けられており、いかなる弁明があろうとも、届出があったことをもって命令を発せざるを得ないことから、弁明等の事前手続を経る実益は全くないものとなっています。 ○そこで、改めて、当該命令について行手法の適用対象となる処分であるかどうかを検討したところ、当該命令は、行手法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる、同法第3条第1項第14号に規定する「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に該当するものと判断しました。 ○そのため、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要はありません。 (今後の運用について) ○以上を踏まえ、法第3条第7項の届出に併せて調査結果の報告を行ったり、同条第8項の命令を省略したりすることはできませんが、都道府県は法第3条第7項の届出を受けた直後に同条第8項の命令発出のための手続(決裁等)に着手し、当該命令を受けた者は当該命令の直後に調査結果の報告を行う形で運用することが可能となり、一連の手続に要する期間を短縮することが可能です。なお、この点別途都道府県に通知することとします。	法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、環境省の回答のとおり、調査・報告は必要と考えるが、土地所有者等への調査・報告の義務付けのために都道府県知事が必ず命令をしなければならないとされる規定の必要性について、検討をいただきたい。 なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施することが認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告を可能としても支障はないと考える。	【三重県】 法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に予見可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。 しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」等と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。	【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解(一次回答)に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
50	岡山県	指定都市又は中核市が設置する保育所等の指導監査権限移譲	地方自治法施行令を改正し、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が設置する保育所等の指導監査権限を都道府県から指定都市等に移譲する。	現行の地方自治法施行令の規定では、指定都市等に所在する保育所は、設置を初めとして人員、設備等運営に係る変更や休止、廃止に関する権限を指定都市等が有している一方で、公立保育所の指導監査に関する権限のみを都道府県が行使することとされている。これは、指定都市等以外の市町村に所在する公立保育所や内閣府が所管する幼保連携型認定こども園に対する権限のあり方とは異なるものであり、都道府県は指導監査に必要な情報を指定都市等から一つ一つ収集する手間が発生するため、都道府県が円滑に指導監査を実施する上で支障が生じている。なお、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設についても同様である。	内閣府が所管している幼保連携型認定こども園と同様に、保育所に係るすべての権限を指定都市等に一元化することにより、円滑に指導監査を実施できる。また、同一の行政区域にある同一の性格を持つ施設には一つの指導監督権者が対応することで、地域の状況に即した基準条例に基づく指導監督が実施できる。 なお、指定都市等は、地方自治法施行令において都道府県が指導監査を行うこととされている指定都市等が設置する他の公立施設に対しては、当該施設とは別の部署に指導監査を担当させており、第三者性は確保できている。	厚生労働省	北海道、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、新潟県、山梨県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分県、宮崎県	○指定都市等が設置する公立保育所については、都道府県への設置の届け出はされず、設備及び運営の基準も指定都市等の条例が適用される中、監査権限だけが都道府県となっており、効率的かつ効果的な指導監査を行える状況とは言えない。 ○当県でも政令指定都市である市と、市が設置している保育所等の指導監査について調整しており、課題となっている。(現在、総務省と厚生労働省で調整中) ○設備運営基準については各指定都市等において条例が制定されており、都道府県がそれぞれ異なる基準に基づき指導監査を実施することは合理性に欠ける。 ○中核市である当市の公立保育所の指導監査は、県が担っており、設置者以外による指導・助言は意味のあるものと考えている。(※市内の就学前公立施設は保育所のみ)
51	秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大湯村	マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用	毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している、マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。 また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。	「マイキーID設定支援計画」については、各市町村が策定の上、設定支援に取り組み、各都道府県において、その実績報告を毎月とりまとめて電子データにより総務省に報告することとなっている。 各市町村の提出様式及び都道府県用のとりまとめ様式はエクセルファイルであるが、県では、市町村から提出されたエクセルファイルに含まれる都道府県集計用シート(7シート)から実績報告分の3シートを正しく抽出し、都道府県用のとりまとめ様式に転記して集計・作成する作業を全市町村(25市町村)分行っており、事務負担が大きくなっている。 また、とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体ごとの集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。	都道府県の実務負担が軽減される。また、都道府県別のデータが提供されることにより、マイキーID設定支援に係る取組にあたり参考とすることができ	総務省	盛岡市、花巻市、福島県、須賀川市、茨城県、相模原市、長野県、京都市、兵庫県、鳥取県、愛媛県、うきは市、宮崎県、沖縄県	○マイナポイントの実施が目前となっている現在、市民も関心を持っており、同時に市議会等からも注目されているものである。 しかし、マイナポイント予約であるマイキーID登録者数について、市町村別の統計は発表されておらず、今後の事業計画等を作成するにあたり、苦慮しているところである。 とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体の集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。 ○マイキーID設定支援計画は、毎月Excelファイルを送付して回答する形となっているが、毎月の数値の積み上げには不要なシートも含まれており、また別途の「マイナンバーカード交付円滑化計画」の数値とも整合を図る必要があるため、マイナンバーカード交付円滑化計画も含めて「調査・照会(一斉調査)システム」を活用することで、調査回答する市町村・取りまとめを行う都道府県の双方の負担軽減を図っていただきたい。 ○当県においても、県内の全市町村分の転記作業を行っており、事務負担が大きい。 また、市町村によっては、様式を変更して送付する場合があります、転記作業に支障となっている。 調査・照会(一斉調査)システムにより報告する方法となれば、未報告団体へ催促を行う事務を減らすことが期待できる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
指定都市等が設置主体である保育所に対する保育所指導監査を指定都市等が実施することについては、各都道府県及び指定都市等における保育所指導監査の実施状況や、指導監査の実施体制の実態把握を令和2年度中に行うこととし、当該実態把握の結果を踏まえて必要な検討を行ってまいりたい。 なお、「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)においては、「一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(中略)」については、(中略)当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、(中略)必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。」とされたことを受け、平成30年に全国の地方自治体に対して権限移譲の可否とその理由を調査したところ、一時預かり事業と病児保育事業の届出受理及び立入検査等の権限を市町村に移譲することについて、「可能」と回答した地方自治体は1割に満たず、多くの地方自治体から人員体制等を理由に「不可能」との回答が寄せられた点に十分留意する必要がある。	関係府省ヒアリングにおいて、貴省から、今回の提案に係る指導監査権限は都道府県にはないという方向で整理していくとの見解が示された。 については、速やかに整理を行い、その結果やこれまでの経緯を都道府県等に通知し、混乱を収束させていただきたい。 また、そもそも現行規定では、今回の指導監査権限が都道府県にあると読み取れることが混乱を招いた主な要因と考えられることから、貴省の整理のとおり解釈ができるよう必要な措置を講じていただきたい。	【神奈川県】 指定都市等が設置者である公立保育所に対する指導監査を都道府県が実施するに当たっては、基準条例の制定・運用権限を有する指定都市等に対し、指導監査に必要な届出情報や基準条例の規定の解釈の照会を行うこととなり、適切かつ円滑な指導監査を実施することは困難であることから、速やかに関係法令を改正し、基準条例の制定・運用権限を有する指定都市等に指導監査権限を移譲すべきである。 なお書きにおいて、自治体の人員体制等を理由に「不可能」との回答が寄せられた点が留意事項として挙げられているが、本件は基準条例の制定・運用権限を有する指定都市等に対して都道府県が適切に指導監査を実施することは困難であるということであり、また、一定の行財政能力を有する指定都市等に係ることにに対して全市町村を対象とした事例は、留意事項として適当ではないと考える。	【全国知事会】 指定都市及び中核市が設置する保育所等の指導監督権限については、地方分権改革推進委員会第一次勧告を踏まえ、指定都市及び中核市に移譲すべきである。 【全国市長会】 権限移譲が行われた場合の第三者性の担保及び指導監査体制の確保を懸念する意見が多く都市自治体から提出されている。提案の検討に当たっては、当該監査事務が都道府県事務として存置されてきた経緯等に留意し、具体的な制度改正のあり方やその時期などについて、関係自治体の意見を十分に踏まえることを求める。
○市区町村からの直接の提出について 市区町村での本計画内容の促進を図る上で、都道府県で実施している助言、促進等の支援は重要なものと考えており、引き続き、計画のとりまとめと併せた支援の御協力をいただきたいと考えている。 また、本計画内容の実施に要する経費については、マイナポイント事業費補助金で措置しているところであるが、当該補助金に係る市町村分の取りまとめ、審査、会計業務等は都道府県に事務委任しているところである。それぞれの内容は関連性が深く、本計画でも同様に、都道府県に取りまとめ等を実施いただくことが、それぞれの正確性の担保、確認作業の効率性につながると考えている。 ○市町村別のマイキーID設定者数について システム上、マイキーID設定者に関する住所情報は保有していないため、当該情報の提供は不可能である。	○市区町村からの直接の提出について ・マイナポイント事業費補助金に係る事務委任との関連性が深いとの回答を得ているが、マイナポイント事業費補助金の交付申請書には、様式上、マイキーID設定支援計画に関する事項を記載する必要は無いことに加え、事務手続き上も、マイキーID設定支援計画を参考とする必要は現時点では生じていない。また、マイキーID設定支援計画は県内全25市町村分をとりまとめる必要がある一方、令和2年度において、補助金を申請している市町村は8市1町であり、内容・数ともに関連性が深いとは言えないと考える。 ・「調査・照会(一斉調査)システム」で県が各団体の回答確認ができるように設定した照会を発出していただければ、市町村への助言、促進等の支援は引き続き可能である。 ・以上を踏まえ、「調査・照会(一斉調査)システム」を活用し、市町村から総務省へ直接報告してもらうことで、業務負担の軽減・業務の効率化に繋がるため、引き続き、取りまとめの方法を御検討いただきたい。 ○市町村別のマイキーID設定者数について ・マイキーID設定者数が情報提供不可であることは承知したが、今回提案しているのはマイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実施実績の情報提供であり、この点については、引き続きご検討いただきたい。 ・「調査・照会(一斉調査)システム」により実績の回答を行うと、各団体の回答結果をCSVファイルで一括して出力が可能であることから、加工や集計は容易なものとする。 ・「調査・照会(一斉調査)システム」を用いた回答結果を総務省が集計し、都道府県ごとの数値として公表することで、報告結果をシステム上で閲覧できるようにしていただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
52	秋田県、新潟県	「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること	統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に Rowe せていただきたい。	「都道府県別登録調査員研修」は、統計調査員確保対策事業実施要領(以下「要領」という。)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録された、登録調査員を対象に行う研修で、総務省が、直接、事業者と委託契約を締結して実施している。本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集や、出席者への旅費支給等の事務を行っている。県内の対象者約1,300名への開催通知の発送や、参加者約100名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員の削減が進む中、事務負担が増している。	周知・募集や旅費支給等の事務を都道府県で行う必要がなくなるため、都道府県の事務負担軽減につながる。	総務省	茨城県、富山県、愛知県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県	○旅費支給対象者(約80名)への支給手続きなど事務負担が大きい。 ○当県においても、総務省からの事務連絡による依頼に基づき、市町を通じて研修対象者への周知・募集を行っている。県内を3つの地域に分け、持ち回り開催としており、参加人数についてはさほど多くはないが、参加者への連絡、名簿等資料の作成、旅費支給手続き等の事務は発生するため、負担が生じているのが実情である。研修受託事業者に事務を委託できれば、都道府県の負担が軽減される。 ○当県でも、研修出席者(50～70名程度)に対する旅費支給手続きの事務を行っており、事務負担が生じている。このため、制度改正により研修受託事業者に当該事務を委託することで都道府県の事務負担が軽減される。 ○当県においては研修対象者への周知・募集は市町村に依頼しているものの、旅費支給等の事務は多大な負担となっており、特に研修当日は旅費請求書や振込口座登録票の確認等で多くの人員を割く必要があるため、委託業者に行わせていただくと大きく事務負担の軽減につながる。
53	秋田県、男鹿市、大仙市、井川町、羽後町	外国人受入環境整備交付金に係る提出書類の明確化	外国人受入環境整備交付金の提出書類を明確化すること。 現在、提出が求められている書類は、当該時期に提出できない等の理由により、国に確認の上、代替書類を提出していることから、実態に合わせて求める書類を明確な記載に変更してほしい。 (記載変更の例) ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算措置が行われていることを確認できる資料 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→決算見込みを確認できる資料	外国人受入環境整備交付金については、交付金交付申請書の提出締切が3月中旬(令和2年度交付金は、令和2年3月13日)とされている。その際の添付書類として、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」の提出を指示されているが、この時期には提出できないものであるほか、当県の同書類には、個別事業の予算額等について記載がない。 同様に、実績報告については、4月上旬(令和元年度交付金は、令和2年4月10日)までとされており、「歳入歳出決算書(抄本)」の提出が指示されているが、決算書が出来るのは秋頃であり、この時期には提出できないものである。 したがって、添付書類については、国に確認の上、代替書類を提出している。 ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算内容説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書	提出書類が明確化されることにより、国への代替書類の確認等が不要になり、担当者が変更となった際等にも、事務が円滑化する。	法務省	花巻市、福島県、相模原市、浜松市、三島市、湖西市、京都市、兵庫県、徳島県、香川県、宮崎県	○提出書類が明確でないため、例示するなど改善願いたい。 ○事務の円滑化のために、添付書類について現実に合ったものを選定の上、明示していただきたい。 ○当県についても、交付金の申請及び実績報告について ・歳入歳出予算(見込み)書抄本→予算要求説明書 ・歳入歳出決算(見込み)書抄本→事業に係る収支精算書など代替書類を提出している。 ○当県においても、同交付金の申請等に当たり、「歳入歳出予算(見込み)書抄本」等の内容を、毎回、国に確認している。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
都道府県別登録調査員研修は、登録調査員が研修に参加できる機会を設けてほしいといった都道府県からの要望等を踏まえ、平成23年度から毎年度実施しているものである。 同研修は全都道府県で開催(令和元年度実績:全国約120か所で開催。受講者数は約4,400人)されるため、実施業務を請負業者(研修受託事業者)に委託して実施しており、平成23年度の開始時から、請負業者が研修の実施・運営に係る業務全般を行う一方、研修対象者への周知・募集や出席者名簿の作成・旅費支給等の業務については、都道府県の協力を得て実施している。このため、毎年、複数回の研修を実施し、研修対象者数や受講者数の多い都道府県においては、当該業務に相当の事務負担が生じているものと思われる。 その一方、当該業務を請負業者に委託するためには、研修対象となる全ての登録調査員の住所・氏名及び全ての研修出席者の預金口座等の個人情報を、都道府県から請負業者に提供すること(以下「本取扱い」という。)が必要となる。請負業者への個人情報の提供については、登録調査員の強い忌避・拒否等が想定されるところ、本取扱いを理由として、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くのではないかといった懸念がある。 また、本研修事業の受託実績のある事業者に確認したところ、本取扱いを契約の要件とした場合、情報漏えい等に対するリスク管理や事務・作業対応能力等の観点から契約が困難との見解が示されており、本研修のように全国で開催する大規模研修に対応出来る事業者も限られている中、本取扱いを契約の要件とすることは、本研修事業の実施自体を困難とする可能性が大きいと考える。 以上のことから、本研修事業の実施に当たっては、引き続き都道府県の協力が必要不可欠である中、研修対象である登録調査員の意向とともに、研修受託事業者の対応能力等にも十分に考慮する必要がある点について御理解を賜りたい。	当該研修は本来総務省が行うべきもので、担当者間の事務連絡のみを根拠に都道府県職員に旅費支給等の業務に従事させることは不適切と考える。都道府県に当該業務を委託するのであれば、委託申入れ書に当該業務を委託する旨を明記する等して、都道府県の業務であることを明確化するべきである。 また、当該業務に従事するため時間外勤務を余儀なくされる場合もあることから、仮に、統計専任職員配置費により手当てされているのであれば、都道府県の実情に応じて賃金や委託費に流用できるようにする等、使途を柔軟化していただきたい。 関係府省からの1次回答では、都道府県の協力を必要とする理由の一つに、委託事業者に個人情報を提供することについて登録調査員の強い忌避・拒否等が想定され、登録調査員数の減少等が懸念されることをあげているが、個人情報の取扱については契約により委託事業者に目的外の使用を禁ずるのが一般的であり、また、同意があった場合のみ都道府県から必要最低限の情報を提供することにすれば、拒否感を招くことはないと考える。強い忌避・拒否等が示された事例やそのように懸念されるとする客観的な論拠があればご教示いただきたい。 もう一つの理由に、当該研修を受託できる事業者が限られる中、さらに「本取扱いを契約の要件」とすると当該研修の実施が困難になることをあげているが、これは、受託実績がある事業者に聞き取り調査をした結果にすぎず、他に受託できる事業者がないとする客観的な論拠をお示しいただきたい。	【高知県】 左記回答において示された、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くという懸念や、本取扱いを契約の要件とした場合の事業者との契約が困難といった点などについて、検証をいただきたい。	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)において、交付決定及び交付金額の確定手続時に予算・決算措置がされることを確認することとされているため、歳入歳出予算・決算(見込み)書を添付資料として例示しているところ、御意見を踏まえて、今後Q&A等に代替可能な書類を記載するなどして提出書類の明確化を図ることとする。	御回答のとおりQ&Aなどに代替書類の例示をしていただくなど、都度問い合わせをする必要がないよう速やかに提出書類の明確化をお願いしたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
57	秋田県、岩手県、宮古市、久慈市、一関市	医療施設運営費等補助金の早期交付決定	医療施設運営費等補助金について、早期に交付決定すること。	標記補助金の交付決定の時期が年度末近くなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年3月19日 平成30年度 平成31年2月18日 平成29年度 平成30年1月12日	・当該補助金に係る事務負担軽減 ・事業の円滑な実施	厚生労働省	新潟市、富山県、長野県、半田市、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、宇和島市、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県	○標記補助金の交付決定の時期が年度末近くなり、事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年3月19日 平成30年度 平成31年2月18日 平成29年度 平成30年1月12日 ○医療施設運営費等補助金において、防災訓練等参加支援事業を活用しているが、県は国の交付決定(令和元年度は3月19日)以降に各病院(11病院)への交付手続(約1～2週間)、実績報告及び履行確認(約3週間)、補助金支出事務(約1週間)を行う必要がある。 国の交付決定日がこの時期だと出納整理期間までの期間が短く、事業実績確認等に十分な時間が確保できないなど事業執行に大きな支障が生じている。 また、年度末は当事業に限らず多くの補助事業の執行事務が重なる時期であるため、当事業の手続のみに注力することは他業務への支障が生じる可能性が高いことから早期の交付決定をしていただき、都道府県事務の負担軽減を図って欲しい。 ○標記補助金の交付決定の時期が年度末近くなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 ○標記補助金の交付決定時期が年度末であり、県や事業者の事務手続きや補助金支払いのスケジュールが厳しい状況となっている。 【交付決定状況】 令和元年度:令和2年3月19日 平成30年度:平成31年2月18日 平成29年度:平成30年1月12日
59	明石市	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化	大気汚染防止法等に基づく届出事務における指定様式の簡素化(押印・本人署名の省略等)をすること	現行の指定様式では押印が必要とされていることで、本社が東京にある企業などは代表者の印を容易に押印できない場合がある。 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」では、押印を電子署名に換えることができるとされているが、実際には、電子署名を利用した届出を導入している自治体においても、利用率が低いと聞いている。 届出事務は、種類によっては年間数百件受理するものもあり、多量に発生する文書の管理や、集計作業等に非常に多くの労力を要している。 また、当該様式には、「氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。」との記載があり、押印に代えて本人署名でも届出が可能であるが、代表者による本人署名は、場合によって、押印を求める以上に時間と労力を費やす場合がある。	電子メール、クリックボタン、フォーム入力等の活用により、届出事務デジタル化の大幅な推進を図ることができるとともに、届出を行う事業者の負担が軽減される。 年間数百件ある届出事務について、デジタル化により管理・集計事務の負担が軽減される。	経済産業省、環境省	苫小牧市、宮城県、郡山市、前橋市、埼玉県、千葉県、三鷹市、神奈川県、川崎市、上田市、豊橋市、豊田市、大阪府、岡山県、熊本県、大分県	○他都道府県に本社を持つ事業者は当県にも多くあり、その中には対象施設を複数持つ事業者も多く、そのような事業者は代表者が年度ごとに替わる例も多く、届出のたびの代表者印押印は一定の負担になっていると考えられる。提出すべき日付の期限に間に合わせるため、苦慮している事業者も見受けられる。書類の信頼性の担保は一定確保されなければならないが、簡素化は制度全体の効率化につながるものと考えられる。 ○当市においても、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法に基づく届出を年間数千件受理しており、その窓口対応及びデータ集計等に多くの労力を要しており、改善が必要であると認識している。法定様式の押印又は署名欄の省略については、届出者の地位や権限の厳格な確認を要するもの以外は、基本的に行政や事業者の事務の負担軽減につながる。 ○当区においても大気汚染防止法等に基づく届出書に関して全て紙による押印を求めているところであるが、本社が遠隔地にある場合には容易に押印できず、届出時の確認作業や文書管理等に時間と労力を要している。 ○当市においても様式の鑑に押印が必要であるため、鑑部分に訂正が生じてしまった場合、代表者の印鑑が容易に得られず、差し替え書類の提出に日数がかかってしまうケースがある。 ○電子署名を利用した届出を一部の届出で導入しているが、利用率が低い状態にある。電子届出が普及することにより、事業者、行政双方の負担軽減が見込まれる。 ○当市においても、本社が東京にある事業者や企業規模の大きな事業者については、代表者の押印が難しいとの申し出が寄せられている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
補助金の交付決定にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条に基づき、書類等の審査を行い、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し交付決定を行っているところ。 今後は、審査の効率化を行うなど、早期執行出来る方法を検討、実施して参りたい。	審査が重要であることは理解できるが、支障事例にあるとおり、県においても、国の交付決定を待って行う事務が多数あり、かつ、それらの事務を適正に執行していかなければならない。 円滑な事務手続きのためにも、審査が終わった自治体から優先して交付決定を行うなど、柔軟な対応を実施し、早期の交付決定の実現をお願いしたい。 また、回答にあった「早期執行」について、どの程度の早期化を検討しているのか、具体的にお示しいただきたい。		
令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、政府は、「原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う」ことを予定しており、ご提案の行政手続についても必要な見直しを行っていきたいと考えています。	本市のみならず他都市においても同様の支障が生じていること、また、事業者及び行政双方の負担軽減が見込まれることから、押印及び本人署名を省略することについて、令和2年7月3日に開催された未来投資会議(第40回)において示された「成長戦略フォローアップ案」のとおり、2020年中の早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。		【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、押印、本人署名ともに省略することにより、法的義務を負うものによる届出である確認が不十分となることについて懸念を示す意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
60	白山市、七尾市、加賀市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化	国民健康保険における療養費等から滞納保険料へ充当できることの明確化。	国民健康保険法第63条の2第3項において、保険料滞納者の保険給付額から滞納保険料額を控除できる規定があるが、保険給付額から滞納保険料額に充当できるとは解せない。その結果、市町村に余計な事務負担が生じている。また、取扱いが不明確なため、各市町村によって対応が異なっている。 保険料滞納者に給付金等を支給することは、保険料を納付している被保険者との公平性に欠き、一般住民にとって理解されない。	充当できることにより、滞納額が減少し、被保険者資格証明書交付者の減少及び財政の健全化につながる。また、市町村の事務負担の軽減に繋がる。	厚生労働省	川崎市、上田市、佐久市、三島市、小牧市、新城市、京都市、宇和島市、新居浜市、香岐市、宮崎市	○当市においても、保険給付を保険料に充当する場合、本人の了解を得、委任状の提出を受けるなど、事務負担が生じている。明確化され充当できることにより、滞納額減少、財政の健全化、事務負担の軽減につながる。 ○当市においては、滞納者への給付支給申請の都度納税相談を行っており、同様に事務負担が生じている。充当できることにより事務負担軽減に繋がり、保険税納付被保険者との公平性が図られる。 ○滞納保険料に充当するために同意書の取得が必要だが、明確化により、ある一定の条件を満たせば同意書の取得がなくとも滞納保険料への充当が可能となれば、事務の負担の軽減に繋がる。 ○控除した金額をどうするのか不明確なため、明確化していただきたい。
62	豊田市 【重点14】	国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大	国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性のある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。	【支障事例】 国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。 資格喪失処理は、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。 現状、当市では事業所へ文書照会をし回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。事業所へ文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険では国民健康保険被保険者の資格喪失日が異なるため)をするためである。 【当市の職権による資格喪失処理手順】 ① 日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する ② ねんきんネットで未届の対象者の事業所名を調べる ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る ⑤ 照会文書の作成。事業所へ文書送付 ⑥ 事業所から回答書受理 ⑦ 対象者の国保資格職権喪失	【期待される効果】 事業所への文書照会をマイナンバー情報連携で代用することで、文書照会に係る事務時間の大幅な削減につながるうえ、職権喪失の割合が向上し、資格の適正化が図られる。 削減が見込まれる事務時間数(具体的な支障事例【当市の職権による資格喪失処理手順】 ②～⑥):3日(24時間)×12月＝288時間／年 文書照会に係る郵便料金の削減 削減が見込まれる郵便料金:1件あたりの郵便料金:84円 ひと月の平均照会事業所数:20 84円×2(往復分)×20件／月×12か月＝40,320円／年 【その他事業所の期待される効果】 文書照会に係る事務時間の削減 削減が見込まれる事務時間数:1時間×20(事業所数)×12か月＝240時間／年	内閣府、総務省、厚生労働省	盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、新居浜市、香岐市、熊本市	○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続きが未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回も「資格喪失届出勧奨通知」を送送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。 ○届出勧奨事務や事業所への照会等に多くの時間と費用を費やしている状況である。 ○国保脱退の未手続き者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには対応に苦慮している。 ○当市においても、資格喪失届がなされていない被保険者が一定数いる。提案市同様に、年金データを活用した届出勧奨を行っているが、保険料に未納がある世帯の場合、届け出がなされず放置される傾向にある。また、年金機構から提供されているデータは、紙媒体であり、かつ事業者や加入している保険者の情報は無いため、職権で処理するためには事業所への照会など、多くの事務量がかかっている。さらには、短期間に被用者保険と国保を行き来している場合等は正確な資格情報の把握は困難であり、資格職権処理の大きな支障となっている。 ○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。 ○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。 ○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
ご指摘の保険料の悪質滞納者に対する給付制限については、保険料を納めることができない特別な事情がないにもかかわらず、1年以上保険料を滞納している場合には、被保険者資格証明書を交付し、療養の給付等に代えて特別療養費を支給する等の措置をとることができることとされているが、それでもなお、保険料の納付のない悪質滞納者に対する収納を図るための規定を定めたものである。このように、現行の規定の趣旨は明確であり、また、具体的な要件・手続についても法律等に定められている。 なお、一時差止に係る保険給付の額から世帯主が滞納している保険料額を控除するに当たっては、法令上、当該世帯主に事前に通知（書面）することが定められているが、世帯主の同意等までは求められていない。	「現行の規定の趣旨は明確であり、具体的な要件・手続についても法律等に定められている」とあるが、保険料滞納者の収納を図るため、保険給付額から滞納保険料額を控除し、その控除額を滞納保険料に充当できるという理解でよいのか。 充当できるということが市町村に十分周知されていないため、各市町村によって対応が異なり、市町村に余計な事務負担が生じている。提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、解釈を明確にするため、通知等で周知していただきたい。 また、「一時差止に係る保険給付の額から世帯主が滞納している保険料額を控除するに当たっては、法令上、当該世帯主に事前に通知（書面）することが定められているが、世帯主の同意等までは求められていない」についても、その旨を市町村に周知していただきたい。		
【内閣府・総務省】 厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。 【厚生労働省】 医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。 これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。 なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。	【オンライン資格確認の活用】 保険者に提供される資格重複状況一覧の活用にあたって、次のことを検討していただきたい。 (1) 資格重複状況一覧ファイルについて、職権による資格喪失に活用できることを定める。 (2) 職権による資格喪失の事務手順（資格喪失届出勧奨を経ての職権による資格喪失処理）を保険者に対し早急に周知する。 ① 国民健康保険資格喪失届勧奨業務 資格重複状況一覧ファイルについては、日本年金機構から国民健康保険担当部局に提供されている「第1号・第3号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表」の代わりとすることができ、被保険者に資格喪失届出勧奨を行うことを可能とする。 ② 職権による資格喪失処理 ①の勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合については、資格重複状況一覧ファイル情報から職権による資格喪失手続きを可能とする。 (3) 将来的には資格重複状況一覧ファイルの情報を利用し、資格喪失届出の勧奨なしに、直ちに職権による資格喪失処理を可能とする。 【マイナンバー制度における情報連携の活用】 オンライン資格確認の活用について時間を要する場合や実現が困難な場合は、すでに稼働しているマイナンバー制度における情報連携について、活用を検討していただきたい。	【神戸市】 資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。 上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。 上記項目が出力できず、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。	【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
63	豊田市	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋を回収可能とすること	プラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できるようにする。	プラスチック製容器包装は比重が軽く、風で簡単に飛散してしまうため、回収する際、回収拠点によって2種類の市指定のビニール袋を使用している。どちらもリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製にも関わらず、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第1項に規定する「容器包装」に当たらないため、また、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、職員が破袋して手選別回収し、焼却処分している。	当市において概算で年間56tものワンウェイプラスチックの削減に繋がるとともに、手選別回収作業の軽減に繋がる。また、令和元年5月に国で定めたプラスチック資源循環戦略の重点戦略にも沿うものである。	経済産業省、環境省	花巻市、仙台市、館林市、川崎市、新潟市、中野市、浜松市、沼津市、豊橋市、稲沢市、京都市、大阪市、八尾市、姫路市、熊本市、竹田市、宮崎市、東根市 外二市一町 公立衛生処理組合	○当市において、家庭から出る容器包装プラスチックは45Lまでの透明のごみ袋に入れてごみステーションに排出される。収集後、当該ごみ袋は選別施設において回収され、一部をRPF燃料としてリサイクルしているが、残りは提案団体と同様に焼却処分している。提案団体が求める措置が実現すれば、当市においてもリサイクル率の向上や焼却・埋立処分量の低減等につながることが期待される。 ○汚れの少ないプラスチック製容器包装を回収する際に使用しているビニール袋(大半はレジ袋)は、再商品化ルートに回っている。更にリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製のビニール袋が再商品化ルートに回れば、資源の再利用と残渣の減少に繋がると考える。 ○当市では、有料指定袋(ポリエチレン製)でプラスチック製容器包装を分別回収しているが、有料指定袋については、提案市と同様に、止むを得ず選別・焼却しており、重量で3～4%程度を占めている。この有料指定袋の選別・焼却は、非効率であることに加え、資源の有効活用や環境負荷の低減(特に温室効果ガスの排出)という観点で好ましくなく、循環型社会推進基本法に規定される基本原則(処理の優先順位)にもそぐわないため、制度改正が必要と考える。 ○当市では、これまでレジ袋に入れてプラスチック容器包装が市民から多く排出されていたため、袋も容器包装としてリサイクル出来ていたが、レジ袋の有料化に伴い、市販のビニール袋に入れて排出されることが多くなっている。しかし、市販のビニール袋は法律で規定される容器包装及び特定容器に当たらないため、異物として除去し焼却処分しているのが現状であり、リサイクル率の低下や残渣率の上昇を招いている。 ○当市では市民に、プラスチック製容器包装を市指定袋にて排出していただいており、収集後、中間処理施設で破袋し、手選別作業を行っている。プラスチック製容器包装の排出に使用されている市指定袋は、当市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条において、ポリエチレン製のもの又は燃烧後有害ガスを発生せず、環境に有益な機能がポリエチレン製のものと同等以上であると認められるものと規定している。市指定袋はプラスチック製容器包装の品質と酷似しており、プラスチック製容器包装に混入しても危険は伴わないものと考えている。仮にプラスチック製容器包装に市指定袋の混入が認められるのであれば、手選別ラインにおいて、危険な異物の除去に重点を置くことができ、火災事故の発生防止に繋がるとのではないかと考えている。 ○プラスチック製容器包装の引き取り基準において、異物とされている指定収集袋及び市販のごみ袋について、プラスチック製容器包装と同一素材であれば異物とみなさないようにする旨、市長会から要望がある。 ○当市においても、回収する際の市指定袋のビニール袋はリサイクル可能な純度の高いポリエチレン製であるが、日本容器包装リサイクル協会の設定する市町村からの引き取り品質ガイドラインに「混入していないこと」と規定されているため、委託業者が破袋して手選別で回収し、焼却処分をしている。当市としても、使用している市指定のビニール袋について、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の回収ルートで資源回収できることを要望する。
66	八王子市	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証交付手続きの明確化	海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証の交付について示されている通知が発出されてから相当の時間が経過していることから、取扱いを明確に示すことを求める。	墓理法では、日本国内で焼骨を埋蔵等しようとするときは、市区町村長が交付する埋葬許可証等の証明書類を墓地管理者に提出しなければならない。ところが、海外で死亡し火葬をした焼骨は、国内法の適用除外となるため当該証明書類を保持しておらず、特例的な対応が必要になる。 具体的には、海外で火葬した焼骨を日本国内で埋蔵等しようとする者(以下「納骨希望者」という。)は、通知(昭和30年8月11日衛環第56号、昭和30年11月15日衛環第84号)により、改葬の場合に準じて取り扱うこととしており、その場合、「焼骨の現に存する地の市町村長」が交付する改葬許可証により納骨することされている しかし、焼骨の納骨先である墓地管理者が、海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証については焼骨の存する地に関わらず、どの市区町村においても交付できると誤解している現状があり、問い合わせ等に対応する事務負担が生じている。また、納骨希望者にとっても墓地管理者からの誤った情報により、申請に訪れた市区町村で改葬許可証の交付を受けられない場合がある。 なお、焼骨は動かすことができるものであるため、「現に焼骨が存する地の市町村長」から改葬許可証を受けると限定する必要性は少なく、火葬した国で発行された証明書をもとにどの市区町村においても改葬許可証の交付を受けられることが望ましいと考える。	海外で火葬した焼骨を日本国内で埋蔵等する場合の改葬許可証の交付手続きを明確に示すことにより、問い合わせに対応する市区町村の事務負担の緩和、納骨希望者の利便性の向上を図る。	厚生労働省	滝沢市、いわき市、相模原市、長野県、上田市、島田市、豊田市、西尾市、島根県、久留米市、竹田市	○当市では、海外で火葬した焼骨の埋蔵等の申し出は年に数件のみであるため、日常業務に支障をきたすほどの事務量ではない。しかし、それゆえに経験者が少なく、申し出があった場合は相当な処理時間を必要とする。また提案市の支障事例にもあるとおり、厚生労働省発出の通知もかなり古いもののため社会情勢も変化していることから現代の社会事情に見合った内容で再度通知を発出することを希望するものである。 ○当市においても、焼骨の納骨先である墓地管理者等が、海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証の発行にあたり、通知にある「焼骨の現に存する地」について、納骨先の墓地の所在市町村と解釈している現状があり、問合せ等に対応する事務負担が生じている。また、その他付随する事例として、外国籍であった方の焼骨に対しての改葬許可についても、日本国籍であった方の焼骨と同様、市区町村において統一した取り扱いを行うことが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割(容積比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律であり、ご指摘のプラスチック製容器包装を回収する際に使用している収集袋は同法律の対象となりません。 平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」や平成31年3月に行ったプラスチック資源循環戦略の在り方についての中央環境審議会の答申を受けて、令和元年5月に策定したプラスチック資源循環戦略を踏まえ、必要な検討を行う予定です。 具体的には、「プラスチック資源循環戦略」の具体化に向けて、令和2年5月に経済産業省・環境省が合同審議会を立ち上げ、検討を実施しております。	令和2年7月21日開催の合同会議にて、プラスチック製容器包装・製品をまとめてリサイクルすること等について、今後のプラスチック資源循環施策の基本的方向性が示されたことは承知している。 プラスチック製容器包装を回収する際に市町村が直接又は間接的に使用しているビニール袋についても、容器包装とまとめてリサイクルが可能となるよう環境整備がなされるという認識で良いか。また、検討の具体的なスケジュールをお示しいただき、当該ビニール袋については、市町村に義務付けられている分別収集するために必要な資材と解することができるよう、引き取り品質ガイドライン改正する等の措置を速やかに講じていただきたい。	【沼津市】 プラスチック資源循環戦略の具体化に向けて検討する中で、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品を一括回収し、リサイクルする仕組みの導入に向けて検討が行われているとの報道がありました。プラスチック製容器包装・製品を一括回収することになった場合も、本市で既に導入済のポリエチレン製指定ごみ袋により収集することになるのではないかと考えられます。指定袋はプラスチックの回収段階において欠かすことのできないものであり、プラスチック資源循環の実現に重要な役割を果たすものであります。素材もプラスチック製容器包装・製品と相違は無いことから、これらと一括してリサイクルする仕組みが実現されるよう期待しています。	
墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項の規定において、改葬許可は、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うこととされていることから、海外で火葬した焼骨を国内の墓地等に埋蔵等する場合の改葬許可に準ずる手続きについても、同様に焼骨の現に存する地の市町村長が行うこととする取扱いが妥当なものと考ええる。 また、以下の質問に対する提案団体からの回答や、追加共同提案団体から示された支障事例の内容を踏まえると、本提案の趣旨は、手続きに誤解が生ずることのないよう周知徹底を図ることにあると考えられる。 これらのことから、本提案については、昭和30年8月及び同年11月の回答で示した取扱いを改めて地方公共団体に周知徹底することをもって対応することとしたい。 ＜参考＞提案団体への質問・回答 【質問】 本提案の「具体的な支障事例」の事案の詳細をご教示いただきたい。 【回答】 ・提案団体(A市)に在住する者(申請者)が、海外で火葬した焼骨(B市に住む当該者の親族が所持)をC市内にある民間霊園へ納骨する予定とのことで、改葬許可証の交付を求めてA市庁へ来庁した。 ・通知上、改葬許可証を交付できるのは焼骨の現に存するB市であるところ、申請者は焼骨の納骨予定先であるC市内の民間霊園職員からの誤案内(いずれの自治体においても改葬許可証の発行は可能である旨の案内)を受け、A市に交付を求めた模様である。 ・必ずしも当該霊園の誤案内に限られるものではないと考えられるが、A市においては、上記のように、A市が焼骨の現に存する自治体に当たらないにもかかわらず住民から改葬許可証の交付を求められる事例が複数件発生している。 ・A市においては誤申請や問い合わせへの対応などの事務負担が生じており、また、住民にとっても誤申請等に伴う負担が生じている。	本件提案趣旨は、海外で火葬した焼骨を国内の墳墓等に埋蔵等しようとする者(以下、「対象者」という。)が、どの「市町村長」からであっても改葬許可証の交付を受けられるようにすること及び海外で火葬した焼骨の埋蔵等に係る改葬許可証交付手続きを改めて明確に示したうえで、地方公共団体に通知していただくことである。 海外から国内に持ち込まれる焼骨は、埋蔵等されている焼骨と異なり移動させることができるものであり、焼骨の現物を市区町村庁に持ち込んだ場合にのみ、「焼骨が現に存する市町村」を確認できるが、焼骨を持ち込んでの改葬許可申請は現実的でないことから、現行の取扱いは、事実上確認する方法のない形式的なものであると言わざるを得ない。 特定の市区町村長からしか改葬許可証の交付を受けられない制度は、誤解を生じさせているだけでなく、遠方で焼骨を保管している対象者にとっては大きな負担となっていることから、海外で火葬された焼骨を国内の墳墓等に埋蔵等する場合には、焼骨の所在にかかわらず、全ての市区町村長が改葬許可証を交付できる制度運用についても検討としていただきたい。 なお、国際化の進展により、昭和30年(1955年)当時には想定されていなかったケースも生じていることから、改めて通知される内容は、海外で火葬され国内へ持ち込まれた焼骨やその分骨について統一的な取扱いにしていきたい。		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
67	八王子市	ICT等の活用による介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の人員に関する基準の緩和	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設について、ICTを活用した業務の効率化など、業務改善で効果が認められた事業所については、人員基準を緩和(看護・介護職員の人員基準3:1(入所者三人に対して職員一人)を、施設の実情により、例えば、常勤換算で0.3を減じた人員基準3.3:1とする)することを可能とする。	急速に増加する介護需要に対し、介護人材確保が困難になる中、介護サービス産業の生産性向上に関し、ICT等の活用による業務効率化は、非常に重要な課題である。現在は、人による介護という視点から、一律に人員基準が定められ、ICT導入等による効率化や、業務内容の改善が基準に考慮される余地が無く、現在の人員基準が、単に介護者の人数を定めているという点は、昨今の社会状況を踏まえると、介護人材不足と事業評価の精査という点で、不十分であると言わざるを得ない。現状では、ICT導入等による業務効率化後も人員確保が必要な状況で、基準を満たすための介護人材確保の負担が増え、施設運営法人の資金が人件費に多く費やされる結果、企画や施設整備に資金を回すことが困難といったことがある。	ICT導入事業者の人員基準の緩和を可能とすることにより、「人件費縮減分を活用した職員処遇改善及び施設整備」「各施設における介護人材確保の負担軽減」「介護者個人に頼らない継続的な介護情報の集積」「業務の更なる効率化への希求の高まり」といった効果が考えられる。このことは、介護サービス産業の生産性向上、ひいては介護職員の社会的・経済的評価の高まりという好循環を生み出し、処遇改善にもつながる。具体的事例として、ICT導入済施設では、「人材不足解消、業務効率化や業務改善効果を実感」「見守りセンサー導入による見回り業務の効率化」「残業時間削減や労働生産性向上」など、業務の質的向上・量的効率化に関する効果が出始めている。	厚生労働省	北海道、苫小牧市、神奈川県、横浜市、新潟県、福井市、上田市、南知多町、高松市、熊本市、宮崎県	○少子高齢化が進む当町の現状においても、介護職員の人材不足は深刻であり、今後は要介護者がさらに増加する一方、労働力人口は減少が見込まれることから、人手不足がより一層深刻化する懸念が強い。こうした理由等から介護老人福祉施設においては、外国人技能制度を活用した外国人介護人材の受入れを行なっている。労働力人口が減っていく中で、増加する介護需要に応えるには、介護の現場でのICTを活用した業務効率化は課題であり、導入後の業務効率化、業務改善を人員基準に考慮されることとなれば適切な職員処遇改善及び効率的な施設運営が確保できる。 ○介護サービス産業における生産性を向上させ、介護に従事する職員の不足を解消するとともに、介護サービス自体の質を向上させていくためにも、ICTの導入は非常に有効な手段の一つである。介護サービス事業所において、ICTの導入を進めやすい環境を整備する観点からも、ICTの導入に積極的な介護サービス事業所に対するインセンティブが必要である。
68	八王子市	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象期間の改定	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間を暦年単位から年度単位に改めること。	介護保険給付及び地域支援事業に要する費用に対する国庫負担金は、介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金及び地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業分、包括的支援事業・任意事業分及び総合事業調整交付金を包含する交付金)の3種の交付金により保険者へ交付される。 このうち、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金は、交付対象年度の前年度の1月から当年度の12月までの1年間に支出決定した保険給付費等の額をもとに交付額を算定する。 交付額算定にあたっては、例年12月～1月に行われる所要額調において、前年度の1月から当年度12月まで、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費にかかる歳入・歳出額を、会計年度途中の段階で、当該交付金の交付手続きのみのために集計する必要があるため、集計作業が煩雑化し、対応の事務負担が生じている。 一方、介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金の部分を除く。)については、交付対象年度の4月から3月までに支給決定した保険給付等の額をもとに交付額を算定しており、交付対象年度経過後に実績報告を行っているため、歳入・歳出の集計は容易である。保険者である市町村の介護保険財政運営において、介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の交付対象とする期間を暦年単位とする必要性は無く、現行の仕組みは不必要に市町村の事務負担を増大させるものである。	介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金の部分を除く)と同様に交付対象とする期間を年度単位に改め、交付対象年度経過後に実績報告を行うようにすることにより、事務の効率化及び事務負担の軽減を図ることが出来る。	厚生労働省	苫小牧市、鶴岡市、新庄市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉県、横浜市、川崎市、福井市、上田市、名古屋市、豊橋市、犬山市、新城市、南知多町、京都市、神戸市、高松市、東温市、吉岐市、熊本市、宮崎	○介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の交付額算定にあたっては集計作業及びその後のチェックが煩雑であり、支障事例と同様に相応の事務負担が生じている。 ○介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金の交付額算定にあたっては、提案団体と同様、例年12月～1月に行われる所要額調において、前年度の1月から当年度12月まで、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費にかかる歳入・歳出額を、当該交付金の交付手続きのみのために集計しており、相応の事務負担が生じている。 ○当市でも同様の支障事例を抱えており、制度改正の必要性を感じる。特に現金給付分について、遡及して当年度分を変更決定することがあるため、例年12月～1月に行われる所要額調において正しい決算値を算出することは、事実上不可能である。毎年、再確定の手続きが不可避となり、事務負担が非常に重い。現金給付のうち、高額介護サービス費については、利用者負担の2割・3割引き上げに伴って支給件数が増えており、集計作業の煩雑化に拍車をかけ、再確定が生じる主な要因である。このように制度改正による影響が明確であるにも関わらず、交付金事務手続きの見直しがないため、事務負担は増すばかりである。交付金の対象期間を年度単位に改めない場合は、事務手続き期間を見直し、当年度の決算確定後としていただきたい。 ○総合事業調整交付金に関しては、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費について、支払日や審査決定日等を基準に集計を行うが、算定に誤りが生じやすく、対象期間をまたいだ支払・戻入など集計が複雑になる場合がある。会計年度にあわせた算定期間とすることや算定に使用する入力様式を整備すること等により、事務負担が軽減され対象経費算定の正確性も向上すると考える。 ○介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金については、会計検査においても多くの誤りが判明するなど、事務負担が多いと感じている。介護給付費等負担金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金の部分を除く)と同様に交付対象とする期間を年度単位に改め、交付対象年度経過後に実績報告を行うようにすることにより、事務の効率化及び事務負担の軽減を図ることが出来ると思う。 ○介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金について、交付対象とする期間が暦年単位であるため、積算に多くの時間を要する上、支払方法により、対象期間が異なるため、積算を誤る恐れがある。 ○交付額算定にあたっては、例年12月～1月に行われる所要額調において、前年度の1月から当年度12月まで、会計年度をまたいだ1年間の交付対象経費にかかる歳入・歳出額を、会計年度途中の段階で集計する必要があるため、年度内(当年度1～3月)に過誤が生じた場合、再確定となる。交付対象期間が年度単位であれば、介護給付費負担金等と同様に6月に実績報告により精算することができる。県は、市町村の申請内容が適切かを確認する必要があるが、暦年単位の数値を突合する根拠データがない。年度単位であれば、介護給付費負担金との整合性があり、年度単位のデータと突合が可能となる。 ○介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金に大別され、後者は災害の被災に係るサービス利用料の減免等に係る経費の補助を目的としている。同様の補助を目的とするものには災害臨時特例補助金があり、当該経費の補助は特別調整交付金と災害臨時特例補助金で、国の定めた比率により分担する仕組みとなっている。しかし、災害臨時特例補助金は年度単位で算定し、翌年度までに確定処理を行うのに対し、特別調整交付金は暦年での算定を行うことから、特別調整交付金は災害臨時特例補助金の確定を受けて当該年度の翌々年度に再確定処理を実施しなければならない。ゆえに交付額の確定には3か年の時間を要し、事務負担をさらに増大させている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
現在、介護施設の平均人員配置は、介護職員及び看護職員の配置基準として、常勤換算方法利用者対職員の比率が「3:1」を上回る員数を配置することを最低基準として設けているが、例えば、介護老人福祉施設においては、ユニット型(個室)では利用者対職員の比率が「1.8:1」、多床室では「2.2:1」(※)となっており、人員基準よりも各施設において手厚めに配置しているのが実情である。 (※)令和元年度「介護事業経営概況調査」より 見守りセンサーやICT等を先進的に活用する介護施設でも、「2.8:1」の人員配置で運営を行っており、指定基準に定める「3:1」には至っていない。 そのため、令和2年度において、①地域医療介護総合確保基金を活用し、業務効率化に取組む地域のモデル施設を育成するための補助の新設や、介護ロボットやICTの導入補助の拡充を行うとともに、②いわゆるリビングラボを中心に介護ロボットのプラットフォームを構築し、介護施設でのテクノロジー活用した大規模な効果検証を行い、エビデンスデータを蓄積するなどを行う。 その上で、更なる人員配置基準の緩和というご要望については、まずは「3:1」の実現に向けて、介護現場における介護ロボットやICTの活用を着実に推進してまいりたい。	介護現場では、働き手の不足や人材確保の難しさが深刻化しており、本市においても2025年には約1000人もの介護人材不足が試算されている。市内事業者へのアンケートでも、介護老人福祉施設の81%、介護老人保健施設の100%で職員が「不足している」「やや不足している」と回答しており、今後は3:1の基準を満たすことができない施設も出てくることが予想される。 人員基準に定められた職員を配置できない場合、介護報酬が3割減額され事業運営に著しく支障をきたすため、職員の急な離職等に備えて余裕をもって人員を配置する施設が多く、そもそも3:1の職員配置で施設を運営すること自体非現実的な実情がある。このことは、介護人材の流動性の低下を招いている側面もあり、深刻化する介護人材不足の状況からも憂慮すべき課題である。 ICT等を導入していない介護老人福祉施設の人員配置状況(ユニット型(個室)の「1.8:1」や多床室の「2.2:1」)と比較すると、先進的にICT等を導入している介護施設では、2.8:1の人員配置で施設運営を行っており、導入効果は明らかである。本来、更なる生産性の向上が望めるにも関わらず、ICT等導入後も人員基準が一律であることが障害となり、導入のインセンティブが働かず、導入促進の妨げや導入施設の更なる負担につながっている。 ICT等の導入は、介護現場の業務効率化やサービス品質向上にもつながるため、各施設に対し、ICT等導入のインセンティブを付与するとともに、介護人材不足という大きな社会的課題の解消に向け、補助拡充や実証実験によるエビデンスデータ蓄積のみならず、基準緩和について検討していただきたい。		【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。
介護給付費財政調整交付金及び総合事業調整交付金は、国民健康保険や後期高齢者医療制度における調整交付金と同様に、各保険者の給付費等実績を踏まえた上で、3月までに交付決定を行う必要があることから、算定期間を1月から12月としている。	1 厚生労働省の第1次回答では「3月までに交付決定を行う必要がある」理由が何ら示されていない。以下の点について、それぞれ具体的な理由・法的根拠を示していただきたい。 (1)国民健康保険等と同様にする必要性について 国民健康保険及び後期高齢者医療制度は介護保険とは異なる法律に基づく独立した制度である。何故、国民健康保険等と同様の取扱いとする必要があるのか。 (2)交付決定を3月までに行う必要性について 保険者間の財政調整を行うという財政調整交付金の目的は、算定期間を年度単位化した場合であっても、変更交付申請の際に各保険者が年度末までの給付見込額等の所要額を算出し交付を受けることで介護保険財政への支障も生じず、十分に果たすことができる。何故、3月までに確定額で交付決定を行う必要があるのか。また、年度単位化することにより具体的にどのような支障が生じるのか。 (3)各負担金及び交付金の取り扱い相違について 地方財政法では、介護給付費等負担金、介護給付費財政調整交付金及び地域支援事業交付金(総合事業調整交付金を含む。)は、全て国庫負担金であり法的位置づけに差異は無いと考えるが、取扱いを異にする理由は何か。 2 当提案に対しては、多くの自治体から同様の支障事例をいただいた。社会保障審議会介護保険部会(令和2年7月27日開催)で示された第8期介護保険事業計画に係る基本指針案では、「介護事業者及び自治体の業務効率化に取り組むことが重要」との記載が新たに追加された。当提案は、不必要に事務負担を増大させている現状の仕組みを改善するためのものであり、国が目指す方向性と一致するものである。当提案の趣旨を踏まえ再度検討いただきたい。	【東温市】 介護給付費国庫負担金においても、同様の条件で算定していると思われる。交付金のみ3月までに交付決定を行う必要があるとの回答をいただいているが、その理由を詳細に提示していただきたい。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
69	八王子市	オンライン資格確認システム情報を利用した国民健康保険の資格情報適正化及び事務改善	オンライン資格確認システムで一元管理した情報を利用し、保険者(区市町村)の被保険者資格情報を適正化する仕組みを構築する。一元管理した情報を利用し、二重加入の状態となっている被保険者の情報を、資格エラー情報として保険者へ定期的に通知することで、迅速で適正な資格管理を行うことが可能となる。さらに、オンライン資格確認システムによる、自動的な資格の切り替えを可能としたい。	国民健康保険被保険者が、社会保険に加入した場合、国民健康保険の資格を喪失する。現状、国民健康保険の資格喪失については、原則被保険者からの届出に基づき処理を行っている。しかし、被保険者が喪失を届け出ない場合、保険者(区市町村)は資格の異動を把握することができない。資格状況の調査や、届出の勧奨を行っているが、これらは事務が煩雑であり時間がかかるため、迅速で適正な資格管理ができない。その結果、保険税の二重課税、収納率の低下及び不要な滞納整理等の影響を及ぼし、業務量が増加している。	迅速で適正な資格管理を行うことが可能となり、収納率の向上や保険税の二重払い防止、不要な滞納整理等に要する職員の業務量を削減することができる。	厚生労働省	須賀川市、ひたちなか市、新座市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、豊橋市、春日井市、南知多町、京都市、城陽市、高松市、新居浜市、西条市、柳川市、熊本市	○当市においても、国民健康保険に加入中であるものの、国民年金の資格状況等から、社会保険との二重加入が疑われる被保険者に対しては、数ヶ月に一度、資格確認のための通知を発送しており、職員の業務量増加につながっている。また、国民健康保険の資格を有している以上、滞納整理の対象とせざるを得ない一方、処分後に遡っての資格喪失が判明した場合には、当該処分が無効となるだけでなく、保険料の還付処理など、不要な作業も発生することとなる。提案のとおり、資格エラー情報の提供、さらには自動的な資格の切り替えが実現された場合、職員の業務削減及び効率化につながり、また、真に必要な業務への時間配分が可能となることから、より一層の収納率向上まで期待される。 ○国保脱退の未手続者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには対応に苦慮している。 ○当市においても、日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨通知を発送している。それでも、未届のままで、保険税が滞納となってしまう、結局、滞納整理の方から喪失未届が発覚し、遡って 資格喪失手続きをすることになっている。これらの事務は、煩雑であり、適正な資格管理ができていないのが現状である。 ○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりする場合が多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。 ○当市においても、国民健康保険被保険者が社会保険等に加わっていると思われる場合は、年金情報を基に勧奨を実施しているが、時間がかかり迅速な資格管理には至っていない。また、勧奨を行っても届出をしない者は、国保税を滞納していることが非常に多く、収納率低下の要因のひとつになっていると考えられる。 ○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。オンライン資格確認システムによる自動的な資格の切替えが可能となれば、資格の適正化、事務の効率化を図ることができる。
71	八王子市	教職員の人事について、教育委員会の権限を教育長に一部委譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の「市町村教育委員会の内申に係る事務を、教育長へ委任(内部委任)することができるかどうかを通知等により明確化する。	教育委員会の職務権限について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条(教育委員会の職務権限)第1項第3号に「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」と規定されている。また、同法第25条第1項の規定により、その権限に属する部分の一部を教育長へ委任することができるが、「教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること」については、同条第2項第4号の規定により教育長へ委任することはできない。 県費負担教職員の人事異動については、同法第38条の「都道府県教育委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする」との規定から、市町村教育委員会は、都道府県教育員会が「任免その他の進退」を行うために、内申を行わなくてはならないが、この内申に係る事務が同法第21条第1項第3号の規定により教育長へ委任、もしくは内部委任することができるかどうかは法律上定かでない。内申を教育委員会の議決を経て行う場合、非効率な事例が発生する。 例えば、県費負担教職員が地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、その「任免その他の進退」を行うため、市町村教育委員会の議決を経て、都道府県教育委員会へ内申し、その後、更に都道府県教育委員会の議決により、「任免その他の進退」が行われている。例えば、他の市町村から人事異動により転入してきた県費負担教職員が、異動前の市町村で地方公務員法第六節服務に関する違反をした場合、異動後の市町村が、同法第43条による服務の監督を行うことから、その「任免その他の進退」を行う内申について、異動後の市町村教育委員会の議決を経ている。異動前の他市町村で発生した違反を、異動後の市町村教育委員会において議論することは妥当性に欠け、審議が困難であり、非効率な事例が発生している。	内申に係る事務を教育委員会による議決を経ずに行うことができることが明らかになることにより、非効率な手続きを省略し、教育委員会の効率的な組織運営が図られる。	文部科学省	福島県、新城市、松江市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。	オンライン資格確認に関しては、令和3年3月から本格運用を開始する旨認識しているが、資格重複状況一覧については、具体的な内容が示されていない。市町村が円滑に事務を実施することができるよう、資格重複状況一覧の出力機能の運用開始時期、出力が可能となる情報（保険者、記号・番号及び資格取得年月日等）及びファイル形式（CSVやPDF等）といった詳細を早期に周知いただきたい。なお、資格重複状況一覧を用いた資格管理について、以下の3点を懸念している。 （1）資格重複チェックの頻度について 資格重複チェックを「定期的」に実施するとの回答をいただいているが、その頻度が低い場合、支障事例の解消には至らない。ぜひ、市町村の実務に沿った頻度で資格重複チェックを実施していただきたい。本市では国民健康保険税の更正を毎月行っていることから、少なくとも、月に一度を目途としてはいかがか。 （2）資格重複状況一覧の位置づけについて 既存の年金情報を根拠とした職権喪失処理のように、対象者への届け出の勧奨といった一定の手続きを経ることが職権喪失の要件となる場合は、効率的な資格管理を阻害することとなる。 （3）資格重複状況一覧の出力形式について 資格重複状況一覧が特定の帳票で出力される場合、市町村にとっては事務処理における汎用性が低くなる。例えば、資格重複状況一覧を用いて、対象者の国民健康保険資格を職権喪失させる際、手作業による処理が前提となってしまう。より効率的な資格管理を実施するため、資格重複状況一覧を市町村の国民健康保険業務システムに取り込み、一括処理を可能とするような出力形式としていただきたい。		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）第25条第2項第4号において、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事務は教育長に委任できない旨規定されている。地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、県費負担教職員の任免その他の進退に関わることから、「任免その他人事に関する事務」に該当する。 したがって、市町村教育委員会が行う内申について教育長に委任することはできない。ただし、第25条第2項は、いわゆる内部委任まで禁止するものではない。 なお、異動前の市町村における服務違反に係る異動後の市町村教育委員会の内申については、現服務監督権者である市町村教育委員会の権限と責任において実施されるものであることから、異動前の市町村教育委員会と十分情報を共有し、適切に対応いただきたい。	地教行法第38条に定める市町村教育委員会が行う内申は、同法第25条第2項第4号の「任免その他人事に関する事務」に該当するため、教育長に委任することはできないこととされているなかで、この規定からいわゆる内部委任（代決や専決）まで禁止するものではないと法解釈することは困難であることから、この旨通知等により明確に示していただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
74	福岡県、青森県、九州地方知事会	事業承継税制の認定審査に係る法令解釈の明確化による事業者の利便性の向上	・国が法令の解釈に関するQ&A集を作成、公開し、法令の解釈を明確化	○特定資産等に係る判断が難しく法令やマニュアルが抽象的である結果、事業者にとって、下記のデメリットが生じている。 ① 事業者の顧問税理士や会計士が特定資産の基準や事業実態の有無に対する判断に迷い、県へ問い合わせにくる。事業者は県からの回答がないと、手続きができない。 （例：倒産防止共済の掛け金は特定資産に該当するの か、関連会社への物品販売は事業実態があるとされるのか、など） ② ①の問い合わせ時に、回答困難のときは、県から国に問い合わせをする必要があり、国の回答がでるまで、手続きができない。	審査時間の短縮及び手続きの簡素化が図られ、事業者の利便性が向上する。	経済産業省	神奈川県、滋賀県、大阪府、香川県、高知県	○当県においても、特定資産等その他事業承継税制に係る判断が難しい案件については、案件ごとに国へ問い合わせしているところであるが、国からの回答があるまでは、事業者への回答や県での審査が滞ってしまっている。現在の法令やマニュアルでは、記載が抽象的で判断できない部分が多いため、事業者だけでなく当県事務担当者も対応に苦慮している。今回提案されている事業者向けに公表するQ&A集に加え、事務担当者向けについても、過去の問い合わせ等があった個別具体的な内容を項目別に整理したQ&A集等についても検討してほしい。 ○法解釈もさることながら、例えば、事業実態要件では、手続きが簡素化されてきたものの、認定の際は3期分の決算書に加え、3年分の伝票類の提出が必要で、提出書類の量が増えているので、知事の裁量を広げ、ある程度変更できるようにしてほしい。また、提出期限も、税務署よりも、円滑化法の方が厳格と言ったケースが見受けられる。特に、県では事前に把握しにくい切替確認について、5年が経過し、一旦県の手から離れた後も、相続が発生すれば県の手続きが必要となるなど、企業が手続きを失念するリスクが極めて高いので、例えば、知事権限で期限後の手続きも認めるようにするなど、もう少し裁量を広げていただきたい。 ○法令やマニュアルが詳細ではなく、また、記載例のない様式もあるため、事業者にとって下記のデメリットが生じている。事業者の問い合わせに対し、回答が困難な場合は、都道府県から国に問い合わせるが、認定申請や年次報告は都道府県や税務署への提出期限もあるため、国からの回答が得られず手続きが遅れると、納税猶予を受けられない可能性がある。また、公表されている審査基準が詳細でないが故に、事業者にとって認定可否の予見可能性が十分でなく、経営上とり得るべき方法の実施を妨げている。 （例：株式交換、吸収合併などの組織再編、金融支援等は、法令等での要件の確認や記載方法が煩雑で、検討していても、認定されるか不透明なため実施に踏み切れない等） ○当県においても、税理士からの事前相談に対し、中小企業庁のマニュアルを案内するが、内容が分かりにくいとの声があり、問い合わせを受けた県としても、参考となる事例集や法解釈がないため、都度国へ問い合わせることとなるため、事業者側の負担が大きくなっている状況にある。
76	福岡県、九州地方知事会 【重点20】	農業振興地域制度に関するガイドラインにおける「事業完了」の取扱いの見直し	農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。 また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水産大臣が積極的にその旨を認めてほしい。	農業振興地域内の農用地区域からの除外については、法令において「工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地である」ことが要件の一つとなっており、農業振興地域制度に関するガイドライン第16－2－（3）－⑤においては、「『工事が完了した年度』とは、事業の効果が全体的に発現するのは事業全体が完了する時点であること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、工事完了公告における工事完了の日の属する年度と解されること」とされている。 河川の両岸に跨る土地改良事業において、左岸側は平成21年度に完了していたにもかかわらず、右岸側は広域であり、かつ地盤沈下対策があったことなどから、完了が平成30年度になったため、左岸側についても、平成30年度から8年間は農用地区域からの除外が一律に出来ないこととなった。 一方で、左岸側については、九州農政局長より平成21年11月に「工事の完了予定の通知」を受けるとともに、平成22年1月には土地改良法施行令第52条の2に基づく、「負担金の支払い期間の始期の指定」通知を受け、平成22年度から同事業に係る負担金の支払いを開始している。 このことは、地方農政局としても事業効果の発現は認めていた証左であると考えられる（土地改良法施行令第52条の2第4項第1号でも、「地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によって受けるべき利益の全てが発生した」等と認められる場合の負担金の支払い始期が規定されている）。事業効果の発現が、農用地区域からの除外に係る起算点として認められない現行制度は均衡がとれていないものと考ええる。 また、国営土地改良事業に係る特別徴収金については、当該事業の受益地が事業完了後8年を経過する日までの間に目的外用途に転用された場合に徴収できることとされているが、この場合の8年間の起算日については、当該事業の工事の完了につき「公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）」とされている。 特別徴収金制度と同様に、農林水産大臣が、当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めた一部の地域については、農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点をその認めた年度の翌年度の初日とすることを求める。	事業効果が発現した土地については農林水産大臣が積極的にその旨を認め、8年要件の起算点をその翌年度の初日とすることで、土地の効率的な利用が可能となり、地域の実情に応じた開発等に資する。	農林水産省	愛媛県、久留米市	○ネットワーク型のコンパクトな都市づくりに取り組む中で、位置的ポテンシャルの高い鉄道駅周辺への都市機能とそれを支える人口の維持・誘導を目指している。しかしながら、当市も事業対象となっている土地改良事業は、50年の事業期間を有しており、その事業地は2県にまたがる膨大な面積となっている。地区全体における工事完了公告から8年経過するには、今後50年以上を必要としており、営農者も含めた市全域での持続可能な都市づくりの展開に支障をきたしている。そのため、地域の実情に応じ部分完了をもって工事の完了の日と解釈できるなど、弾力的な解釈を要望する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
頂いた御意見については、提示された支障事例を踏まえ、他の都道府県の意見も確認した上で検討してまいりたい。 なお、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定要件の一つである資産保有型会社及び資産運用型会社非該当要件（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「経営承継円滑化法施行規則」という。）第6条第1項第7号ロ・ハ等）については、円滑な事業承継を通じた地域経済の活力維持と雇用の確保という事業承継税制の政策目的を踏まえ、事業実態が乏しく単に資産を管理している会社を経済産業大臣（事務については「都道府県知事」に委任。）の認定の対象外とするために設けられているものである。加えて、相続を見越して個人財産を出資して会社を設立し、死亡後に当該会社の株式等を相続することにより事業承継税制の適用を受けようとする租税回避行為を防止するための要件でもある。当該会社が資産保有型会社等に該当するか否かは、当該会社の総資産に占める特定資産の割合で判定等を行うが、当該特定資産は経営承継円滑化法施行規則第1条第15項で定義をされ、経営承継円滑化法申請マニュアルにおいて、特定資産に該当する資産の例示や一般的な解釈等を明示している。ご提案の事業者向けに特定資産の該当性について明確化することは、制度趣旨を逸脱した租税回避行為に利用されること等が懸念されることから、慎重になるべきと考える。	今回の提案に対して、ご検討いただくのご回答であるが、都道府県向けとして、過去に国に対し、事業者や自治体から問合せがあった個別具体的な内容を整理したQ&A集を共有するなど、法令解釈を明確化するための措置を早急に講じていただくようお願いしたい。 その効果として、①事業者が問い合わせをしてきたときに、都道府県から国まで問い合わせをするケースを減らし、事業者への回答時間を短縮すること（事業者の利便性の向上）、②同一条件事業者に対し、都道府県により判断が異なる事態が生じることを防げること（事業者間での公平性の確保）、が考えられる。 業者向けには、ご懸念されている租税回避行為の問題があると思うので、上記都道府県向けQ&A集から事業者にも共有できる内容を既存のマニュアルに盛り込んでいただくようお願いしたい。 その効果として、①事業者が県へ問い合わせることなく判断できる頻度が増え、事業者が手続きを進めやすくなること、②事業者にとって、認定可否の可能性が現在よりもわかりやすくなり、経営上とるべき判断がしやすくなること（税制活用促進）、があげられる。	【高知県】 経営承継円滑化マニュアルの記載は抽象的であることから、法解釈等に素養を有する有資格者の税理士や会計士向けのQ&Aを示すことも検討されたい。	
農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の要件については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとしている。 この場合において、「工事が完了した年度」については、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかが明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事完了公告における工事完了の日の属する年度」としている。 しかしながら、工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がないことから、当該一定の地域について、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。	平成22年度に農林水産大臣が、効果の全てが発現したと認めた本件の地域について、改正後のガイドラインの要件を満たすものとしていただきたい。 また、ガイドライン改正時期についても、お示しいただきたい。		【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ、ガイドラインの改正を速やかに行うように求める。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
78	長崎県、九州地方知事会	地方創生拠点整備交付金の繰越手続きの簡素化	地方創生拠点整備交付金の繰越(翌債)手続きの簡素化及びADAMSによる正式申請に先立ち、別途協議を行う機会を確保するなど、手続きの円滑化に資する見直しを求める。	地方創生拠点整備交付金については、令和2年度より一部当初予算化されたものの、従来国の補正予算が財源とされている。 このため、当該年度中に事業が完了しない場合、対象事業の繰越(翌債)の手続きを行う必要があり、繰越理由書の提出のほか、ADAMSでの繰越承認申請等が必要である。 また、繰越承認手続きには事前に財務局と調整を行う必要があるが、ADAMSの使用が可能となる内閣府からの支出負担行為計画示達後からしか受け付けていただけないので、手続き期間が十分に確保されていない。	行政事務の効率化に繋がる。	内閣府、財務省	福島県、郡山市、浜松市、名古屋市、京都市、兵庫県、岡山県、徳島県、高松市、愛媛県、香崎市	○令和2年当初で一部当初予算化されたが、採択されるにはハードルが高く、地方創生拠点整備事業の中心は引き続き補正予算を財源とする事業であり、毎年、繰越の手続きが必要であるため、事務の簡素化を図られたい。
81	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金申請に係る検討時間等の確保	地方創生推進交付金申請に係る実施計画様式や審査基準等について、地方における検討・作業時間確保の観点から、変更等が予定されている内容等については、検討過程における早期の情報提供を図られたい。	地方創生推進交付金の申請に当たっては、実施計画を作成し提出する必要がある。実施計画様式や申請に当たっての要件等は、毎年度12月下旬頃に事務連絡文書により通知されるが、申請に係る事前相談期間が1月上旬頃までとされており、年末年始期間を含むため、事前相談に向けて十分な検討・作業時間の確保が困難となっている。 また、大きな制度変更等については、事前の情報提供があるが、地方自治体が実施計画を作成する際に重要である、実施計画様式や審査基準については、当該内容の変更に関する情報提供がなされていない。 例えば、令和2年度は実施計画の様式において、「自主財源の確保実績」や「自主財源計画未達の場合の見直し内容及び考え方」が追加され、審査基準については、「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準が示されたところである。 あくまで例であるが、事前相談の締め切りまで営業日ベースでわずか9日間程度というスケジュールの中で変更内容を踏まえた対応をしなければならぬため、単に実施計画様式や審査基準が変更されるだけでも、地方自治体にとって計画作成の大きな事務負担となっている。	実施計画様式や審査基準等について、早期の情報提供を図ることにより、地方公共団体が実施計画を作成する時間が確保され、より精度の高い計画作成に資する。	内閣府	盛岡市、花巻市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、新潟市、中津川市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、兵庫県、岡山県、三原市、山陽小野田市、徳島県、高松市、愛媛県、松山市、久留米市、熊本市、宮崎市	○実施計画等の作成に関する通知から提出期限までは1か月程度しかなく、来年度予算編成と並行しての作成作業になるため、様式等の変更など情報を早期に得られれば、作業の効率化につながると考えられます。 ○例年、12月下旬の事務連絡により、申請要件等が示され、条件に合わせて施策を検討し、内閣府に事前相談を行っているが、提出までの期限が短く、事前相談等に十分な時間を掛けられていない状況にある。 ○新年度にかかる実施計画書の作成・事前相談の通知は、例年12月下旬に通知され、事前相談の提出が1月上旬、実施計画書の提出が中～下旬までの期限とされており、年末年始を含む期間のため、十分な作業時間の確保が困難となっており、年末年始において作業しているのが実情である。 ○当市では、地方創生推進交付金申請にかかる国からの事務連絡は、県を経由して12月下旬頃に届き、事前相談の締切が1月上旬であったことから、年末年始にかけて事業の検討及び書類作成事務が負担となった。 また、事前相談のコメントを受けてから本申請までの期間が短いほか、実施計画と同様の記載をする項目が多い地域再生計画においても、内閣府からの依頼や提出先も別になっていることから、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。 ○令和2年度の申請において、「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準が申請直前に示されたが、スケジュール的に対応は難しく、増額申請は諦めざるを得なかった事例が生じた。検討時間を確保するためにも、次年度の方針を早期に提供していただきたい。 ○本交付金は、官民協働、地域間連携、政策間連携を要件とする中、申請に係る事前相談の期間が短いことから、連携する地方公共団体等との十分な協議・調整ができていない。 ○計画策定に係る検討時間を確保し、効果的な事業につなげるため、各種様式や審査基準等について早期に提供いただきたい。 ○毎年、年末の短期間で作業する必要があるため、変更等が予定されている項目の早期な情報提供をお願いしたい。 ○県の予算要求作業と内閣府へ申請する実施計画の作成が同時期で、様々な調整が必要であるため、十分な作業時間の確保が必要。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
地方創生拠点整備交付金については、内示額と地方公共団体から申請される交付申請額に差額が生じ得るため、正確な繰越額を集計するためには地方公共団体からの交付申請後とならざるを得ない状況にある（現状、地方公共団体における財政措置の検討状況に配慮し、内示額からの引き下げにに応じているところ。）。 仮に上記の事情を考慮せずに、内示と支出負担行為計画示達を同日に処理した場合、内示額と交付申請額の差額分を繰越しできなくなる可能性が考えられる。 なお、運用面での配慮として、当該交付金の繰越事由は事業によって異なるものではないため、事務局からあらかじめ記載要領を示す等、引き続き簡素化に向けて努めてまいりたい。	1次回答のとおり当該交付金の繰越事由は事業によって異なるものではないため、できるだけ事務の簡素化が図られるよう引き続き配慮をお願いしたい。 また、財務局との事前協議についても、ADAMSへの入力を待たずに協議を可能とするなど、協議の円滑化についても御検討いただきたい。		
第1回募集の事務連絡については、新年度政府予算の閣議決定日と同日に発出している。政府予算の閣議決定まで申請事項等についても調整が行われているところ、事務連絡の発出は出来得る限り最速で実施しており、これ以上の早期化は不可能である。一方、交付決定時期については、地方からの強い要望を受け、早期に事業実施ができるよう4月1日の交付決定を実現してきた。現状で、最大限事前相談に向けた検討・作業時間の確保に努めている。 地方創生推進交付金は平成28年度に制度を開始して以降、多数の地方公共団体にご活用いただいており、制度趣旨や運用方法について定着してきていると理解している。加えて、政府の予算概算要求後、概算要求資料や事前相談時のフォーマット例を送付し、地方公共団体への情報提供に努めているところ。また、同時に年間を通じて事前相談を広く受け付けている旨周知しており、事業の制度設計等に関する疑問が生じた場合は、時期を問わず積極的に事前相談をしていただきたい。 なお、ご指摘の「「KPI未達成事業の経費を増額する場合には外部組織等の第三者評価が必要」等の新たな基準」については、財務省による「令和元年度予算執行調査」（2019年10月8日）を踏まえたものであり、当該調査については同日付で各都道府県に情報提供を行ったところ。	今般の提案について、事務連絡が新年度政府予算の閣議決定日と同日であることは承知しており、本県が求める措置は、事務連絡の早期発出ではなく、事務連絡内容（申請様式等を含む。）の検討段階（決定前段階）における情報提供である。 検討段階の情報を早期にいただくことで、地方においては次年度交付金の申請に向けて早期から備えることが可能になる。 なお、「令和元年度予算執行調査」については、御指摘のとおり結果公表の情報提供はあったものの、それが令和2年度第1回募集にどのように反映されるか事前に問合せを行ったが、事務連絡発出日まで情報はいただけなかったところである。 こうした情報の検討段階の事前提供は、変更の可能性があるとしても、情報を受け取る地方自治体においては取り得る対応の幅が広がるものであり、地方における検討・作業時間確保の観点から、柔軟な対応を御検討いただきたい。		【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、実績報告提出時の作業時間についても確保してほしいとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
82	鹿児島県、高知県、九州地方知事会	地方創生推進交付金に係る対象経費の明確化	地方創生推進交付金の対象経費について、事務手続の簡素化・合理化観点から、要件の明確化を図りたい。 また、過去に自治体からの確認事例を掲載するなど、Q&Aの内容をより充実していただきたい。	地方創生推進交付金は対象外経費が細かく設定されており、事務連絡文書に対象外経費として明記されていない経費についても、問合せにより対象経費或いは対象外経費であることが判明する等、対象経費を精査するだけで膨大な作業量が費やされている。 また、Q&A等で統一的な見解が示されていないため、内閣府に問合せをする前に庁内において「対象経費か否か」の議論を行う必要があるため、負担となっている。	対象経費を明確化等することで、国・地方における確認作業が簡素化され、事務の効率化につながる。	内閣府	盛岡市、花巻市、釜石市、秋田県、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、中津川市、浜松市、豊川市、西尾市、小牧市、京都市、城陽市、大阪府、岡山市、三原市、高松市、愛媛県、松山市、久留米市、熊本市、宮崎市	○地方創生推進交付金の対象経費となるか否かについては、事務連絡文書で明記されているものを除き、判断に迷うものについては、内閣府に都度、確認を行っている状況にあり、確認に要する事務負担は大きい。 問合せの多い事項等については、対象経費や対象外経費の具体例を積極的に示していただけると、事務負担の軽減につながり、施策の立案等に掛ける時間の増加や地方創生の推進に資する。 ○Q&A等で対象経費について明確化されていないため、作業量が膨大となり、作業時間も比例して費やされることとなり、負担となっている。 ○市が対象者に直接支払う場合と、委託業者が支払う場合で、対象経費となるかどうか取扱いが異なるケースが見られた。個人給付の基準が曖昧で都度相談する必要がある。過去の問い合わせリストや基準を示すべきと考える。 ○昨年度の令和元年度東日本台風や現在のコロナ禍のように非常事態の状況下においては、当初想定していた事業が実施できなくなることもあり、その経費の計上の可否や実施方法の変更などの方針を早期に決定するためにも、対象経費の明確化等が望まれる。また他市の状況など情報収集に努め、Q&A等で共有されることが望ましい。 ○地方創生拠点整備交付金の申請をする際、効果促進事業に該当するか否かについてQAからは読み取りづらい部分があったため、より明確な表現が望まれる。 ○対象経費の確認作業の軽減、対象事業の効率的な実施のため、対象経費・対象外経費を明確化し、国の統一見解として明示していただきたい。 ○令和元年度地方創生推進交付金事業について、実績報告時に、報償費について、行政機関の手土産については個人給付にあたるとして対象外経費となるとの指摘を受け、確認、修正作業に多数の作業が発生した。 当該指摘箇所は、事業申請時から変わらず計上しているものであり、後日、明確に示されていない基準で対象外経費とされてしまうと、対応に苦慮する。
84	鹿児島県、九州地方知事会	土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と、「400万円」とある部分については「1000万円」と改正することを求める。 【土地改良事業関係補助金交付要綱】 ・第9の1(1)ア(ア)、(イ)a及び(2)ウ(ア)、第9の3(2)ア、第9の6(1)、第9の8(1)イ 【農地防災事業等補助金交付要綱】 ・第8(1)ア(ア)及び(イ)a、(2)ウ(ア)	土地改良事業関係補助金及び農地防災事業等補助金については、国(地方農政局)に対して当初申請し承認を得た内容から、地区における経費の配分や事業量の変更が生ずる場合には、「軽微な変更」を除き、改めて変更の申請・承認を得なければならないこととされている。 土地改良事業関係補助金交付要綱第9及び農地防災事業等補助金交付要綱第8においては、各補助金における「軽微な変更」の要件が定められているが、現行の要件基づく、大半の案件が「軽微な変更」に該当せず、地方農政局への変更申請が必要となっている。(本県においては、令和元年当初予算分の土地改良関係事業については交付申請が141件だったの対しに対し変更申請が94件、農地防災事業等については交付申請が54件だったのに対し変更申請が25件と、全体の申請のうち6割程度が変更申請となっている。) 本県は他の都道府県に比べて台風の被害が発生しやすく、補修工事等を行う頻度が多いが、補修工事を行うためには、補助金の変更申請が必要となる。 補助金の変更申請を行ってから承認を得るまでには約2週間かかっており、補修工事等のような緊急性のあるものについても、機動的に対応できていないのが現状である。 近年の自然災害が多発する状況下において、農政局への変更申請等に要する時間が迅速な補修工事等の災害対応の支障となっている。	地区における経費の配分や事業量の変更を補助事業者の裁量に任せることで、補修工事等の自然災害への対応等を迅速に行うことができる。 なお、本県における令和元年度の協議実績に基づき、今回求める制度改正による効果を試算したところ、3分の1程度の変更申請が不要になるとの結論が得られた。	農林水産省	北海道、福島県、前橋市、豊田市、長崎県、熊本市、宮崎市	○提案事項は、都道府県が行う事業(都道府県営)に係る内容であることから、当市においては支障事例はない。しかしながら、支障事例に記載のとおり近年の自然災害が多発する状況において、緊急性を要するものに関しては機動的に対応できないことから、団体が行う事業(団体営)も含めて制度改正が望まれる。 ○当初申請し承認を得た内容で事業を進めていくが、様々な要因で内容を変更していく必要が生じている。「軽微な変更」の範囲内で収まることは少なく、変更申請が必要になるが、申請から承認までのタイムラグがあるため、緊急を要するものに対応ができない場合がある。そのため、「軽微な変更」の範囲をもう少し補助事業者の裁量に任せていただければ、現場もスムーズに進めることができると思われる。 ○土地改良事業関係補助金等に係る変更申請の要件が緩和されれば、変更手続が不要となるケースが増え、緊急時等において迅速な対応が可能になると考える。 ○当県においても当該年度の事業計画見直しに伴う事業量変更、地区間での予算流用や国からの追加割当等に伴い、「軽微な変更」では処理できない事案は毎年、複数発生しており、その都度、変更申請を行っている状況である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
対象外経費についてはQ&Aでお示しているところであり、疑義が生じる経費については、随時相談を受け付けているところ。一律に詳細な対象外経費を設定することは、各地方公共団体が、地域の実情を踏まえ、創意工夫を凝らして事業化を図る「オーダーメイド型」の地方創生推進交付金の仕組みになじまないと考えられる。	今回の提案は、対象経費・対象外経費を、地方公共団体に対して、より明確に示してほしいというものであり、一律に詳細な対象外経費の設定まで求めるものではない。 例えば、複数の自治体から問合せを受けたものなどで、通知等に記載は無いものの貴府内で既に対象経費か否かの判断がついているものについては、広く自治体に周知を図った方が、対象経費確認に係る国地方双方の負担軽減につながるものと考える。是非柔軟な対応を御検討いただきたい。	【秋田県】 現在のコロナ禍の状況下においては、予定していた事業について手法を変更したうえで実施しなければならないなど、対象経費を含めその実施手法について限られた時間の中で検討しなければならないことから、回答にあたっては速やかかつ明確な回答をお願いしたい。 また、対象外経費の詳細な内容について、事務連絡文書へ明記が難しいのであれば、過去に各自治体から照会があった内容を参考資料として示していただくなどの検討を引き続きお願いしたい。	
土地改良事業関係等の補助金については、国が事業毎の予算を配分して事業量や進捗を把握し、補助目的が確実に達成されるよう確認を行う必要があることから、変更承認申請の手続を定めていることを御理解いただきたい。 なお、変更承認申請が必要となる要件については、近年の事業実施状況の変化を確認しつつ、一定程度の緩和を行うことが可能かどうか検討していきたい。	近年の自然災害が多発する状況下において、迅速な補修工事等の災害対応が必要であるが、農政局への変更申請等に要する時間が支障となっていることから、こうした実情も踏まえて出来る限り速やかにご検討いただき、要綱を改正するよう調整いただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
85	千葉県	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)における事業の実施時期の見直し	経営体育成促進換地等調整事業(農業競争力強化農地整備事業)は、農地整備事業等(以下「ハード事業」)の実施予定地区において、農用地利用状況等の調査や関係者間の合意形成、換地設計基準の作成等の費用に対する農林水産省の補助事業である。当該事業について、ハード事業採択前の前年度又は前々年度という事業の実施時期(交付対象の期間)の限定を緩和し、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の実態に即した任意の1～2年間で実施できることとしていただきたい。	当該事業は、地元(市町村や土地改良区など)が取り組む換地調整に要する期間のうち、特に事業費が必要となる期間と、交付対象とする期間が一致していない場合がある。また、ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが開始されることを踏まえれば、それまでに事業計画が完成している必要があり、当該事業を活用できる期間はより限定される。 当県では、ハード事業採択の3、4年前から、当該事業の補助対象である地元との調整を行っている地区が多くある。例えば、地域の総意による農業振興を図るという観点から、現場としては、当該事業についての同意を100%取得することを目標に事業を進めている。そのため合意形成等が困難な土地は除外を行うなど、地区境界の再設定や計画の再検討が必要になることから、換地等調整には多くの時間が掛かっている。 (スケジュールの例) ①事業採択4年前:地区内農地等状況調査等(約480万円) ②事業採択3年前:地区内農地等状況調査、地区内アンケート調査等(約230万円) ③事業採択2年前:地区内農地等状況調査等(約200万円) ④事業採択前年:合意形成促進、地域営農構想作成等(約40万円) このような地域の実情により早期の事業着手が必要な状況があるにもかかわらず、現在の仕組みは、当該事業を可能な限り前々年度から実施しようとするインセンティブが働く仕組みになっており、地域の実態に即した事業実施ができないことが支障となっている。 なお、要領別紙2第3事業の対象地区では、実施計画策定事業と当該事業どちらも「農地整備事業等の実施が予定されている地区」となっており、当県では、農林水産省に採択申請を提出する前に、県の計画審査会により事業化の妥当性を審査していることから、当該事業実施時点で、ハード事業の実施見込みについては一定の担保がなされているものである。 以上のことより、都道府県がハード事業実施の見込みを担保することも可能であるため、地域の実態に即した任意の1～2年間で実施できることとしていただきたい。	本事業の各メニューを効果的に実施することで、国の施策に沿ったハード事業が実施されやすくなり、農地の集積集約化や担い手の確保に資する。 また、適切な事業計画の策定により、ハード事業の事業主体となる都道府県の行政コストの削減や事業実施の効率化等の効果が期待できる。	農林水産省	福島県、新潟県、浜松市、京都市、たつの市、徳島県、熊本市	○支障事例に記載のとおり、農地整備事業の実施に際しては事業採択前年度までに事業計画策定業務を終えておく必要があることから、当市においては換地等調整、営農計画策定、促進計画策定等の調査・調整事業に5年程度前から着手している。よって、当該事業実施に関しては市単独予算事業により実施している状況。提案内容のとおり、地域の実態に即した任意の1～2年間で実施することで、事業実施の効率化が期待できる。 ○ハード事業採択の前年度には国のヒアリングが行われる(＝事業計画が完成している必要がある)が、換地等調整事業が完了していないため、実際の農地の状況が正しく反映されないまま事業計画が作成される場合がある。 ○ハード事業採択見込みであれば、実施計画策定事業(農業競争力強化農地整備事業)と同様に、地域の要望等実態に即した任意の1～2年間で実施できることとしていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
換地等調整(経営体育成促進換地等調整事業)については、事業の予定区域が定まった後において適用されるものであり、その内容は換地計画を策定するための基準となる「換地設計基準」の作成であることから、実施時期を事業採択年度の前年度又は前々年度としている。 なお、単なる地元との合意形成や事業参加の意向確認を行うための調査ではないことを申し添える。 御提案の内容については、今後現場における実情を調査させていただきたいと考えているので、御協力をお願いしたい。	換地等調整(経営体育成促進換地等調整事業)は、換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向等の把握及び事業実施後の農用地利用の状況を踏まえた育成すべき経営体への農用地の利用集積を早急に進めていくための合意形成等を進めるとともに、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を作成するものであるが、本県では、関係農家の意向等の把握や合意形成に多くの時間を要するため、事業の予定区域を定めた後、経営体育成促進換地等調整事業実施要領の4に掲げる業務を事業採択の3年以上前から実施している。 各実施主体、各実施予定地区において取り組むスケジュール等の実情が異なると思料されることから、現場における実情の把握のため、早急に全国的な調査を行った上で、本事業の実施目的が実現できるように、地域の実態に即した任意の期間で実施できるよう制度改正をお願いしたい。		【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
							団体名	支障事例
87	千葉県 【重点22】	都道府県が管理する国有農地の農耕貸付及び売払い時の農家要件の緩和	都道府県が管理する国有農地については、農地法第3条2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当する者であっても、農地としての国有財産に限り、貸付け及び売払いを可能としてほしい。	①農耕貸付 都道府県が管理している国有農地において、新規に農地として貸付けを行うには、その土地が既に入札にかけられ不調となった土地で、かつ、借受け希望者が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるため、耕作に意欲のある一般の方からの借受け希望があっても貸付けができない場合がある。一方で借受者からの解約希望には対応しているため、結果的に、耕作放棄地が年々増え、県における維持管理費も増大している状況にある。また、不法耕作が行われていても、新規貸付ができないため、不法耕作や転用を解消できない状況にある。 ②売払い 同様に、農地として売払う場合には、買受人が耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アール以上等であることが求められるが、それ以外の農地取得希望者に売払いできないため、国有農地の早期処分に支障をきたしており、県における維持管理等に係る事務負担が生じている。域内の耕作状況を調査したところでは、農耕借受者のうち30%以上が借受農地の取得を希望している。例えば、長年にわたって当該土地を適切に耕作していた者から借受地の取得希望があっても、要件を満たさない場合には売払うことができずに、住民からは不満が出ている。 また、農耕貸付を受けながら、借受地に不法工作物を設置する等の無断転用した者については、既往使用料を徴収後、転用貸付を行い、売払うことが可能であるにもかかわらず、農地として耕作してきた者に売払う場合には、上記の要件が求められているため、県民からは不公平との声が上がっているところ、不法占用を増長し、非農業利用の売払いを助長する仕組みとなっているのではないかと考える。 売却後の継続的農業地利用を担保するためであれば、取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けることで足り、合計50アール以上の要件等の一律の規制は不要ではないかと考える。	国有農地について農地としての貸付又は売払いを円滑に行うことが可能となることで、小規模であるが貴重な農地の有効活用が図られ、耕作放棄地の減少、管理費用の削減となる。 なお、自家用農作物生産のための農地であっても、農地として保持することが環境面、国土資源という観点からも有効と考えられる。	農林水産省	茨城県、長野県、三重県、奈良県、鳥取県 ○当県でも、①農耕貸付については、管理耕起を依頼している相手方に、直ちに農耕貸付できない事案があるほか、②農業利用目的売払いについても、土地改良事業（基盤整備事業）によって従前の耕作者の隣接地に換地された国有農地の一部が、当該耕作者に買受適格がないため、売払いの見通しが立っていない。 ○農耕借受者から国有農地の買受け希望（農地売り）があるにもかかわらず、当該借受者が3条要件を満たさないことを理由に処分に苦慮している事例は多々あるため（農耕貸付地101件中、借受者が農地として取得を希望している事例は20件）、3条要件を例外的に緩和することで、処分の迅速化につながるものとする。 ○①農耕貸付については、当県においても、借受人が高齢化し、農耕貸付を解約する事例が毎年1～2件ある。解約された土地については、県で管理することとなるが、草刈り等の管理費用が年々増加しており、対応に苦慮している。今後さらに解約される土地が増加が見込まれることから、柔軟な貸付を行うことを含め多様な管理方法の検討が必要である。 ②売払いについても当県において、農耕借受者から買受の申し出があるものの、農地法上の買受要件を満たさないことから、売却できず、解約となった事例がある。特に国有農地については、当時小作人であっても経営面積が基準以下であったり、将来市街化の進展が予想された土地は売却保留されたため、農耕借受者（当時の小作人）としては本来であれば自身に売渡しされるべき土地であったという認識が強い。 提案県の意見と同様に取得後一定期間は転用を禁止する等地域の実情に合わせた条件を設けたうえで、農耕貸付者に売払いが可能な制度改正が必要である。 ○当県においても、借受者との解約が進んでおり、これまで借受者が担ってきた国有農地の管理について、県が市町村にお願いして草刈り等を行っているものの、対象地の増加に伴って人的・金銭的コストが増大している。なお、国有農地の借受者は、買受希望があっても下限面積を満たしていないために、売渡しを受けることができない場合が多い。 ○現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。 ○当県が管理する国有農地で農耕貸付地はいずれも狭小で耕作条件が良くない物件がほとんどである。借受者から農耕貸付地の取得希望があるものの、借受者が農地法第3条第2項に定める下限面積要件を満たすことができずに処分できなくなっている事例があることから、国有農地の処分を迅速に進めるため、農耕借受者への貸付地の売渡については農地法第3条第2項第5号の適用除外が必要と考える。	
88	千葉県、秋田県、高知県	既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化	都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。	当課は総務省から市町村も対象とした調査・照会を受けるが、調査・照会はメールで送付され、エクセル等に内容を入力し回答する形となっている。 また、併せて市町村分の回答を取りまとめ、内容を確認した上で、一つのファイルにまとめて国等へ回答している。 仮に1調査で様式が6つあった場合、市町村分のファイルは320ファイルとなるが（54市町村×6様式）、メールを確認・フォルダーへ移行・内容確認・集計ファイルへのコピーなど、集計作業に係る一連の作業に1ファイル毎5分かかった場合、1つの回答を取りまとめるのに4日程度の作業量を要する。また、修正があった場合はさらに作業量が増え、職員に掛かる負担は非常に重く、さらに複数の調査が重なった場合は、職員の負担はより増すこととなる。	集計システムを活用できれば、メールの確認・ファイルへの移動・集計の作業がシステム上、一括で行えるため、時間の短縮が図られる。 また、調査に回答する自治体としてもより内容の確認のための時間を確保することが可能となり、回答の精度が上がる。 業務の効率化は残業時間の削減や他の業務の充実に資するため、県民サービスの向上につながる。	総務省	須賀川市、栃木県、文京区、京都市、兵庫県、鳥取県、岡山県、福岡県、宮崎市 ○「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」の活用することによって、市町村から都道府県への回答期限の延長などが見込めることから、効果があると考えます。	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
国有農地の耕作目的の貸付地(農耕貸付地)は、買収当時から的小作地が大部分であり、これは、経営規模が零細であることから、小作人への売渡しが保留され、貸付けが継続されたことによるものである。 一方で、新規の貸付け等は、農地法第3条第2項第5号の要件を満たす者に対し行われてきたところである。 農地法に基づく農地の権利取得における下限面積の要件(取得後の農地面積の合計が50アール以上等)については、農地が生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としており、上記の経緯も踏まえると国有農地のみこの要件を不要とすることは困難である。 なお、農地法第3条第2項第5号の要件については、農地法施行規則第17条により、農業委員会が地域の実情に応じて適当と認められる面積に引き下げることができるよう措置しているところであり、これにより、国有農地等についても、耕作に意欲のある者に新規の貸付けや売払いができるものとする。	国有農地等については一般農地と異なり早期処分を求められている中で、一般農地と同様の要件を設けて処分の促進を妨げていることは、国の施策としての統一性が図られていないといえる。 現在残っている国有農地等は、県内に散在し、ほとんどが面積が極小のため、一定規模の経営を実現しようとする者からの利用希望は望めない。そのため、長期にわたり適正に耕作してきた農耕借受者等に売払いを行わないとすると、今後も長期にわたり国有農地の処分はできないこととなる。 また、無断転用等により下限面積要件なく農地取得が可能な状況に対し、適正な農地利用をしてきた者から不公平との声も上がっており、国に対する不信感につながりかねないことから、早期処分促進に向けて要件緩和を求める。 下限面積要件を農業委員会が設定することが可能であるとしても、本県での農耕貸付面積は1筆1アール未満のものが相当数ある。 10アール未満の面積設定にあたっては、遊休農地等が相当程度存在し、小規模農家の増加により周辺農地の効率的利用に支障を生ずるおそれがない区域に限って、新規就農を促進するために適当と認められる面積を設定できることとなっている。国有農地の売払いのためだけに、下限面積要件の引き下げを設定することは現実的に難しい。 加えて、極小な単位で面積設定をすることは、当該区域の農業委員会に別段の面積を定めるための調査、周辺農業者の意向確認、公示等煩雑かつ膨大な事務を強いるもので不適切である。 本来であれば、国で管理すべきものでありながら、都道府県に対して国有農地等の管理業務を強いており、かつ戦後70年以上経過し、未だ早期処分が実現されていない状況を踏まえて、現行制度による農業振興の側面だけでなく、財産処分の視点から、早急に見直していただきたい。		
(自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査) ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいりたい。 (情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検) 情報提供ネットワークシステムに接続する全ての機関に対し、接続運用規程に基づき、安全管理措置の自己点検を課しており、都道府県には、自己点検票(1つのエクセルファイルで1シート)の報告とともに、審査者として、都道府県内の各市区町村の自己点検(同)の内容を確認・把握し、とりまとめて報告することを求めている。 報告は、既に本システムの「情報共有サイト」の申請ワークフロー機能を活用して行っており、その中で、都道府県において、市区町村の自己点検票を1つのZIPファイルにまとめて、総務省に報告することをお願いしているが、支障事例として記載されているような、1つの集計ファイルに各自己点検票の記載内容をコピーすることは求めている。 しかしながら、都道府県に1つのZIPファイルにまとめる必要がないよう、「情報共有サイト」を改善できるよう検討したい。 なお、都道府県が審査を行う上で、御提案のうち「地域の元気創造プラットフォーム」は活用可能と考えるが、「情報共有サイト」のようにシステム上での差し戻し等ができないため、引き続き「情報共有サイト」を活用した方が効率的な面もあると考えている。 (防災等に資するWi-Fi環境の整備計画に係る調査) 都道府県による、管内市区町村の回答の取りまとめを必要としない。 また、本調査で一斉調査システムを使用した場合、前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する。	(情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検) 現在検討中とされている、情報提供NWSにおける接続・変更申請のWebベースでの環境構築が、本件においても有効に機能すると思われる。 (防災等に資するWi-Fi環境の整備計画に係る調査) 取りまとめが必要な調査である。管内市区町村は都道府県に回答することとされており、進捗管理も含め取りまとめを要求されている。また、前年度回答を管内市町村に個別に配布することを求められており、1団体ずつのメール送信も負担となっている。 本調査で一斉調査システムを使用した場合、確かに、最初は前年度回答をシステム上で参照できない。しかしながら、前年度の回答は各団体が保有しているはずであり、そうでない団体のみ個別対応すればよい。また、1度一斉調査システムを使用すれば、以後の調査ではシステムから前年度回答にアクセスできるようになるため、「前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する」という指摘は当たらない。さらに、貴省においても前年度回答の配布を省略でき、事務負担の軽減が見込まれる。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
89	三重県、宮城県、広島県 【重点22】	国有農地等の旧所有者等への優先売払いに係る公告期間の短縮	都道府県が管理する国有農地等について、迅速な処分が可能となるよう、旧所有者等への優先売払いに係る公告期間(6カ月)の短縮を求める。	国有農地等の処分について、国においては令和11(2030)年度末までに「売却不能な国有農地等をゼロ」とする目標を掲げており、管理事務を担う本県においても処分の促進が可能となるよう努めているが、手続きの煩雑さ等から処分件数は年間20件ほどにとどまっており、現時点で判明している本県の自作農財産筆数約2,000筆(約90ha)について、事業が完了するには多大な時間を要することとなっている。 国有農地等の処分にあたっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、近年では、本県において旧所有者への売払いを行った事例はなく、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考ええる。 6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分までの所要期間に2年程度掛かっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。 また、国有農地等が公共事業や開発事業の用地となった場合、処分期間の長さから事業の遅れにつながるおそれがあり、県民等から処分期間の短縮を求められていることから、制度の見直しが必要であると考ええる。	迅速な処分を行うことが可能となり、国土の有効活用が見込めるとともに、管理経費の削減に繋がる。	農林水産省	岩手県、福島県、茨城県、長野県、京都府、兵庫県、鳥取県	○当県でも、国有農地の隣接地権者から非農業利用目的売払い要望があり、旧農地法施行令第17条に基づく公告を行ったが、公告期間中に、隣接地権者から、たびたび進捗状況に係る問合せ等や処分の迅速化の要求がある。 ○国有農地等の処分にあたっては、買収前の所有者又はその承継人に売り払うことが原則とされている。それ以外の者に売払う場合には、旧農地法施行令第17条に基づき、公告をした日から起算して6カ月以内に旧所有者等から買受けの申込みがない場合等の条件を満たす必要があるが、すでに戦後70年以上経過しており、6カ月もの公告期間を確保する必要性は低下しているものと考ええる。6カ月間処分手続が進められないことなどによって、結果的に処分まで長期間かかっている状況であり、その間、県においても管理事務を継続しなければならないなどの支障が生じている。 ○旧農地法施行令第17条公告は、旧所有者の買受優先権があるため、行われるものであるが、戦後80年以上が経過し、旧所有者が死亡するなどのケースが多くなる中、その相続人等の承継人が、かつて農地があったこと、またその農地が戻ってくる可能性について認識しているケースは極めて稀であることを考えると、6カ月間の公告を行う必要性は低いと考える。 ○現在のところ具体的事例は生じていないが、取得希望者に対する対応はタイミングが重要であることから、迅速な対応が望まれる。 ○旧所有者への買受請求権の権利を確保するためには、一定期間の公告期間は必要と考えるが、旧売払特別措置法4条1項2号、令18条では3カ月と定めていた時代もあることから、時代の要請に応じて見直しの検討は必要と考える。
90	三重県、宮城県、広島県	国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し	国有農地等の継続的な維持管理のため、4月1日からの事業実施が可能となるよう、早期の交付決定又は交付決定前着手の適用を図ること。	平成21年農地法改正前に取得した国有農地等については、法定受託事務として、都道府県が引き続いて維持・管理等の事務を行うこととされている。 都道府県が行う国有農地等の維持管理は草刈り、現地巡視、境界立会、災害復旧や住民要望への対応等多岐にわたっており、その維持管理に係る経費は国から交付されている。 特に、維持管理業務は、国有財産の安全性や公共性等を確保する観点からも年間を通じて継続的に行うことが必要であるが、交付決定が5月中旬となっている。 そのため、交付決定前に災害等が発生し土地の崩壊や立木の倒壊等が生じた際、早急な対応ができないこととなる。 また、年度単位で修繕工事や測量事業等が中断され、当該年度内に事業完了が困難な場合もある。また、臨時的任用職員の雇用においても交付決定前については、都道府県費での対応をせざるを得ない状況にある。	継続的かつ安定的な維持管理が可能となり、財産の安全性が確保できるとともに、国民へのサービス向上に資することとなる。	農林水産省	茨城県、長野県、京都府、大阪府	○当県でも、隣接地権者から、田植え前の4月中に国有農地の除草を求められた事例がある。内報額の範囲内で、翌年度の4月1日から委託業務等に着手できるよう国の了承があることが望ましい。 ○年間通した維持管理を行うため、4月1日からの事業が可能になるように交付するべきだと考える。 ○当県においても、提案団体と同様に、交付決定前に国有農地等の草刈りが実施できないことから、隣接土地所有者等から早期の草刈りを求める苦情が寄せられることがある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
国有農地等の買収前の所有者又はその一般承継人（以下「旧所有者等」という。）の買受け意向確認について、6か月の公告期間を設定している。当該期間は、農地改革後60年経過し、都道府県が行う旧所有者等を特定する事務処理に多大な労力を要する状況となっていたことから、平成21年の農地法等の改正により、都道府県による旧所有者等の特定に係る探索手続きを合理化し、これにともない、民法（相続人の探索の公告の期間（民法第958条））等の規定を踏まえ、所在不明な旧所有者等がいることを念頭に当該土地を売却ことの周知と、買受けを熟考するために必要な行政上配慮すべき期間として定められたものであり、近年旧所有者等からの売払い希望がないからといってこれを短縮することは権利者保護の観点から不適当だと考える。 なお、令和元年度の地方分権改革の提案を受け、不要地認定から財務局等への引継ぎまでの標準処理期間等を定め、円滑・迅速な手続きが行われるよう措置したところ。今後は、旧所有者等への公告手続きも含め早期に手続きが進むよう努めるとともに、地方農政局等に周知を行う。	現状では、旧所有者等への公告を行うにあたり、旧所有者等に関する資料調査や不要地認定を行う必要があり、本県では当該事務に3カ月程要している。そのため、公告期間6カ月とそれに付随する事務にかかる期間は9カ月となっている。 平成21年の改正により、戸籍調査の業務負担は一定軽減されたものの、処分期間についてはそれほど短縮されたという実感はなく、買受けの申出から財務省に引き継ぐまでに、公告にかかる事務の他、地図調査や財務省との調整等を含めると、約2年程度要している状況にある。 現状の処理期間では、土地の取得を希望する民間・公的な事業進捗にも多大な影響を及ぼしており、住民からも公告にかかる期間を短縮するよう要望がある。また、農林水産省においては令和11年度末までに「売却不能な国有農地をゼロとする」政策目標を掲げていることから、処分の促進を図るための更なる見直しの必要性があると考えられる。 旧所有者の買受請求権については、昭和46年最高裁判決によると「法律上当然被収用者に返還しなければならないものでない」が「権利を保証する措置をとることが立法政策上当を得たものである」とされているものの、権利者保護のための具体的手法や期間は示されていない。すでに戦後70年以上経過しており、早期に国有農地等の処分を進める上でも改めて制度の見直しが必要である。		
国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の交付決定は、毎年度、国の予算が国会で成立後、受付を開始し、各都道府県からの交付申請書の提出を受け、審査・内部決裁を行うといった一定の事務処理期間を要していたため、交付決定が、5月中旬まで掛かっていたところである。 交付申請の受付開始後に交付決定前着手の適用を行う場合にあっても、交付決定前着手届の受付、審査及び受理まで一定の事務処理期間を要することから、決定前着手の適用を認めたとしても、事業の着手時期が大きく変わることは無いと考えられる。 このため、早期の事業着手を希望する都道府県にあっては、交付申請受付開始前に交付申請書案の事前相談を受け付け、速やかに内部決裁を進めるための事前内部調整を行うといった業務改善を行うよう地方農政局等を指導するなど、早期交付決定を図るための方法を検討してまいりたい。	従前より、農政局からは事務手続きを迅速に処理することで対応を図るよう指示いただいていたところであるが、年度当初に交付を受けようとする場合、4～5月は大型連休を挟むため、早急に事務処理を行ったとしても、連休明けに交付決定となる。しかしながら、実際の現場サイドにおいては、その間も除草や災害復旧等について、住民から早急に処理するよう要望があり、事務手続きにより処理が遅れるという行政サイドの理由では住民の理解を得られない。 特に、年度内に突発的に生ずる倒木、崩壊等の災害については、被害拡大を防止するためにも一刻も早い対応が必要であるが、交付決定を待って工事を行っているのが現状である。 都道府県で行う国有農地等の管理事務については、国民生活の安全・安心の確保や適切な土地の管理保全の面からも絶え間なく継続的に行われるべきであり、交付決定事務の手続きを理由として中断されるべきではない。国から県が委託を受けている施設管理にかかる補助金については、4月1日からの執行が認められている例もあることから、同様の制度設計を求める。		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
提案に際し、具体的な支障事例として示された「国有農地の時効取得について、農政局が明確な理由を示さず自作農財産紛争処理等連絡協議会に付議出来ない旨告げられた」ことを含めて、管理番号25と同様に自紛の開催状況や自紛における時効取得の完成の成否に関する手続について、迅速かつ円滑な処理を図る観点からその実態を調査する。	本県においては近年協議会に付議することについて農政局に認められたことがなく、協議会に付議する前段階である申出書についても農政局へ提出ができず、協議会によって時効取得に係る紛争が解決できていない状況である。現状では、協議会というオープンな場ではなく、法務局への相談結果を参考に時効取得を認めるか否か農政局内部で実質的な判断がされている。 また、その判断基準が都道府県や国民に示されていない点が問題であり、行政による恣意的な判断がなされていると国民に捉えかねられない。国有農地等が公有財産であることにより、私的財産における時効取得の要件のみではなく、農林水産省独自の基準で運用しているのであれば、その内容と根拠について明示いただきたい。 自作農財産紛争処理等連絡協議会設置運営要綱等で定められた書類提出等の要件を満たせば、当然に協議会に付議することができるようにするとともに、協議会における時効取得の認定に係る具体の基準（必要な証拠資料等を示したチェックリストや資料判断の基準等を策定）を明確にし、協議会にて時効取得にかかる実質的な議論を行うよう検討いただきたい。 以上の内容を踏まえ、協議会においてどのような基準に基づき判断されているか、また付議された実績・付議が認められなかった実績及び時効取得が認められた実績・認められなかった実績等を調査し、その結果を報告いただきたい。		
追加・訂正分の公的年金等支払報告書を電子的に提出するためには、日本年金機構のシステム改修を行うことが必要になるが、日本年金機構のシステムにおいては、令和2年通常国会で成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の施行等に伴う大幅なシステム改修が必要になっていることから、別途のシステム改修を要する本提案の実施は困難である。	そもそも、地方税法第317条の6にあるとおり、公的年金等支払報告書は電子提出することが仕組みとしてとられている。また、令和3年1月1日以降に提出する公的年金等支払報告書の電子提出義務の対象がより拡大される。追加・訂正分の公的年金等支払報告書を電子的に提出できないというのは、税務諸手続きの電子化の流れとも逆行するものとなっている。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」及び「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続コストの削減の行政手続き簡素化の3原則にある行政手続きの電子化の徹底」からもわかるように、電子化は国全体の喫緊の課題と捉えられているため、貴省においても積極的に検討をお願いしたい。 また、システム改修費用が障壁とのお答えであるが、地方がそのために被っている費用と比較衡量すれば、費用対効果の高いものであるため、国全体で見た行政コストの削減を貴省が範を示す形で、実施していただきたい。予算要求等でご都合はあると思われるが、今年度の実施ではなくとも、次年度以降での実施はできないか再検討願いたい。	【広島市】 追加・訂正分の公的年金等支払報告書を電子で提出を行うことは、各自治体における事務処理負担の軽減だけでなく、日本年金機構にとっても、各自治体への郵送料や一覧表の印刷費の削減につながると思われる。 このため、令和2年度の対応が困難であっても、今後実現すべき課題として継続検討していただくとともに、令和3年度以降、早期に電子化されることを要望する。 【佐世保市】 昨今、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスが統一化されていないことによる様々な課題が明らかとなっており、こうした行政のデジタル化の遅れに対して迅速な対応が必要であることは、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においても示されている。 今後、全国的に生産年齢人口が減少することが想定される中、地方自治体は担い手不足の減少をICTの活用や業務効率化等によりカバーしていくことが求められている。 本提案は、デジタル化の遅れにより多くの地方自治体が入力処理を要し、また提供される紙ベースの様式も非常に見辛く誤入力しないよう神経を使っているといった現状を受け提案に至っているものであり、趣旨を踏まえ再度ご検討いただきたい。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
96	徳島県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の変更申請時期の弾力的対応	地方の創意工夫にあふれた取組を推進するため、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」の増額を伴う変更申請時期を拡大すること。	【制度改正の必要性】 増額を伴わない変更申請については、変更内容に応じ、随時の申請又は申請時期が拡大されたところであるが、増額を伴う変更については、申請時期が限られており、特に年度途中で事業計画の変更等の必要性が生じた場合、変更申請時期を逸すると、当該年度中に対応することができず、柔軟な事業推進の妨げとなっている。 そのため、少なくとも秋頃に増額を伴う変更申請を可能としていただきたい。 【参考：申請スケジュール】 第1回申請：12～1月 第2回申請：4～6月(既採択事業の変更申請)	地方の実情に柔軟に対応することで、「地方創生推進交付金」等の活用促進や国・地方双方の働き方改革の推進が図られ、地方創生への取組を加速させることができる。	内閣府	旭川市、盛岡市、花巻市、釜石市、福島県、郡山市、須賀川市、三鷹市、横浜市、川崎市、小田原市、中津川市、浜松市、豊橋市、豊川市、西尾市、小牧市、京都市、三宅町、松江市、岡山市、吉野川市、石井町、松茂町、高松市、松山市、熊本市、宮崎県、九州地方知事会	○変更申請時期、回数の緩和により、適正な事業費管理や利用が促進されると思われる ○柔軟な事務の運用は、事務の効率化につながり、延いては地方創生の加速に資すると考えられることから、可能な限り柔軟に運用することが望ましい。 ○柔軟で効果的な事業実施のために、軽微変更に当たらない増額を伴う変更についても、変更申請時期を拡大していただきたい。 ○当市においても地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金を活用した事業を実施する中で、年度途中で計画変更せざるを得ない状況となる場合があるが、増額を伴う変更申請は申請時期が限られているため、事業の推進に苦慮している。秋頃にも増額を伴う変更申請が可能となれば、より地域の実情に合わせた地方創生の取組みを推進することができる。 ○地方創生推進交付金についてKPIが未達成の場合、外部有識者による検証を必要とされている。4月1日交付決定となる第1回の申請時期は、年度途中であり、実績値も把握できないため、KPIが目標値を達成できない状況も想定される。そのため、外部有識者の検証を必要とする可能性もあるが、実績値が把握できないため、現実的に外部有識者での検証をすることも困難である。その結果、事業見直しについては、第2回申請で行うこととなってしまう、交付決定は7月以降となることから、変更後の事業開始時期が遅れ、事業実施に支障が生じている。
97	徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県	公務員獣医師の給与基準の見直し	公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)	経済のグローバル化により、人やモノの交流が広域化する中、家畜伝染病の侵入リスクへの対応をはじめ、食品に対する安全性の確保に向けた取組や動物由来感染症への対応など、多様かつ専門的な知識に基づく公務員獣医師の役割や責務が増大している。 獣医関係大学の卒業生の進路は、犬、猫等の小動物臨床分野、また、都市圏、畜産地帯に偏在しており、公務員獣医師の希望者が少ない状況の中、特に「地方」においては、増大する重要な業務に必要な公務員獣医師の確保が困難となっている。 自治庁次長通知(「地方公務員の給与制度等の改正について」昭和32年6月1日自乙公発第51号)により、適用する給料表の種類等が定められており、各自治体の状況を踏まえた給与制度を構築する上で障壁となっている。 ・過去10年間の競争倍率 約1.3倍 ※受験者87名中67名に内定 ※67名中14名が内定後に採用辞退	獣医師としての「高度な専門技術と知識」により果たしている公務員獣医師の役割と社会的評価に見合った処遇の改善	総務省	福島県、千葉県、石井町、松山市、高知県、長崎市、小値賀町	○当市でもこれまでに獣医師の募集を行っているが、過去5年間には内定後辞退者が続いたほか、昨年度は応募がない状況であった。獣医師の確保に苦慮しているため、処遇改善により公務員獣医師の受験者の増加、優秀な人材の確保に繋がると考えている。 ○当市では、平成30年度から初任給調整手当を改正し、多少なりとも手厚くはなっているものの、給料面では獣医師に適用する給料表の種類等が定められており、処遇改善のための給与制度を構築する上で障壁となっている。 ・過去10年間の競争倍率 (最終合格者／1次受験者) 約1.8倍 (内定8名、受験者14名)(8名中4名が内定後辞退) ▶R1年度:受験0名 ▶H30年度:1.5倍 (合格2名、受験3名) ▶H29年度:1.0倍 (合格1名、受験1名) ▶H28年度:1.5倍 (合格2名、受験3名) ▶H27年度:1.0倍 (合格3名、受験3名) ▶H26年度:受験0名 ▶H25年度:募集なし ▶H24年度: (合格0名、受験1名) ▶H23年度: (合格0名、受験3名) ▶H22年度:募集なし ○獣医師については、獣医大学卒業者の多くが民間企業への就職を希望しており、当市では、雇用困難な状況が続いている。その要因のひとつとして、適用する医療職給料表(二)の給与水準が低いことが要因となっている。 ○獣医師については、平成22年度から継続して募集を行っているが、応募のない年や応募があっても1～2名程度とその確保が困難な状況が続いている。 ○直近5カ年(H28年度～令和2年度)の採用予定に対する採用の割合は4割程度に留まっており、採用困難な状況が続いている。 ○当県においても、他県の状況等を踏まえ、給料の調整額や初任給調整手当を措置するなどしているが、職員団体から、毎年、公務員獣医師の待遇改善を求められており、当県の獣医師会からも、H28年度以降、毎年、医療職給料表(一)の適用又は専門職給料表の新設、初任給及び初任給調整手当、給料の調整額の改善が要請されている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
増額を伴う変更申請については、KPIの達成状況等を厳格に審査する必要があるため、有識者審査に諮るなど新規申請と同様のプロセスを経ることとなる。そのため、審査に当たっては一定の審査期間の確保が必要となり、仮に秋頃に変更申請を受け付けた場合、当該年度における事業実施期間が十分確保できないこととなると考えられる。	地方側の予算措置としては、様々な対応(既決予算の流用、枠予算の充当等)が考えられ、例えば、今回のコロナの感染拡大が年度途中に起こった場合等を想定すると、緊急的かつ重点的・優先的に、増額をしてでも取り組むべき施策があり、これに対応していくためにも増額申請の機会が必要となる。 この度、随時変更を設けていただいたことにより自由度が拡大し、今後助かる事も多いかと思われるが、増額変更については、現行の制度上、いずれの事業も始まって間も無い、年度開始早々のタイミングにおいてのみでしか、対応していただけていない。 また、事業の執行期間に関しては、当然ながら年度の残余期間で執行可能と判断される事業に限り、事業費の増額を検討するものであることから、「当該年度における事業実施期間が十分確保できない」との御指摘は当たらず、当該理由をもって増額を伴う変更申請の時期を拡大しない事は、地方の創意工夫による事業執行の可能性を狭めている恐れがあると考ええる。 地方の自主性とやる気を尊重していただき、事業進捗等の個別事情をご考慮の上、目標達成に向け適切なご指導やご助言を頂きながら、増額できるタイミングが、少なくとも、もう1回程度(9月申請、11月交付決定等)あれば望ましいと、引き続き考えている。 なお、ご配慮頂いている、地方の事業執行期間を確保して頂くために、交付申請から決定までの過程において現在も尽力いただいているところではあるが、期間を短縮できる余地がないかどうか含めて、改めてご検討いただきたい。		
獣医師としての資格を有し、家畜衛生保健所等において獣医師としての本来の業務に従事している者については、国家公務員の医療職俸給表(二)に相当する給料表を適用するよう総務省から助言しているが、獣医師を含む地方公務員の給与は、地方公務員法をはじめとする関係法令に基づき、各地方公共団体の条例において定められるべきものである。 なお、地方公共団体によっては、獣医師について初任給調整手当や特殊勤務手当等で処遇する団体もあるところであり、これらの手当の支給についても、各団体の実情に応じ、それぞれの手当の趣旨を踏まえ、各団体において判断すべきものである。	手当の支給については、各団体の実情に応じ、それぞれの手当の趣旨を踏まえ、各団体において判断すべきものと明記していただいたところである。 については、獣医師を含む各団体の職員に適用する給料表の種類に関しても、関係法令に基づき、各団体の条例で定めるべきことは踏まえた上で、それぞれの実情に応じ、各団体の判断において行うこととしてよいか明確な回答をお願いしたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
102	福井県	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告を廃止または簡素化すること	中小企業経営承継円滑化法(以下、円滑化法)における法人版事業承継税制では、法人は事業承継税制の認定から5年間、年次報告書を毎年県に提出する必要があり、その報告書を確認する県の事務(ほぼ認定事務と同程度の事務量)は、認定の増加に伴い累増する制度となっている。平成29年度の円滑化法における事業承継税制等の認定事務が国から都道府県に権限移譲された後、平成30年度から認定基準が緩和されたことにより、認定事務が大幅に増加し(本県では拡充前の10年間で8件、基準緩和後の2年間は27件)、認定後に発生する年次報告書の確認事務も大幅に増加している。この事務量の増加により、本来行うべき県独自の中小企業支援業務を十分な体制で行うことが困難となる等の支障を生じることとなった。また、法人側においては、県および税務署の両方において5年間毎年、年次報告書(県)および継続届出書(税務署)を提出する必要があるため、認定後の法人側の事務が煩雑となっている。	中小企業経営承継円滑化法における事業承継税制の年次報告の撤廃または簡素化を行うことにより、県の事務が効率化され、県独自の新たな中小企業支援が可能となる。	経済産業省	青森県、神奈川県、滋賀県、京都市、大阪府、山口県、香川県、高知県、大分県、宮崎県	○当県においても、平成30年の改正を機に事業承継税制に係る認定申請が年々増加傾向にあり、認定後5年間提出される年次報告の確認業務もかなりの事務量となっている。(2019年度は全体で111件の提出があったが、2020年度は現170件、2021年度は290件が見込まれる。)このような現状の中、年次報告書の確認業務の軽減として、内容の簡素化や年次報告期間の縮小等について検討してほしい。 ○年次報告に限らず、切替確認、臨時報告、取消申請など、円滑化法の認定後の手続きは、全て税務署だけにするなど、都道府県は最初の認定だけで終了するように見直していただきたい。特に、県では事前に把握しにくい切替確認については、5年経過後、一旦、都道府県の手が離れた後も、相続が発生すれば都道府県の手続きが必要となり、企業が手続きを失念するリスクが極めて高いため、見直してほしい。 ○年次報告は法人の代理として税理士が行っている場合が多く、5年間毎年報告を失念せずに行うことは税理士側の負担にもなっている。 地方自治体としては、事業承継ネットワークとの連携や地域の中小企業等の事業承継をサポートする独自の取組に注力していきたいと考えている。 ○当団体の認定申請の件数は、拡充前の10年間で163件、基準緩和後の2年間で275件となっている。(平成30年度は84件、平成31年度は191件と前年度に比べ倍増している。)また、認定件数の増加により年次報告が累増し、令和2年度の年次報告の処理件数は200件を超える見込みである。特に贈与認定の年次報告は、事業者から税務署への提出期間が定められているため、一定の期間に報告が集中し、期限内に多くの事案を処理しなければならない。事案が増えることで税務署への提出の締切直前に確認書を交付することになり、事業者にとっても負担が大きい。 ○当県においては、平成30年度の基準緩和により、現時点では認定件数が大幅に増加している状況にはないが、特例制度の期限近くになれば、駆け込み申請により事務が増えることも考えられるため、年次報告の廃止または簡素化は必要と考える。
103	奈良県	認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること	認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。	認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」「(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30～50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。	都道府県の判断により協議の要否を決定できる運用とすることで、事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要な書類の作成を省略でき、速やかに事業に着手できる。また、都道府県も農業への影響の大きい転用事業についてののみ事業計画の精査や事業者への指導を行うことで、行政事務の効率化を図ることができる。	総務省、農林水産省	京都市、大阪府、徳島県	○中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり2.5㎡～10.5㎡と小規模であり、調整の必要性は認められない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
平成20年5月に成立した中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑化法」という。)は、遺留分に関する民法の特例、事業承継時の金融支援、事業承継税制の対象となり得る中小企業者を経済産業大臣(事務については「都道府県知事」に委任。)が認定等することで、経営の承継を円滑化することを目的とする各種支援策の基礎となる法律である。一般的に中小企業は大企業に比して、市場の競争以外の要因によって廃業等に追い込まれるケースも多く、例えば先代経営者の死亡等に起因する経営の承継局面においては様々な課題が生じる。特に事業承継後5年間は経営基盤が脆弱で廃業等のリスクが高いことから、経営承継円滑化法では当該期間を、いわゆる事業継続期間(経営承継期間)とし、経済産業大臣の認定のもと、毎年事業の継続について確認(年次報告の確認)をすることとしており、当該確認は円滑な事業の承継及び継続に資するものである。なお、事業継続期間(経営承継期間)経過後は、経営が不安定な期間を脱し、その後は安定的な事業を継続していくことが推定されるため、経営承継円滑化法上は経済産業大臣への報告は不要としている。また、年次報告等の手続簡素化については、平成25年度税制改正で「年次報告及び継続届出時に、それぞれ同様の必要書類を提出しなければならないことへの見直し要望」が強かったことを踏まえ、税務署への提出書類のうち、経済産業大臣への提出書類と重複するものについては、原則として税務署への提出を要しないこととし、提出書類を大幅に簡素化している。令和元年度税制改正では、贈与税の納税猶予適用後、先代経営者の相続が開始し、切替確認を受ける場合には、経済産業大臣への臨時報告を不要とする手続きの簡素化を行っている。さらに、令和2年度税制改正では、税務署へ提出する継続届出書等には、貸借対照表及び損益計算書の添付を要しないといった添付書類の簡素化を行っている。これまでも手続簡素化に関し、上記のような見直しを行っているが、今後の見直し等についても、通常の税制改正プロセスで処理されるものと承知している。	いただいたご回答は、事業者に係る継続届出や臨時報告の簡素化に触れているが、今回、提案している平成30年度の改正に伴い増大している年次報告の都道府県の確認事務について、簡素化や廃止につながる内容にはなっておらず、現在、生じている都道府県の支障を解決する内容にはなっていないため、引き続き、地方分権改革の観点から、議論をお願いしたい。 なお、「事業承継後5年間は経営基盤が脆弱で廃業等のリスクが高いことから、・・・毎年事業の継続について確認」とのことであるが、①認定申請する多くの法人は、資産超過など、株式の評価額の高い企業であり、経営基盤が脆弱とは必ずしも言えないこと、②法人より経営基盤が安定しているとは言い難い個人事業者は、経営承継円滑化法上、年次報告の確認を求められていないことから、年次報告の確認事務について、見直しの余地があると考える。 また、年次報告と継続届出の重複書類の見直しのご対応をいただいているところであるが、特定資産の帳簿価額および運用収入など重複した記載や、定款の写しおよび株主名簿など重複した添付書類があり、さらなる簡素化の余地があると考える。	【山口県】 平成30年度の改正を機に事業承継税制の認定申請が年々増加していることに伴い、地方自治体における年次報告の確認に係る業務量が大幅に増加していることは、新たに発生している課題である。これまでの簡素化は当該課題に対する解決に直結しておらず、課題解決に向けた見直しにつき、検討をお願いしたい。 【大阪府】 国は、更なる負担軽減について取り組んで頂くとともに、都道府県の事務負担増加に対する交付税措置について検討頂きたい。	
認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設等を設置する場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可が不要であるものの、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防止し、農業と電気通信事業の円滑な実施を図ることが望ましいとの考えから、あくまでも技術的助言として示しているものである。 したがって、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、こうした支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない。	認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整についての現行の通知では、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置 する場合は、常に調整を要するものと解釈するのが自然である。そのため、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少ないと判断できる場合には調整を要しないといったルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設であっても調整不要という運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
105	京都市	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。	繰越理由書の作成の負担が軽減される。	財務省、文部科学省	弘前市、宮城県、福島県、相模原市、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、香芝市、広島市、長崎市、大村市、壱岐市、熊本市、宮崎市	○繰越・翌債承認の手続は毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから、多忙を極めている状況である。 ○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。 ○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。 ○前倒しで補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する必要があるため、制度改正が必要であると考える。 ○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。 当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。 この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。 ○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。 そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。
106	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、宮城県、秋田県	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 R元 R2.3.10 H30 H31.1.9 H29 H30.2.1 H28 H29.3.6 H27 H28.2.3 H26 H27.1.7	・当該補助金に係る自治体の事務負担軽減 ・事業の円滑な実施	厚生労働省	富山県、長野県、半田市、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、宇和島市、高知県、大分県、鹿児島県、沖縄県	○医療提供体制推進事業において、ドクターヘリ導入促進事業地域災害拠点病院設備整備事業等を活用しているが、県は国の交付決定(令和元年度は2月7日)以降に、購入備品の入札・執行手続、各補助先(16件)への交付決定、実績報告及び履行確認、補助金支出事務等を行う必要がある。 国の交付決定日がこの時期だと、出納整理期間までの期間が短く、事業実績確認等に十分な時間が確保できないなど事業執行に大きな支障が生じている。 また、年度末は当事業に限らず多くの補助事業の執行事務が重なる時期であるため、早期の交付決定をしていただき、都道府県事務の負担軽減を図って欲しい。 ○標記補助金の交付決定の時期が年度末近くなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 ○標記補助金の交付決定時期が年度末であり、県や事業者の事務手続きや補助金支払いのスケジュールが厳しい状況となっている。 【交付決定状況】 令和元年度: 令和2年2月7日 平成30年度: 平成31年1月9日 平成29年度: 平成29年12月6日 ○概算払いにより交付を受ける補助金については、3月中に国費を受け入れる必要があり、会計担当課への書類提出期限等の兼ね合いから、早期交付決定が望ましい。 ○標記補助金の交付決定の時期が年度末近くなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年2月7日 平成30年度 平成30年10月4日 平成29年度 平成30年2月1日

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めてまいりたい。また、国庫補助金の交付手続きにおける事務負担軽減の一環として繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。	繰越し制度の周知については、事務手続きの理解を深めるための説明会が定期的に開催されていることは承知しているが、年度途中の補正予算成立が定例化し、採択事業については繰越せざるを得ない事案が数多く生じる中、本市としては事務手続き自体の簡素化を求めるものである。特に、現状では「計画に関する諸条件」として繰越理由の類型化がなされ、一定の事務効率化が図られているとは言え、加えて詳細な事由記載を求められることで実質的に負担が生じていると考えており、この事由記載部分の省略による事務軽減を図っていただきたい。		
補助金の交付決定にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条に基づき、書類等の審査を行い、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し交付決定を行っているところ。 今後は、審査の効率化、交付決定を分割して行うなど、早期執行出来る方法を検討、実施して参りたい。	審査が重要であることは理解できるが、交付要綱で交付決定までの標準的期間が、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内とされていることや交付決定後に自治体等が行う事務があることも考慮し、本県及び追加共同提案団体の支障事例に留意の上、早期の交付決定をお願いしたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
107	岩手県、宮古市、久慈市、一関市、洋野町、宮城県、秋田県	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	医療施設等設備整備費補助金の早期交付決定	例年、交付決定の時期が年度末付近となり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 R元 R2.3.10 H30 H31.3.14 H29 H29.12.6 H28 H29.1.26 H27 H27.10.26 H26 H26.10.7	・当該補助金に係る自治体の事務負担軽減 ・事業の円滑な実施	厚生労働省	足寄町、富山県、長野県、半田市、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、徳島県、宇和島市、大分県、鹿児島県、沖縄県	○医療施設等設備整備事業において、へき地診療所設備整備事業を活用し、へき地診療所の医療機器の購入に対する補助をおこなっているが、交付決定の時期が年度末近くになるため、へき地診療所を運営している各町村に対する交付決定も年度末になってしまい、その後の実績報告、補助金支出手続き等の事業執行に支障が生じている。早期の交付決定をしていただき、都道府県事務の負担軽減を図って欲しい。 ○標記補助金の交付決定の時期が年度末近くとなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 ○標記補助金の交付決定時期が年度末であり、県や事業者の事務手続きや補助金支払いのスケジュールが厳しい状況となっている。 【交付決定状況】 令和元年度：令和2年2月10日 平成30年度：平成31年3月14日 平成29年度：平成29年12月6日 ○医療機器の整備には数ヶ月を要するものもあるが、内示前の着手承認が認められていないため、スケジュールが厳しくなる場合がある。 ○概算払いにより交付を受ける補助金については、3月中に国費を受け入れる必要があり、会計担当課への書類提出期限等の兼ね合いから、早期交付決定が望ましい。 ○標記補助金の交付決定の時期が年度末近くとなり、県や事業者の事務手続きに係るスケジュールが厳しいことから、交付決定の時期を早めていただきたい。 【交付決定状況】 令和元年度 令和2年3月24日 平成30年度 平成31年3月14日 平成29年度 平成29年12月6日
108	佐野市	世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化	世帯について、定義や確認方法について明示すること。	住民基本台帳事務処理要領によると、「世帯」は、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされており、同じ家屋(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じている。	全国で統一的な考え方に基ついて世帯が構成される。結果的に、社会保障制度が健全に運営されることとなる。	総務省	苫小牧市、盛岡市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、滑川市、福井市、高山市、富士市、湖西市、犬山市、京都市、大阪府、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、大牟田市、五島市、竹田市、宮崎市	○夫婦で世帯分離をしたいとの住民異動届が窓口へ提出され、対応に苦慮した事例がある。夫婦間には扶助義務があることを説明し一旦はお帰りにいただいたが、なかなかご納得いただけず、別生計の夫に特別定額給付金が支給されることに強い不満を示された。世帯分離を受理する際、特段の判断基準は設けておらず、申出者への慎重な聞き取りによる確認後、異動届書の備考欄に別生計である旨の署名を記載いただいている。世帯分離の認定基準、事実確認方法等の明確化については必要性を感じている。分離だけでなく合併についても認定基準の設定が難しい。 ○新型コロナウィルスによる特別定額給付金支給の関係で、当初各世帯に一律一定額を支給とのことから「世帯分離したほうが有利」などといった声があった。また、インターネットなどで介護保険や後期高齢者医療等の関係で、世帯分離したほうが有利との情報もあり世帯分離の相談も多い。住民基本台帳上では「事実上生計を別にしていれば分離が可能」とされているものの明確な基準・確認方法が全国的に統一されていないため、県内であっても「疎明資料の添付が必要な市町村」や「聞き取りのみの市町村」など運用が異なる。あきらかに同一生計であるにも関わらず「他市に確認したら世帯分離できるので、なぜ世帯分離できないのか」「世帯分離すると金銭的に安くなると聞いた、なぜ転入時に教えてくれなかったのか」などの苦情も聞かれる。有利・不利で世帯分離や世帯合併を希望する方々もいることから、全国的に統一した基準、確認方法が必要と思われる。 ○生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じているものと思われる。 ○統一的な考え方がないため、他市町村と比較されると説明が難しい。特に夫婦間の世帯分離については、対応に苦慮している。統一ルールの策定が強く望まれる。 ○「世帯」の考え方については、原則を生計同一としているが、社会情勢や経済の変化により、生活形態が多様化している。その中で、市民から世帯分離の申し出があった場合、受理できると判断するためには「生計同一」のみの解釈では困難な状況となりつつある。このことにより、国において「生計同一」以外にも世帯分離を可能とする条件等を整理し通知するべきと考える。 ○当市においても世帯分離の可否の判断に苦慮しており、統一的な基準があると住民に対して明確な説明ができるようになる。 ○特に国民健康保険料や介護保険料等に絡んだ世帯分離の相談が多く、世帯分離の明確な確認方法がないため、対応に苦慮している。 ○当団体にも、管内市町村より、世帯分離の基準等が明示されていないことによる問い合わせが寄せられている。 ○世帯分離については、異動日の規定が明確にされておらず、遡及した日では関係部署によっては手続き上不便を講じることになる。 ○特別定額給付金をめぐって自治体ごとの世帯の考え方の違いでトラブルが多かったので、統一的な考え方が欲しい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
補助金の交付決定にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条に基づき、書類等の審査を行い、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し交付決定を行っているところ。 今後は、審査の効率化、交付決定を分割して行うなど、早期執行出来る方法を検討、実施して参りたい。	審査が重要であることは理解できるが、交付要綱で交付決定までの標準的期間が、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内とされていることや交付決定後に自治体等が行う事務があることも考慮し、本県及び追加共同提案団体の支障事例に留意の上、早期の交付決定をお願いしたい。	【鹿児島県】 交付決定の時期について明確な早期化が図られないとのことであるならば、各種許認可や設置工事を要する等、契約から整備まで時間を要する医療機器が補助対象となることを前提に、国における当初予算編成時に繰越明許の設定をお願いしたい。	
世帯変更届の受理に際し、市区町村長は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第34条第3項の規定により、必要があると認めるときは、関係人に対して質問などを行うことができるが、その運用には、住民のプライバシー保護にも配慮する必要があり、全国一律の審査基準の設定については、慎重であるべきである。	「住民のプライバシー保護にも配慮する必要があり、全国一律の審査基準の設定については慎重であるべき」と示されておりますが、住民のプライバシー保護は大変重要であることは十分理解しており、それを踏まえた上で日々の業務に取り組んでおります。しかしながら、プライバシー保護へ配慮することと、世帯についての定義を定めることや確認方法を明確化するといった解釈や運用基準の統一化を図ることは別問題であると考えます。 日々の業務において住民のプライバシー部分について知る必要があるため聴取等を行います。が、守秘義務を遵守したうえで、プライバシーの保護には十分配慮しており、それは他の自治体でも同様であるはずで す。 全国各自治体がこのような体制を敷いている中で、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由はどのようなことからでしょうか。 各自治体より寄せられた支障事例にあるように、世帯についての解釈が不明確なことや運用基準がないことに起因した多くの混乱が生じています。 これを解消するためにも、世帯に関する全国統一の解釈や運用基準の設定を強く望みます。特に、住民基本台帳事務処理要領において世帯の定義を「居住と生計をともにする」とありますが、この「生計をともにする」の基準が必要であると考えます。 また、住民基本台帳法第34条第3項を用いて、「必要があると認めるとき」は、関係人に対して質問をするなど調査することができるとしておりますが、これはどのような場合を想定しているのでしょうか。世帯分離の申請に関し、この「必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合なのか、住民基本台帳事務処理要領等において、明記すべきと考えます。	【福井市】 住民基本台帳法第34条第3項に規定する「必要があると認めるとき」とは、市町村長が判断するものと解されるが、この規定が全国的に明確な基準なく運用された場合、市町村によって必要以上にプライバシーに立ち入った質問や文書の提示を求める事例が発生する恐れが懸念される。プライバシー保護に関しては市町村に判断させるのではなく、ある程度の全国的な基準の設定を求める。	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
109	佐野市、野洲市	個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略	個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとすること。併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。	当該補助金申請手続では、タイトなスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。昨今の情勢に鑑み、今後も在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務等を励行していくにあたり、職員が事務所に出勤して直接手続きを行わなければならない事務が少しでも見直されていくことで、更なるテレワークの推進につながると思われる。	公印の押印を廃止することにより、押印に係る事務負担が減り、また、事務所への出勤が不要となることから、多様な働き方が選択可能となり、事務の効率化が図られる。また、公印の押印が不要となれば、申請手続において紙媒体での提出に縛られることがなくなるため、データでの提出のみとすることも可能となり、郵送にかかる時間を考慮し逆算して設けられていた提出締切を多少伸ばすことができるため、申請手続に係るスケジュールに余裕が生まれる。	総務省	秋田市、須賀川市、栃木県、新座市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、高山市、京都市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、うきは市	○後継事業のマイナポイント事業費補助金交付要綱第7条第1項及び第3項より、都道府県知事は市町村から交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し調書を作成の上、当該調書の写しを添付して総務大臣に提出しなければならない。 提案の実施に際し、申請内容の審査に支障が生じないよう公文書の真正性及び公信性を表す公印押印に代わる手段の併用が必要と考えられる。 補助金の交付には申請以外に変更、実績報告、精算等必要書類の作成、提出、審査、記載事項の転記集計、通知等事務がある。関係者の事務軽減を図るため、「調査・照会（一斉調査）システム」あるいは「補助金申請システム(jGrants:経済産業省)」のような既存システムを参考に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2「電磁的記録の作成」及び同条の3「電磁的方法による提出」に基づき、電子化を検討していただきたい。○交付申請や実績報告等の各種手続期限が非常にタイトであり、各自治体で取り纏めるための時間もそれに合わせて非常に短くなるため、事務ミスにつながってしまうのではないかと懸念がある。一定の取纏め期間を確保するという意味において、また、ペーパーレスが叫ばれる現在においてデータのための提出には賛成である。 ○社会保障税番号整備費補助金・個人番号カード交付事務費補助金・個人番号カード交付事業費補助金についても同様に押印省略としていただきたい。 ○事前確認の分スケジュールはタイトとなっており、公印の押印が不要となれば提出スケジュールに余裕ができるほか、テレワークの推進ができる等のメリットがある。 ○マイナンバー関係には複数の補助金があるが、いずれも提案団体が求めるとおり、タイトなスケジュールで申請等を行うため、公印の押印及び書面での郵送が申請団体の負担となっており、書面での押印処理がテレワーク勤務の関係で課題がある。 一方で、公印は書類の真正性を担保するものであり、押印に代わって電子上で真正性を担保できる制度の創設等を検討いただくことが望ましい。 ○提案団体からの記載にもある通り、非常にタイトなスケジュールでの書類提出を求められており、また県側も精査するスケジュールがタイトとなっており、市町村が県の定めた申請書提出日以内に提出したとしても、県からの修正依頼は軽微な修正・再提出であっても総務省に提出する締切日の直前となるといった事例が散見される。 lg.jpドメインからの送信メールであれば当該自治体からの申請である保証は一定担保されるので、押印の省略を可とするとともに、メールによるデータでの提出を可としていただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
本補助金の書類への押印は、本補助金交付要綱で、様式にある「印」の記載をもとに求めているもの。いただいたご意見を踏まえ、交付要綱改正により、押印を求めないものにすることを検討したい。	公印の押印が不要となれば、申請手続においてデータでの提出が可能となり、事務の効率化につなげることができるため、ご回答のとおり交付要綱を改正し、押印を求めないものについて、速やかに検討していただきたい。		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
110	岡山県、中国地方知事会	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則オンライン化することを求める。 また、届出内容(獣医師の分布、就業状況、異動状況等)をデータベース化することで、獣医師確保など、データの有効活用につなげる。	獣医師法第22条に基づき、獣医師は、2年ごとの報告年に、氏名、住所及びその他省令で定める事項について、都道府県を経由し、農林水産大臣へ届出する義務がある。(令和2年5月現在、県内獣医師574名) この都道府県経由に膨大な事務が生じている。特に負担がかかっている業務は、届出書(第6号様式)について①提出書類の回収・整理②内容の確認、届出概況表等への入力である。 具体的な業務量としては、①回収業務(到着順に連番を付け)20時間、②取りまとめ(不備がないか内容の確認、届出概況表等への入力、書類ダブルチェック)92時間、③報告(3枚複写の管理、国への報告)5時間となっている。 また、届出に関する全体のスケジュールとしては、毎年12月31日現在の状況を、県1月31日締め、国2月28日締めとなっている。 以上のことより、医師法、歯科医師法、薬剤師法の届出についてオンライン化を検討していることと同様に、獣医師法における届出についてもオンライン化することを求めるものである。	届出を原則オンライン化することにより、届出書のとりまとめ事務が簡素化される。 また、届出された情報をデータベース化することにより、獣医師確保等へのデータの有効活用につなげる。 ただし、インターネット環境がない方の為に郵送での届出も可能とする。	農林水産省	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、香川県、高知県、大分県	○①獣医師法第22条の届出をオンライン化することには賛成であるが、下記のトラブル等が想定されると考えられるのでその対応方法を決めておく必要がある。 ・給付金のオンライン申請のように入力ミスが続出し、その修正等で業務量が通常より増大する可能性あり ・個人情報流出事故が発生した場合(都道府県又は国) ・高齢の獣医師が、オンライン手続きに対応できない場合 →葉書等による届出とオンライン届出が混在すると事務が煩雑になる可能性大 ・届出は、獣医師→家畜保健衛生所→都道府県畜産主務課→国のルート →オンライン化のシステム構築に、全ての都道府県が対応できるか?システム構築には専門業者に委託する必要あり ②第22条の届出は、獣医師会経由で、届出葉書が対象者に送付され、県に提出される。オンライン化には獣医師会とのコンセンサスが必要。 ○当県では、獣医事を担当する専任の職員はおらず、獣医事の他、家畜衛生、動物薬事等の業務を担当1名で行っている。獣医師の数が年々増加する中、届出の数も増加し、それに比例して取りまとめ業務が増しているのが現状である。(届出数:平成26年217名、平成28年227名、平成30年247名) 本届出の事務対応は、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い時期であるとともに、年度末の多忙な時期とも重なることから、業務量削減のためのオンライン化を図り効率に処理を行う必要があると考える。また近年、当県においては女性獣医師職員の割合が増加しており、産休や育児休暇等で欠員が出た場合にも、オンラインでデータベース化されていれば、速やかな欠員補充が可能と考える。 ○当県では、県内に在住する獣医師からの届出率を向上させるため、届出期間が開始する前までに新聞広告による周知を行うとともに、県獣医師会に対し、会員への周知について協力を要請している。この中で、平成30年度の届出者691名のうち、年齢が50歳を超える獣医師は383名(55.4%)となっている。また、届出書は県内3つの家畜保健衛生所で回収するが、前回の届出者から提出がない場合の確認や届出内容の集計など、それぞれの家畜保健衛生所での業務負担は生じている。届出制度のオンライン化について、基本的には賛成の意見だが、県内における獣医師の年齢構成では、相当数の獣医師についてオンライン化への対応が困難と想定される。このため、オンライン化により家畜保健衛生所の業務負担が軽減するか不透明な部分がある。 ○届出書のとりまとめへの業務量の負担が大きいため、オンライン化が必要と考える。 ○当県においても、県内約520名分の届出について、県家畜保健衛生所(5所)とA市とで処理しており、事前周知や回収から取りまとめ、入力作業に1所当たり約20～50時間を要しているほか、内容不備や未提出者への催促、死亡者への対応等にも数時間を要している。また、国への報告作業にも5時間程度を要している。獣医師側からもオンライン化の要望を受けている。 ○当団体においても当該業務は、約2千件を書面で受け付け、整理し、記載内容全項目を個別にデータ入力、さらに分類集計の上、書面とデータを揃えて受付締切後約1か月以内に国へ報告しているが、担当者は他業務を兼務しており、非常に負担となっている。また、新型コロナウイルスまん延防止対策も考慮するとオンライン化を強く求めるものである。 ○当県においては、平成30年12月31日時点で355名の獣医師の届け出があり、提出書類のとりまとめ及び集計に多くの時間を要している。また、集計期間である1月から2月には、全国的に家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの発生が危惧され、全国の畜産担当主務課は本病の発生防止及び防疫対応に万全を期する必要がある。届出の原則オンライン化による事務作業の効率化は、取りまとめを担当する自治体の事務負担を軽減するとともに、家畜伝染病の発生予防業務により多くの時間を割くことが可能となる。 ○当県においても、当該届出の県経由に伴い膨大な事務が生じている。(届出書の回収・整理、内容の確認、届出概況表への入力作業等) 平成28年723件、平成30年805件と届出件数も増加しており、今後も届出数の増加による業務量の増が想定される。 ○当県でも、県内の獣医師からの回収業務、取りまとめ、報告の処理に膨大な時間を要している(平成30年度は351名分を2名で処理)。紙での届出を入力する際に、エラーが出ることも多く、また、人によって回答の基準が異なり確認作業が必要となることもあり、より多くの時間を要する。作業負担を減らすとともにデータを有効に活用するため、オンライン化がよいと思われる。 ○紙ベースの届出票を、県内3か所の家畜保健衛生所で、回収・取りまとめ事務を行った後、県庁で全データを整理・集計して、国への報告を行っている。取りまとめ作業では、届出票の記入漏れや誤記を、電話で届出者に確認するなど、煩雑で効率の悪い部分も多く、オンライン化されることで業務の効率化が期待される。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
獣医師法(第22条)に基づく届出については、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画(令和2年3月27日農林水産省行政情報化推進委員会決定)において令和4年度までに行政手続きのオンライン化率100%を目指すこととしていることを踏まえて対応する。	獣医師法第22条に基づく届出は2年ごとの報告年であり、直近では令和2年末時点、次回は令和4年末時点の状況報告となるが、オンライン化導入の時期について、具体的なスケジュールを示していただきたい。 また、オンライン化の具体的な内容については、各獣医師がオンラインで報告し、その情報が都道府県を経由せず、直接データ収集システム(データ管理システム)へ集積されるシステムと想定しているが、その認識で良いか教えていただきたい。 また、届出のオンライン化に加え、オンラインで提出された届出内容のデータベース化及びデータの有効活用が出来るシステムの構築についても提案しているが、これらについても対応いただけるという認識で良いか、またその具体的スケジュールについて教えていただきたい。(届出のオンライン化が実現されてから対応する、もしくはオンライン化と並行して対応する等)		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
111	砥部町、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町	非常勤職員に係る事務手続の簡素化	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明するため、通常の申請書類に加えて、報告書と多くの疎明資料を提出しなければならない。事務の簡素化のため、報告書の廃止や、添付書類の再考をお願いしたい。	労災申請をする者が、地方公共団体の非常勤職員である場合、地方公務員災害補償法の対象でないことを証明する報告書に加え、賃金台帳や出勤簿、採用通知書等、多くの疎明資料の提出を求められる。雇用してから12カ月を超えていない、常勤職員より勤務時間が短いといった点において、地方公務員災害補償法の対象でないことが明らかな事案においても、全ての疎明資料を提出しなければならない。事務の負担も大きい。不要な書類の提出を求めることは、個人情報保護の観点からも望ましくないとされる。	報告書の廃止や、添付書類の再考によって事務も簡素化され、労災認定も速やかに進むと思われる。	厚生労働省	須賀川市、大田原市、上田市、徳島市、宮崎県	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
地方公共団体の非常勤職員から労災請求があった場合、地方公務災害補償法の対象でないことを確認のために地方公共団体との雇用契約の事実に関する資料や、災害発生状況を確認するための資料など、労災認定に必要な資料の提出をお願いすることとなる。 労災保険の給付決定に不要な資料の収集を行わないことなどについて、従前より都道府県労働局に対して指示をしているところであるが、本件要請を踏まえ、あらためて、その主旨を周知してまいりたい。	地方公務災害補償法の対象でないことを確認する必要性は理解できるが、報告書に記載している内容でその確認はできると思われ、また公印により証明をした上で提出をしていることから疎明資料の添付は不要であると考えている。 また、添付資料の簡素化や、行政機関において別途把握可能な情報に係る書類の提出廃止については、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)においても速やかな措置が求められている。 したがって、具体的な対応策として以下の2点について検討をお願いしたい。 ①報告書は添付資料がなくても要件が確認できる様式に改め、その旨を都道府県労働局に通知していただきたい。 ②地方公共団体に広く周知するためにも、他の労災保険給付関係請求書等と同様に、報告書は厚生労働省のホームページでダウンロードできるようにしていただきたい。		

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
高額療養費の支給申請に当たっては、被保険者の実際の負担額の確認や、被保険者に対する過誤給付の防止等の観点から、原則として、支給申請書を添付書類と併せて保険者に提出することを求めている。 国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者については、平成28年の分権提案により、後期高齢者医療保険と同様に高額療養費の対象者が高齢であるため、毎月自治体に来庁いただく負担や、69歳以下と異なり全てのレセプトを対象としているため、書類の提出が負担となりえることを鑑み、事務的な負担が過重とならぬよう、デメリットを示した上で市町村の判断により支給申請を初回申請のみで可能としたものである。 70歳未満に対する、高額療養費の支給申請の簡素化については、以下の通りデメリットもあり、市町村の実務に与える影響を慎重に見ていく必要がある。 ・(保険料滞納者が少ない市町村国保において、)滞納者との接触の機会が失われること ・レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給してしまう可能性があること ・世帯主が死亡した場合にその把握が遅れることで、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理してしまう可能性がある等、資格得喪の把握が遅れることで、被保険者に対する高額療養費の過誤給付が発生すること ・高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することにより、レセプトの記載誤りを発見できることもあるが、その機会を失うこと	市町村の国保では、レセプト情報をもとに金額等をあらかじめ印字した支給申請書(勸奨通知)を対象世帯に送付しているところが多いと聞いている。また、平成28年提案によって、領収書の添付は省略できるということが通知された。このような取扱いである以上、高額療養費の支給申請において、被保険者の実際の負担額の確認や、被保険者に対する過誤給付の防止等の役割を求めるのは適切ではない。また、指摘されているデメリットについての見解は下記のとおりである。 ○滞納者との接触の機会が失われることについて - 個別に窓口勸奨通知等を送付し来庁を促すことや高額療養費の支給の一時保留を行うことで一定の機会を確保できる。 ○レセプト情報のみで支給額を決定するため、一部負担金等を支払っていない場合にも高額療養費を支給する可能性について - 自己負担額の支払いについては、医療機関と被保険者の間での契約行為(判例・通説により民法656条)にあたるため、被保険者が自己負担額を支払ったかどうかということと、レセプトの内容を基に高額療養費の給付を計算し被保険者へ通知・支給する療養の給付については切り分けて考えるべきである。 ○世帯主が死亡した場合に、相続人の口座ではなく死亡した世帯主の口座に振込処理をする可能性がある等の、過誤給付の発生について - 当該事例は申請に基づく高額療養費の支給を行っている現在の制度でも起こりうることである。 ○高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することによるレセプト記載誤りの発見機会の喪失について - レセプトの二次点検を実施する等複数の視点から内容の審査を行うことで記載誤りの防止が可能である。 これらを総合的に判断すると、簡素化実現によるメリットがデメリットを上回っていると考えられるため、ぜひとも前向きな検討をお願いしたい。	【福井市】 滞納者の接触については、高額療養費の支給前には当然滞納者について把握していることから、支給を差し止めることは可能であるとともに、現状においても、滞納者に事前に連絡を取り、充当するように促しているため接触の機会が失われることはない。また、事前に把握できるため被保険者数の多寡は関係がない。 一部負担金を支払っていない場合については、医療機関より、事前に医療機関より連絡をもらうことで防ぐことができる。また、来年度よりオンライン資格確認システムが稼働すれば、限度額について医療機関が確認できることになり、限度額が表示されない被保険者については、滞納者となることになる。その場合、必ず医療機関は国保事業者に連絡や被保険者に限度額認定書を取りに行かせることにより確認できる。このように、医療機関と連携をとることにより、未払いを防ぐことができる。 高額療養費の支給は3か月後と遅いため、その間に口座が凍結されることで振込不能となり、過誤給付は発生しない。 高額療養費の支給申請書には、レセプト記載情報は受診医療機関と自己負担額しか記載されずレセプト突合はできないため、誤り発見につながらない。 【横浜市】 これらのデメリットは70歳から74歳までの被保険者の高額療養費支給申請の簡素化についても同様に懸念されていましたが、本市としては現在の簡素化の運用において以下のように対応を行い解消することができていると考えます。 ・従来は、滞納者との接触機会を得るために資格証、短期証の発行や給付申請時に接触の機会を図っていましたが、現在は証更新や窓口対応にかかる労力を減らして滞納整理に注力し滞納処分により収納率を毎年上げることができています。 ・まず今回の提案の趣旨は、申請手続きの簡素化であり、支給決定において資格やレセプト情報の確認を省略することではないため、過誤給付につながらんとは考えません。 - また本市では現行の自動償還の運用において、第三者行為該当(＝レセプト上に特記10の記載があり)の申請書については、簡素化の対象世帯でも自動償還を行わず、申請書を出力して被保険者に勧奨を行っています。 ・世帯主が死亡した世帯についても前述のように支給決定において資格やレセプト情報の確認を省略することではないため、過誤給付につながらんとは考えません。 - また本市では毎月1回自庁システムにて対象世帯の抽出を行い、世帯主が死亡した世帯については、簡素化の対象外として申請書出力して被保険者に勧奨を行っています。 ・レセプト誤りについても同様に自動償還を行う場合においても事前にレセプト情報の確認は行っており、レセプトと限度額適用認定証の発行状況が相違の場合には、過大支給にならないように医療機関等への照会により支払い状況を確認しています。また医療費通知の送付により、被保険者に領収書とレセプト情報の突合を促しています。	【全国市長会】 一次回答で示された、70歳未満に対する高額療養費の支給申請の簡素化のデメリットに対しては、国民健康保険に加入する70歳から74歳までの被保険者において同様のデメリットがありながらも、保険者判断の下、実現されていることや、時点を設定し調査する等、柔軟な対応をすることにより、接触機会の喪失や過誤給付への弊害は解消できるとする意見が寄せられており、提案の実現を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
115	山梨県	申請書等における申請先大臣個人名の省略による事務処理軽減	申請書や報告書の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」となっている様式について、全般的に「厚生労働大臣殿」と変更することを求める。	補助金交付要綱の中には、申請書や報告書の様式の宛名が「厚生労働大臣〇〇〇〇殿」と規定されており、申請者は大臣名を記入しなければならず、未記載・誤記が多く発生している。その都度、申請者に補正を求めており、申請者への負担や申請書の確認を行う職員の事務負担が生じている。 【具体事案】 ・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金(システム改修分) ・高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 ・国民健康保険組合 出産育児一時金等補助金 ・国民健康保険組合出産育児一時金等補助金(国保組合高額医療費共同事業分) ・国民健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金 ・国民健康保険団体連合会等補助金(一般会計分) ・国民健康保険団体連合会等補助金(震災分) ・特定健康診査・保健指導国庫負担(補助)金 ・後期高齢者医療災害臨時特例補助金(一般会計)	「厚生労働大臣殿」となっていれば、氏名の記入が不要なため、誤記による補正の処理が必要なくなり、申請者や行政職員の事務処理軽減につながる。	厚生労働省	盛岡市、山形市、神奈川県、高山市、浜松市、京都市、大阪府、宇和島市、大分県、宮崎市	○当市でも提案団体と同様の事例があり、申請書への大臣個人名の記載は省略してもらいたい。 ○同様に、「東北厚生局長 〇〇殿」となっている様式がある。【支障事例】特別障害者手当等給付費国庫負担金、特別児童扶養手当事務取扱交付金 ○当市においては、「基盤安定負担金」において同様の事例がある。
117	ときがわ町	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」について都道府県を経由しない直接補助を可能とすること	「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」は、市町村が実施主体となり、都道府県による間接補助の形式をとっているが、都道府県によっては事業を採択していない場合があることから、都道府県を経由しない市町村への直接補助を可能としてほしい。	令和元年10月の台風19号(激甚災害)により、急傾斜地の法面下の人家が、がけ崩れの恐れがあり危険な状況となった。本町では、この土地が、がけ地の崩壊等が発生している箇所であり、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所であったことから、「災害関連地域防災がけ崩れ対策事業」の活用が必要であると考え、県に相談したが、県では事業採択していないとの回答であった。本町としては、国の補助事業を活用し、対策工事をしたい意向である。他県では事業実施されている例も見られるところ、県の方針によって、当該事業を活用できる市町村と活用できない市町村が存在するのは不平等であると考え。また、本事業は、都道府県の補助率が2分の1である場合には、当該都道府県の補助に要する費用の全額を国が補助する仕組みとなっており、都道府県を経由させなくても補助額に影響はない。さらに、仮に今後、別の事案で県が当該事業を採択することになったとしても、市町村からの要望を受けて、県において補助要綱等の整備や予算計上等の手続が必要となり、迅速に当該事業の補助を受けることができないのではないかと危惧している。 以上のことより、現行の都道府県の事業採択が必要な間接補助に加えて、市町村への直接補助を可能にすることを提案するものである。 なお県は、公共性の高い大規模ながけ崩れに対して、市町村から負担金を取ったうえで県の事業として実施するという方針をとっている。	直接交付も可能とする仕組みを導入することで、事業を採択していない都道府県の市町村において、小規模であっても人命に関わるような地域防災上重要な箇所の復旧整備を推進し、民生の安定を図ることができる。 災害によるがけ崩れの危険にさらされている住民の救済につながるものと考える。	国土交通省		